

2012年度(平成24年度)

公立図書館における危機管理（震災対策等）
に関する実態調査報告書

平成25年3月

全国公共図書館協議会

はじめに

平成 23 年 3 月の東日本大震災から 2 年が経過しましたが、震災発生時から現在に至るまで、各方面で危機管理の必要性、重要性があらためて言及されており、一部の公立図書館においても危機管理マニュアルの作成や改訂、防災訓練の実施など、防災対策の見直しが検討されるようになりました。

一方、平成 24 年 12 月 19 日付けで、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示 172 号）が告示され、新たに危機管理に関する内容も盛り込まれることとなりました。同基準にもあるとおり、危機管理に関する手引書の作成や関連機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施など、図書館の危機管理の充実がより一層必要とされてきております。

しかし、現状では、公立図書館における危機管理に関するデータは少なく、全国の公立図書館における危機管理の実態等は明確になっていない状況です。そこで、全国公共図書館協議会では、今回、調査・研究事業の一環として、平成 24 年度・25 年度の二ヵ年で「公立図書館における危機管理（震災対策等）」について調査研究に取り組むこととしました。その第一段階として、平成 24 年度は、全国の公立図書館を対象に実態調査を実施しました。

今回の実態調査では、中沢孝之氏（草津町立図書館）を助言者として迎え、アンケート調査項目の作成は全国調整委員及び編集委員が行いました。その上で、実態調査の集計及び報告書の執筆を分担して行い、中沢孝之氏のアドバイスをいただきながら編集いたしました。

この報告書では、調査データを集計するとともに、公立図書館における実施状況をわかりやすく表すためのデータ抽出を行い、簡単な解説をつけました。

今後、公立図書館における震災対策に関する危機管理をますます充実させるために、基礎的資料として御活用いただき、図書館サービスの一層の発展に寄与できれば幸いです。

最後に、この報告書をまとめるに当たり、中沢孝之氏をはじめ、アンケート調査に御協力をいただいた各館の皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月
全国公共図書館協議会
全国調整委員会

目 次

調査概要	1
第1章 発災時と発災後の対応	3
1 被災経験と図書館の状況	3
2 資料の被災状況	8
3 電算システムの被災状況	15
4 支援について	19
5 都道府県立図書館の対応	21
6 その他	23
第2章 平常時の備え	24
1 図書館の備え－危機管理に対応するマニュアルの装備状況－	24
2 図書館独自のマニュアルを作成している図書館のマニュアル の周知・活用方法	28
3 図書館以外のマニュアルを運用している図書館のマニュアル の周知・活用方法	35
4 事業継続計画の有無	40
5 地震を想定した防災訓練	41
第3章 相互協力、支援体制	60
1 同一自治体内における相互協力、支援体制	60
2 他の自治体の図書館との相互協力、支援体制	65
3 協力(援助)内容の希望	68
付録 危機管理(震災対策等)にかかる調査票	81
1 共通	83
2 都道府県立図書館用	91
3 市区町村立図書館用	93
全国調整委員会委員・編集委員名簿	94

調 査 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の公立図書館における危機管理（震災対策等）の実態を把握するとともに、現状を分析し、課題等を整理することにより、公立図書館の震災対策を主とした危機管理について改善に資することを目的としたものである。

2 調査内容

調査票に示されているとおり、主な調査項目は、大きく以下のとおりに分けられる。

- (1) 発災時と発災後の対応
- (2) 平常時の備え
- (3) 相互協力、支援体制

3 調査対象館

全国の公立図書館

4 調査対象期間

設問で指示がある場合を除き、平成 24 年度の状況、実績等

5 調査方法

調査票の配付は電子メール、回収は電子メール及び郵送により実施

(1) 調査票の配付

全公図事務局 → 都道府県立図書館の中心館 → 市区町村立図書館の中心館

(2) 調査票の回収

市区町村立図書館の中心館 → 都道府県立図書館の中心館 → 全公図事務局

6 調査票の回収状況

(1) 回答館数

区分	回答数
都道府県立	47 件
市区町村立	1,269 件

(2) 回答自治体数

区分	図書館設置自治体数	回答自治体数	無回答数	回収率
都道府県	47	47	0	100.0%
市区町村	1,301	1,269	32	97.5%
計	1,348	1,316	32	97.6%

* 図書館設置自治体数のうち、市区町村数は各都道府県立図書館からの回答等により算定。

7 計画立案から報告書の作成まで

(1) 実施計画の策定

平成 24 年 4 月から 7 月まで

(2) 実施計画の確定

平成 24 年 7 月（全公図総会にて了承）

(3) 調査票案の作成

平成 24 年 8 月から 11 月まで

(4) 全国調整委員会の開催

平成 24 年 11 月 14 日に中沢孝之氏を助言者に迎え、編集委員会で作成した調査票案等について全国調整委員会において協議を行った。

(5) 調査の依頼

平成 24 年 12 月 4 日に都道府県立図書館（中心館）へ依頼文を送付した。

(6) 調査票の提出期限

平成 25 年 1 月 10 日

(7) 集計・報告書案の作成

平成 25 年 1 月から平成 25 年 3 月

(8) 報告書内容の確定

平成 25 年 3 月、全国調整委員による報告書案の調整を経て、内容を確定した。

8 報告書の集計上で留意した点

原則、回収した調査票に記載のあるとおりとした。また、本報告書では、調査票で得た数値を客観的に説明するにとどめ、具体的な分析や提言は次年度に委ねることとした。

9 その他

報告書の全文及び調査票の記入要領は、全国公共図書館協議会のホームページ内に、PDF ファイルで掲載した。

<http://www.library.metro.tokyo.jp/zenkoutou/tabid/2270/Default.aspx>

第 1 章 発災時と発災後の対応

1 被災経験と図書館の状況

(1) 被災経験の有無

今回の調査では、調査年次である 2012 年から過去 20 年の間に被災した状況や対応を調査対象とした。20 年間という幅は、図書館に勤めている現役の図書館員が実際に体験、もしくは同じ職場に勤めていた他の職員から直接聞くなどして記憶や記録に残っており、回答が曖昧にならない範囲ということで設定したものである。

まず、図書館という施設が被災した経験については、都道府県立図書館では、47 都道府県のうちの 38.3%にあたる 18 自治体が「被災した経験あり」と回答しており、市区町村立図書館では、24.7%にあたる 313 自治体が同様の回答をしている。

表 1.1 過去の被災の有無

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
ある	18	38.3%	313	24.7%
ない	27	57.4%	924	72.8%
わからない	2	4.3%	29	2.3%
無回答	0	0.0%	3	0.2%
合 計	47	100.0%	1,269	100.0%

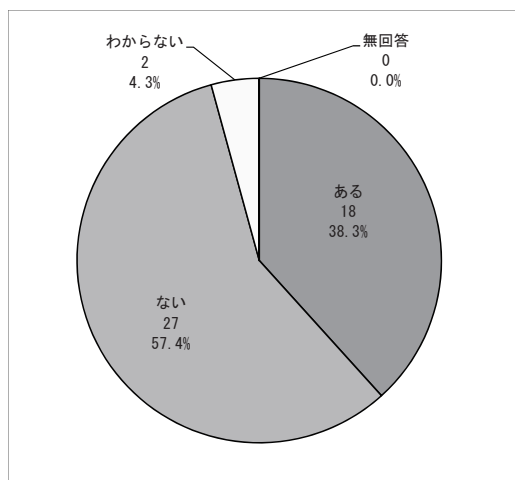


図 1.1 過去の被災の有無(都道府県) n=47

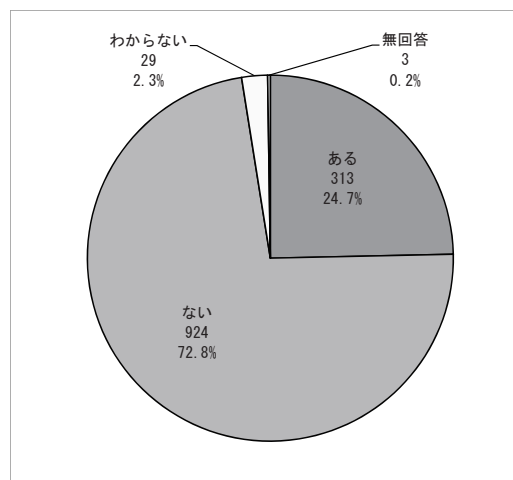


図 1.2 過去の被災の有無(市区町村) n=1,269

(2) 被災した地震と規模

被災した地震は、都道府県、市区町村とも「東日本大震災」を挙げた自治体がトップで、それぞれ 12 自治体 (66.7%)、209 自治体 (66.8%) と高い割合になっている。以下、「阪神・淡路大震災」を挙げている自治体が、都道府県では 4 自治体 (22.2%)、市区町村では 26 自治体 (8.3%) を占めている。

また、被災した地震の規模については、都道府県では「震度 6 弱」の地震によるものが 6 自治体 (33.3%) と一番多く、市区町村では「震度 5 強」の地震によるものが 89 自治体 (28.4%) で最も多い。大きな被害の生じる可能性がある地震規模としてひとつの目安になるのではなかろうか。

表 1.2 被災地震名

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
東日本大震災	12	66.7%	209	66.8%
阪神・淡路大震災	4	22.2%	26	8.3%
鳥取県西部地震	0	0.0%	9	2.9%
芸予地震	0	0.0%	10	3.2%
十勝沖地震	0	0.0%	11	3.5%
新潟県中越地震	0	0.0%	6	1.9%
福岡県西方沖地震	1	5.6%	7	2.2%
能登半島地震	0	0.0%	6	1.9%
その他	1	5.6%	25	8.0%
無回答	0	0.0%	4	1.3%
合 計	18	100.0%	313	100.0%

表 1.3 過去の地震の大きさ

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
震度 7	1	5.6%	9	2.9%
震度 6 強	2	11.1%	43	13.7%
震度 6 弱	6	33.3%	65	20.8%
震度 5 強	5	27.8%	89	28.4%
震度 5 弱	0	0.0%	68	21.7%
震度 4	4	22.2%	32	10.2%
震度 3 以下	0	0.0%	1	0.3%
わからない	0	0.0%	5	1.6%
無回答	0	0.0%	1	0.3%
合 計	18	100.0%	313	100.0%

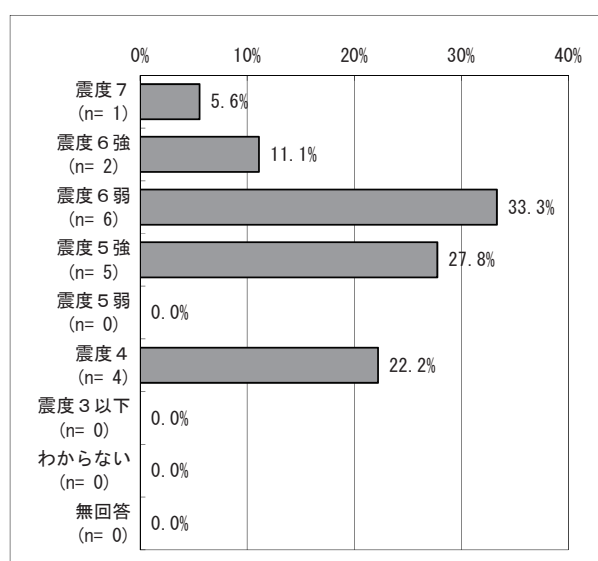


図 1.3 被災した地震の大きさ(都道府県) n=18

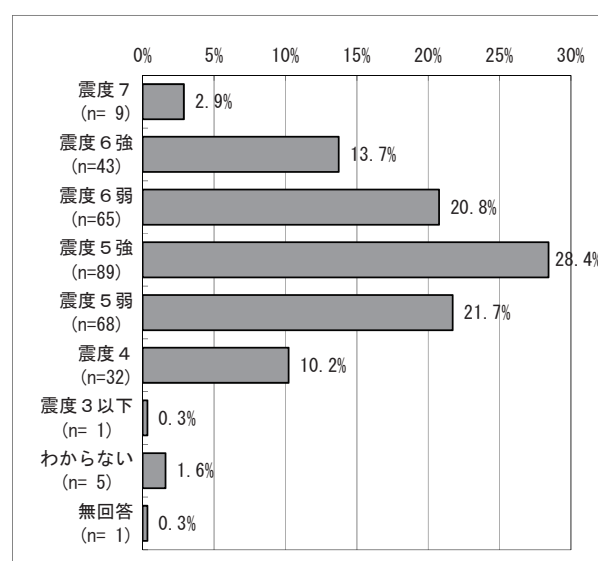


図 1.4 被災した地震の大きさ(市区町村) n=313

(3) 被災時の住民への情報提供

被災時の、住民への図書館資料以外の情報提供については、都道府県では 11 自治体 (61.1%) が提供している一方、市区町村では 87 自治体 (27.8%) に留まり、情報を提供しなかった自治体が 156 自治体 (49.8%) とほぼ半数を占め、自館が被災したため提供できなかった自治体も 66 自治体 (21.1%) 存在している。

実際に住民に提供した情報の種類をみると、都道府県の 10 自治体 (90.9%)、市町村の 50 自治体 (57.5%) が「地震情報」を、都道府県の 6 自治体 (54.5%)、市町村の 39 自治体 (44.8%) が「生活支援情報」を提供している。この他に、「交通機関情報」及び「国の機関や政府発表情報」を提供している自治体も多く見られる。

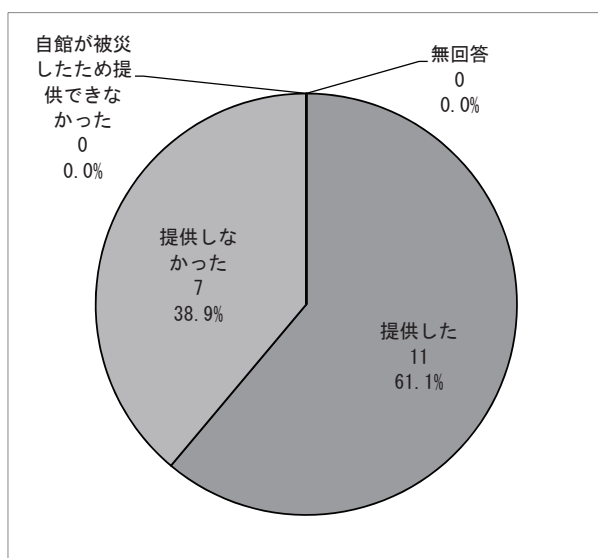


図 1.5 被災時の住民への情報提供(都道府県)
n=18

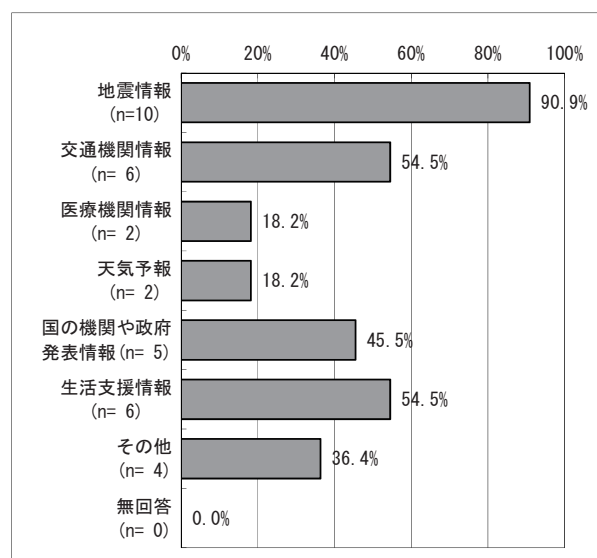


図 1.6 住民に提供した情報の種類(都道府県)
(複数回答)

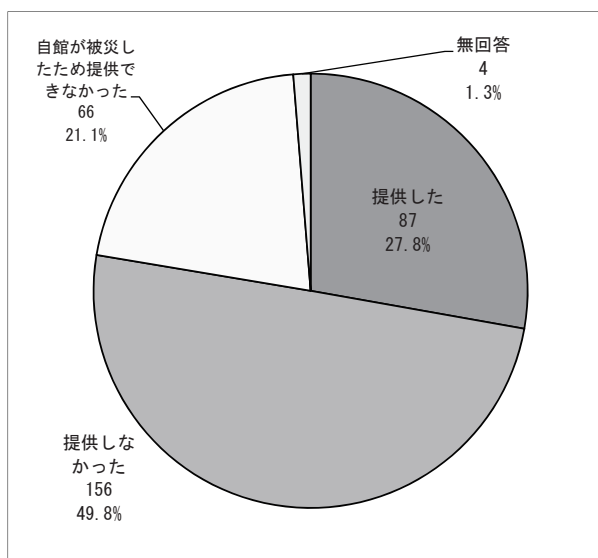


図 1.7 被災時の住民への情報提供(市区町村)
n=313

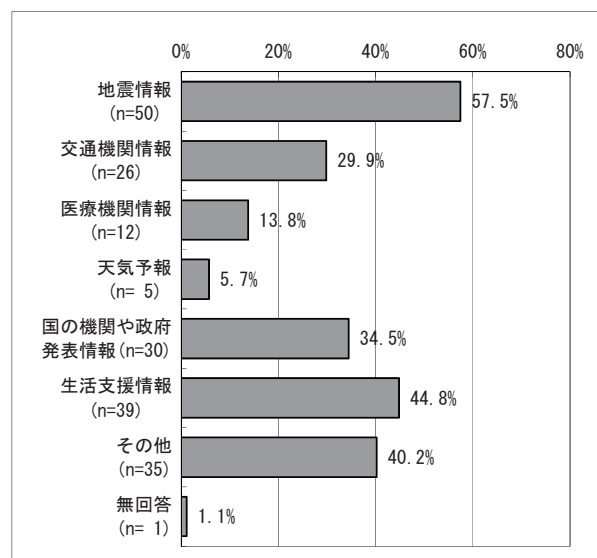


図 1.8 住民に提供した情報の種類(市区町村)
(複数回答)

(4) 被災直後の状況とその後の対応

被災直後の図書館の状況をたずねたところ、最も多かった対応は「休館」で、被災した都道府県の 12 自治体 (66.7%)、同じく市区町村の 223 自治体 (71.2%) が休館となっている。次いで多い対応が「開館時間の短縮」で、被災した都道府県の 9 自治体 (50.0%)、同じく市区町村の 101 自治体 (32.3%) が開館時間の短縮を余儀なくされている。

また、「移転や立て替えを含む完全閉鎖」となった都道府県が 1 自治体、市区町村では 14 自治体 (4.5%) あるほか、施設の「一部閉鎖」となった都道府県も 1 自治体、市区町村では 24 自治体 (7.7%) ある。

他方、被災したものの「通常どおり開館」したところが、都道府県では 3 自治体 (16.7%)、市区町村は 42 自治体 (13.4%) あり、「一部サービスに制限があるものの開館を継続」した自治体は、都道府県の 2 自治体 (11.1%)、市区町村では 38 自治体 (12.1%) となっている。

表 1.4 被災直後の状況及び対応

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
完全閉鎖（移転、立て替えを含む）	1	5.6%	14	4.5%
一部閉鎖	1	5.6%	24	7.7%
休 館	12	66.7%	223	71.2%
開館時間の短縮	9	50.0%	101	32.3%
開館継続（一部サービスに制限あり）	2	11.1%	38	12.1%
通常どおり開館	3	16.7%	42	13.4%
その他	4	22.2%	28	8.9%
無回答	0	0.0%	1	0.3%
回答者数	18	—	313	—

(複数回答)

(5) 地震の大きさと被災直後の状況及び対応

先に提示した地震の大きさと被災直後の状況及び対応の関係について、市区町村調査からまとめてみた。

被災した 313 自治体のうち、「震度 7」の地震に見舞われた自治体では、22.2%の割合で「完全閉鎖」となっており、残りの自治体では、ほぼすべてで「休館」となっている。

「震度 6 強及び弱」の自治体では、震度 7 の地域に比べると「完全閉鎖」の割合は低くなり 4 % 台となるものの、80%強の比率で「休館」となっている。

一方で、「開館時間の短縮」や「開館継続」、「通常どおり開館」した図書館は、被災した地震の震度が小さくなるほど多くなっていることが分かる。

表 1.5 地震の大きさと被災直後の状況及び対応

回答項目		被災地震の大きさ								
		震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	震度 4	震度 3 以下	わからない	無回答
回 答 数	完全閉鎖	2	2	3	3	4	0	0	0	14
	一部閉鎖	0	1	5	10	4	4	0	0	24
	休 館	7	37	55	67	38	16	1	2	223
	開館時間の短縮	0	7	17	38	29	8	1	0	101
	開館継続	0	3	5	11	9	8	1	1	38
	通常どおり開館	0	2	4	13	14	7	0	2	42
	その他	1	7	6	7	6	1	0	0	28
	無回答	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	回答者数	9	43	65	89	68	32	1	5	313
構 成 比	完全閉鎖	22.2%	4.7%	4.6%	3.4%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%
	一部閉鎖	0.0%	2.3%	7.7%	11.2%	5.9%	12.5%	0.0%	0.0%	7.7%
	休 館	77.8%	86.0%	84.6%	75.3%	55.9%	50.0%	100.0%	40.0%	71.2%
	開館時間の短縮	0.0%	16.3%	26.2%	42.7%	42.6%	25.0%	100.0%	0.0%	32.3%
	開館継続	0.0%	7.0%	7.7%	12.4%	13.2%	25.0%	100.0%	20.0%	12.1%
	通常どおり開館	0.0%	4.7%	6.2%	14.6%	20.6%	21.9%	0.0%	40.0%	13.4%
	その他	11.1%	16.3%	9.2%	7.9%	8.8%	3.1%	0.0%	0.0%	8.9%
	無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.3%

(複数回答)

(6) 被災直後に一部閉鎖や休館などに陥った要因

被災直後に図書館が一部閉鎖や休館などに陥った要因について、複数回答可でたずねてみたところ、都道府県、市区町村とも「図書館資料の落下、散乱」が最も多く、「水道、電気、ガスなどのライフラインの停止」や「ガラスや館内配管など設備の損壊」を挙げる自治体が多く見られた。

また、「電算システムの停止」を要因に掲げる図書館も少なくなかった。

表 1.6 被災直後に一部閉鎖や休館などに陥った要因

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
建物の甚大な被害	4	23.5%	46	16.3%
設備の損壊（ガラスや館内水道管の破裂等）	8	47.1%	102	36.2%
ライフライン（水道、電気、ガス）の停止	8	47.1%	133	47.2%
液状化による被害	0	0.0%	3	1.1%
図書館資料の落下、散乱（損傷、散逸も含む）	15	88.2%	232	82.3%
電算システムの停止（損壊も含む）	5	29.4%	70	24.8%
勤務可能な職員数の不足	2	11.8%	44	15.6%
その他	4	23.5%	66	23.4%
無回答	0	0.0%	2	0.7%
回答者数	17	—	282	—

(複数回答)

(7) 被災から通常開館までの道のり

被災してから通常開館できるようになるまでにかかった時間についてたずねてみたところ、市区町村では、「2日以上1週間未満」が60自治体（22.4%）で一番多かったが、「1ヶ月以上3ヶ月未満」のところも53自治体（19.8%）あり、「1年以上」を要した自治体が8箇所、「開館できなかった」自治体が1箇所となった。

都道府県でも、「1ヶ月以上3ヶ月未満」と回答した自治体が8つあり、「1年以上」を要した自治体も1箇所あった。

表 1.7 被災から通常開館するまでに要した時間

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1年以上	1	6.7%	8	3.0%
半年以上～1年未満	2	13.3%	16	6.0%
3ヶ月以上～半年未満	0	0.0%	20	7.5%
1ヶ月以上～3ヶ月未満	8	53.3%	53	19.8%
2週間以上～1ヶ月未満	1	6.7%	35	13.1%
1週間以上～2週間未満	0	0.0%	27	10.1%
2日以上～1週間未満	3	20.0%	60	22.4%
1日	0	0.0%	36	13.4%
開館できなかった	0	0.0%	1	0.4%
わからない	0	0.0%	2	0.7%
無回答	0	0.0%	10	3.7%
合 計	15	100.0%	268	100.0%

(8) 被災地震の大きさと通常開館に要した時間

先に提示した地震の大きさと、被災してから通常開館できるようになるまでに要した時間の関係について、被災回答数の多い市区町村調査からまとめてみた。

地震の大きさが「震度6弱」よりも大きくなると、通常開館できるようになるまで「1ヶ月以上」かかる割合が高くなっており、「震度5強」では「1ヶ月以上」かかった比率が30.8%であるのに対し、「震度6弱」では43.3%、「震度6強」では61.6%、「震度7」では66.6%となっており、被災の原状復旧に時間がかかっている様子が現れている。

表 1.8 地震の大きさと被災後、通常開館できるようになるまでに要した時間

回答項目		被災地震の大きさ								
		震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	震度 4	震度 3 以下	わからない	無回答
回数	1 年以上	0	3	2	1	2	0	0	0	0
	半年以上～1 年未満	1	4	4	3	4	0	0	0	0
	3 ヶ月以上～半年未満	1	6	9	1	3	0	0	0	0
	1 ヶ月以上～3 ヶ月未満	4	11	11	19	5	2	0	1	0
	2 週間以上～1 ヶ月未満	1	5	10	11	4	3	1	0	0
	1 週間以上～2 週間未満	1	2	7	9	7	1	0	0	0
	2 日以上～1 週間未満	0	4	10	21	16	8	0	0	1
	1 日	0	1	5	11	10	8	0	1	0
	開館できなかった	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	わからない	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	1	1	1	2	3	1	0	1	0
	合 計	9	39	60	78	54	23	1	3	1
	合 計	268								
構成比	1 年以上	0.0%	7.7%	3.3%	1.3%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	半年以上～1 年未満	11.1%	10.3%	6.7%	3.8%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	3 ヶ月以上～半年未満	11.1%	15.4%	15.0%	1.3%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	1 ヶ月以上～3 ヶ月未満	44.4%	28.2%	18.3%	24.4%	9.3%	8.7%	0.0%	33.3%	0.0%
	2 週間以上～1 ヶ月未満	11.1%	12.8%	16.7%	14.1%	7.4%	13.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	1 週間以上～2 週間未満	11.1%	5.1%	11.7%	11.5%	13.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	2 日以上～1 週間未満	0.0%	10.3%	16.7%	26.9%	29.6%	34.8%	0.0%	0.0%	100.0%
	1 日	0.0%	2.6%	8.3%	14.1%	18.5%	34.8%	0.0%	33.3%	0.0%
	開館できなかった	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	わからない	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	11.1%	2.6%	1.7%	2.6%	5.6%	4.3%	0.0%	33.3%	0.0%
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	合 計	100.0%								

2 資料の被災状況

(1) 所蔵資料の被災状況

まず、所蔵資料の被災状況について見てみると、被災のあった図書館のある都道府県の 44.4%、市区町村の 34.8%は、「所蔵資料の 2 割未満」の被災に留まっており、全体の中で一番多い比率となっている。

他方で、「所蔵資料の 8 割以上～すべて」被災した自治体が、都道府県では 4 自治体 (22.2%)、市区町村では 21 自治体 (6.7%) あり、「被害の程度は不明」と回答された自治体が 27 市区町村 (8.6%) あることにも着目する必要がある。

表 1.9 所蔵資料の被災状況

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
所蔵資料の 8 割以上～すべて	4	22.2%	21	6.7%
所蔵資料の半数以上～8 割未満	0	0.0%	28	8.9%
所蔵資料の 2 割以上～半数未満	1	5.6%	31	9.9%
所蔵資料の 2 割未満	8	44.4%	109	34.8%
所蔵資料の被害はなし	2	11.1%	93	29.7%
被害の程度は不明	0	0.0%	27	8.6%
無回答	3	16.7%	4	1.3%
合 計	18	100.0%	313	100.0%

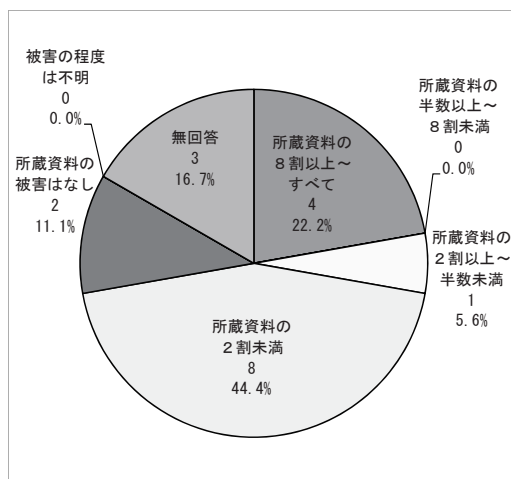


図 1.9 資料の被災状況(都道府県) n=18

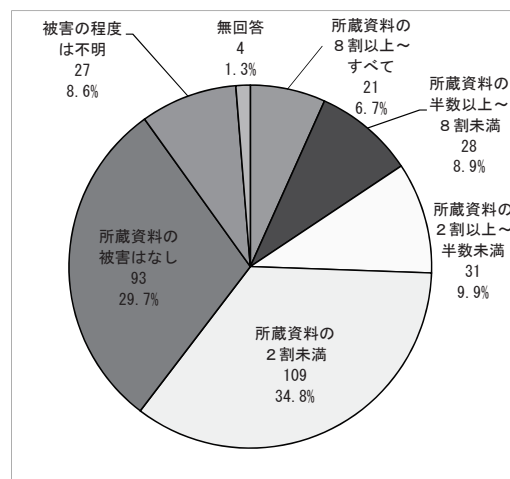


図 1.10 資料の被災状況(市区町村) n=313

続いて、具体的な被災冊数についてたずねてみたところ、都道府県、市区町村とも「不明を含む無回答」が最も多く、それぞれ8自治体(44.4%)、193自治体(61.7%)となった。

表 1.10 所蔵資料の被災冊数

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1,000冊未満	3	16.7%	27	8.6%
1,000冊～5,000冊未満	0	0.0%	24	7.7%
5,000冊～10,000冊未満	1	5.6%	5	1.6%
10,000冊～50,000冊未満	1	5.6%	28	8.9%
50,000冊～100,000冊未満	1	5.6%	24	7.7%
100,000冊以上	4	22.2%	12	3.8%
無回答(不明を含む)	8	44.4%	193	61.7%
合 計	18	100.0%	313	100.0%

(2) 被災地震の大きさと所蔵資料の被災状況

ここでも、先に提示した地震の大きさと、所蔵資料の被災状況の関係について、被災数の多い市区町村調査からまとめてみた。

「所蔵資料の半数以上～すべて」の被災状況について見てみると、「震度4」以下の地震では0%であるのに対し、「震度5弱」では1.5%、「震度5強」では13.5%、「震度6弱」では26.1%、「震度6強」では34.9%、「震度7」では44.4%と、震度が大きくなるにつれ、所蔵資料にも大きな被害が生じていることが分かる。

表 1.11 地震の大きさと所蔵資料の被災状況

回答項目		被災地震の大きさ								
		震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4	震度3以下	わからない	無回答
回 答 数	所蔵資料の8割以上～すべて	2	6	8	4	1	0	0	0	0
	所蔵資料の半数以上～8割未満	2	9	9	8	0	0	0	0	0
	所蔵資料の2割以上～半数未満	0	9	12	5	4	1	0	0	0
	所蔵資料の2割未満	3	13	22	35	25	8	0	3	0
	所蔵資料の被害はなし	1	3	10	28	28	21	0	1	1
	被害の程度は不明	1	3	4	8	9	1	0	1	0
	無回答	0	0	0	1	1	1	1	0	0
	合 計	9	43	65	89	68	32	1	5	1
構 成 比	所蔵資料の8割以上～すべて	22.2%	14.0%	12.3%	4.5%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	所蔵資料の半数以上～8割未満	22.2%	20.9%	13.8%	9.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	所蔵資料の2割以上～半数未満	0.0%	20.9%	18.5%	5.6%	5.9%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	所蔵資料の2割未満	33.3%	30.2%	33.8%	39.3%	36.8%	25.0%	0.0%	60.0%	0.0%
	所蔵資料の被害はなし	11.1%	7.0%	15.4%	31.5%	41.2%	65.6%	0.0%	20.0%	100.0%
	被害の程度は不明	11.1%	7.0%	6.2%	9.0%	13.2%	3.1%	0.0%	20.0%	0.0%
	無回答	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	1.5%	3.1%	100.0%	0.0%	0.0%
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 資料の被災状況の把握に要した時間

資料の被災した状況を把握するのにかかった時間についてたずねてみたところ、「地震当日中」もしくは「2日以上～1週間未満」が、都道府県では61.5%、市区町村でも64.5%とそれぞれ6割を超えた。一方、「1ヶ月以上～」状況把握にかかったとの回答が市区町村調査では40自治体(21.1%)あり、うち2自治体では「1年以上」を要しており、長期にわたっている。

表 1.12 資料の被災状況の把握に要した時間

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1年以上	0	0.0%	2	1.1%
半年以上～1年未満	0	0.0%	12	6.3%
3ヶ月以上～半年未満	0	0.0%	5	2.6%
1ヶ月以上～3ヶ月未満	1	7.7%	21	11.1%
2週間以上～1ヶ月未満	3	23.1%	10	5.3%
1週間以上～2週間未満	0	0.0%	12	6.3%
2日以上～1週間未満	7	53.8%	69	36.5%
地震当日中	1	7.7%	53	28.0%
わからない	1	7.7%	4	2.1%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合 計	13	100.0%	189	100.0%

(4) 資料が通常利用できるようになるまでに要した時間

被災後、資料が通常どおり利用できるようになるまでにかかった時間についてたずねたところ、「地震当日中」もしくは「2日以上～1週間未満」が、都道府県は30.8%、市区町村では49.2%となっており、先の状況把握に要した時間の比率に比べ、数値を落としていることが分かる。

また、以下に掲げた図 1.11 と図 1.12、図 1.13 と 1.14 を比較してみると、都道府県、市区町村いずれも必要とした時間が、左図よりも右図で上方に推移している、つまり資料が通常どおり利用できるようになるまでには、より多くの時間がかかっていることが表れている。

表 1.13 資料が通常利用できるようになるまでに要した時間

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1年以上	0	0.0%	7	3.7%
半年以上～1年未満	1	7.7%	8	4.2%
3ヶ月以上～半年未満	2	15.4%	14	7.4%
1ヶ月以上～3ヶ月未満	3	23.1%	24	12.7%
2週間以上～1ヶ月未満	1	7.7%	18	9.5%
1週間以上～2週間未満	1	7.7%	21	11.1%
2日以上～1週間未満	4	30.8%	68	36.0%
地震当日中	0	0.0%	25	13.2%
わからない	1	7.7%	3	1.6%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合 計	13	100.0%	189	100.0%

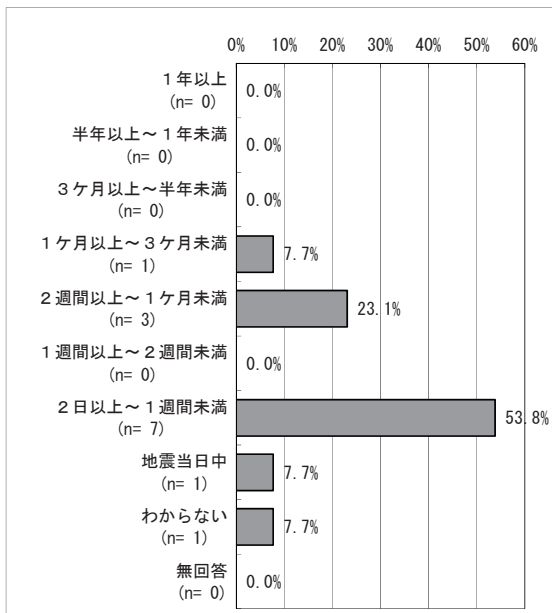


図 1.11 資料の被災状況の把握に
要した時間(都道府県)n=13

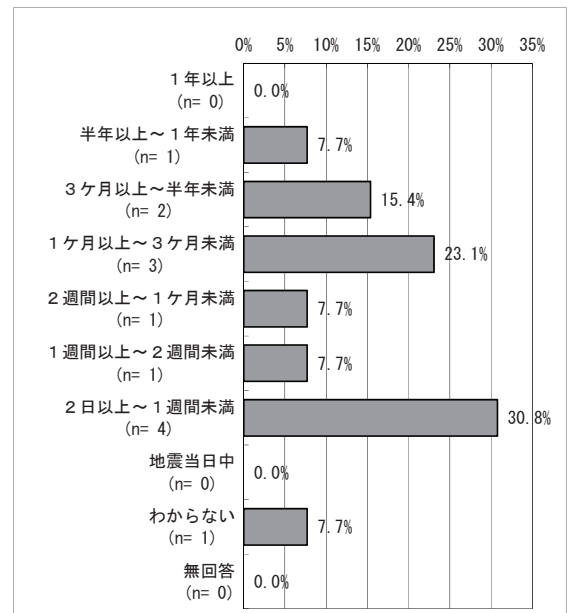


図 1.12 資料が通常利用できるまでに
要した時間(都道府県)n=13

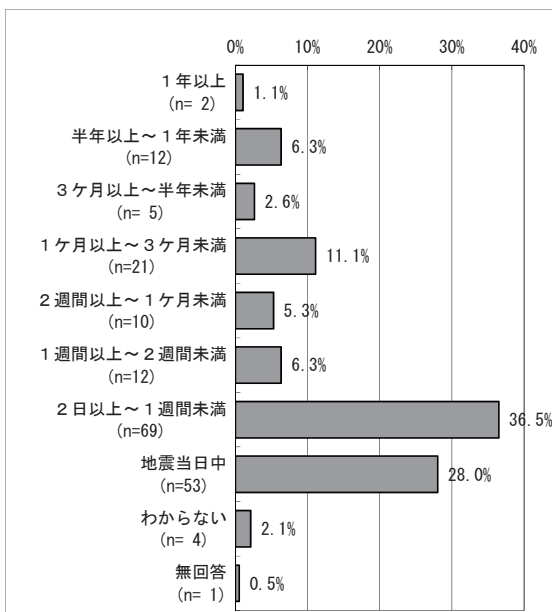


図 1.13 資料の被災状況の把握に
要した時間(市区町村)n=189

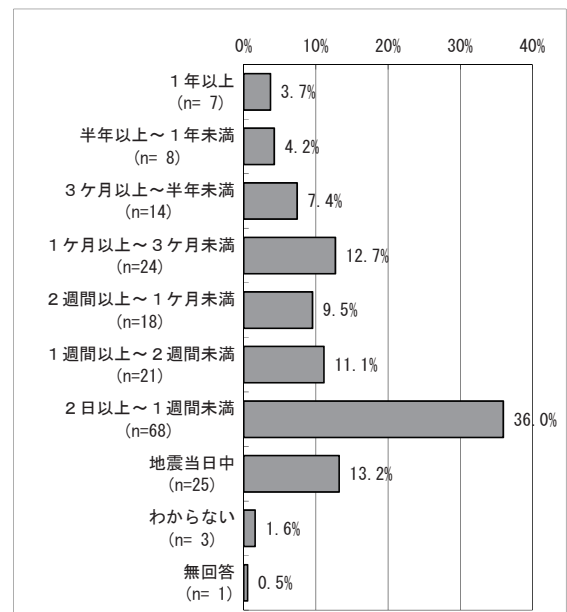


図 1.14 資料が通常利用できるまでに
要した時間(市区町村)n=189

(5) 資料の復旧に従事した職員等

資料の復旧に携わった職員等については、被害のあった都道府県のすべてで「通常、図書館に勤務している職員（正規、嘱託、臨時、アルバイト、委託など）」が従事したとの回答があり、「地元や他の自治体からの応援ボランティア」や「他県からの応援職員（派遣職員も含む）」の割合はそれほど高くなかった。

市区町村調査では、「通常、図書館に勤務している職員」の比率が同様に高いものの、「地元の応援で、学生を含むボランティア」が40自治体（21.2%）、「他の部署に勤務している、地元自治体の職員」も33自治体（17.5%）と比較的多かった。

表 1.14 資料の復旧に従事した職員等

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
通常、図書館に勤務している職員 (正規、嘱託、臨時、アルバイト、委託など)	13	100.0%	185	97.9%
専門機関(文書館・博物館等)に勤務している職員	0	0.0%	4	2.1%
図書館・専門機関以外に勤務している自治体職員	0	0.0%	33	17.5%
ボランティア(地元の応援。学生も含む)	1	7.7%	40	21.2%
ボランティア(他の自治体からの応援。学生も含む)	1	7.7%	7	3.7%
他県からの応援職員(派遣職員も含む)	1	7.7%	2	1.1%
その他	2	15.4%	17	9.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
回答者数	13	—	189	—

(複数回答)

(6) 被災後に実施した対策

被災後に実施した対策についてたずねたところ、都道府県、市区町村とも、トップは「書架の転倒防止対策」で、それぞれ5自治体(38.5%)、94自治体(49.7%)であった。次いで、「資料の落下防止バーの設置などの落下防止対策」を挙げた都道府県が3自治体(23.1%)、市区町村では66自治体(34.9%)あったが、「特に何もしなかった」と回答したところも少なくなく、都道府県で4自治体(30.8%)、市区町村で58自治体(30.7%)あった。

表 1.15 被災後に実施した対策

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
書架の転倒防止対策	5	38.5%	94	49.7%
資料の落下防止対策(落下防止バー等の設置)	3	23.1%	66	34.9%
専門機関との連携	0	0.0%	5	2.6%
特に何もしなかった	4	30.8%	58	30.7%
その他	3	23.1%	15	7.9%
無回答	0	0.0%	2	1.1%
回答者数	13	—	189	—

(複数回答)

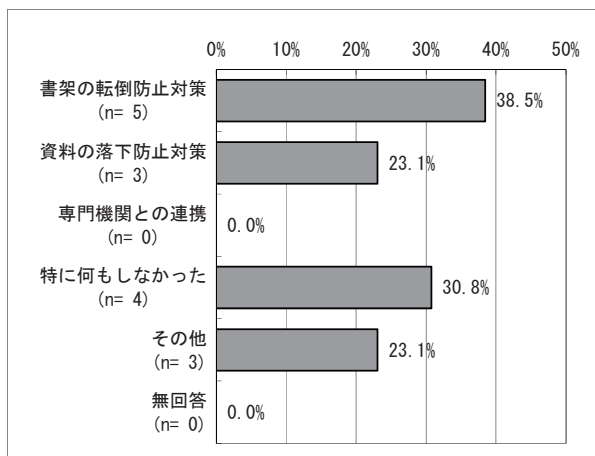


図 1.15 被災後に実施した対策(都道府県)

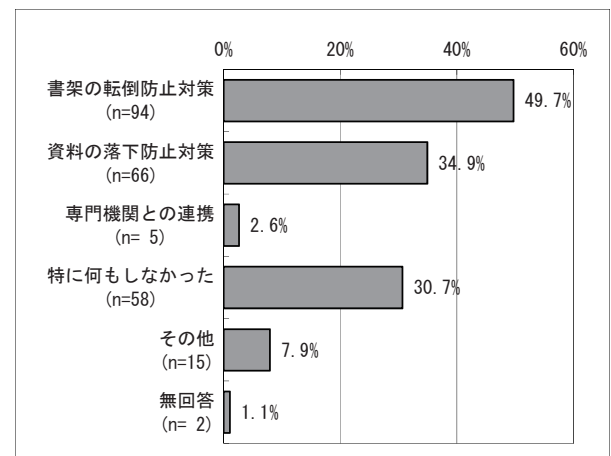


図 1.16 被災後に実施した対策(市区町村)

(7) 資料の復旧で困ったこと

資料の復旧に携わって、困ったり悩んだりしたことを自由記述形式でたずねたところ、以下のよう
な回答があった。

なお、重複する回答については割愛したが、被災現場の声は今後、予防策を講じていく上で参考
となる切実な思いも少なくないため、できる限り掲載した。

【都道府県立図書館の回答】

資料関連

- ・資料の修理業務の増大と消耗品不足
- ・書庫資料は開館しながらの修復作業になったため、作業が完了するまでの間、一部資料を利用
に供することができなかったこと
- ・水損資料への対応

人関連

- ・余震時の安全確保
- ・資料復旧に携わる人員不足

その他

- ・書庫の書架が一部破損したため、修理中の資料の移動・保管及び修理等の経費

【市区町村立図書館の回答】

施設と設備関連

- ・軽量物品棚が壊れやすく、資料の保管に役立たないこと
- ・暖房が入らない、トイレが使えない等で作業が困難
- ・復旧作業段階で、資料を書架へ戻すためのスペースがなく手間取ったこと
- ・ライフライン（電気、水道）が復旧しない中での資料の復旧作業が厳しかったこと
- ・ブックトラックがない、もしくは不足した（壊れた書架を修繕するとき一時的に本を置く場所
に困った）こと
- ・書架の破損
- ・破損した書架の修復作業における人手、材料、道具、技術力の不足
- ・壊れた書架の代替品、納期に時間がかかったこと
- ・書庫の一時閉鎖
- ・節電により一部消灯となったため、作業環境に影響が出たこと
- ・地下書庫のすべてが倒壊したため、修理が完了するまで地下書庫の図書の貸出・閲覧ができな
かったこと
- ・停電のため資料の配架ができず、翌日の整理となり、開館時間を遅らせることとなったこと
- ・多数の新聞マイクロフィルムが落下し、金属製のフレームが歪み使用不能となった（後日、プ
ラスチック製のフレームにすべて交換した）こと

資料関連

- ・郷土資料の収集がなかなか進まないこと
- ・落下による新聞原紙の損傷が大きかったこと
- ・落下による資料の損傷

- ・被災した資料をどのように復旧すればいいのかわからなかったこと
- ・工事の粉じんや割れたガラスを資料から除去するのが大変
- ・すべて流失したため困った。特に郷土資料、郷土新聞。そして事業資料等がなくなったことにより、思い出しながらの作業になったこと
- ・地震による落下等で、ほとんどのページが外れるなどした資料について修理を行う手段がなく、手つかずのままの状態になっているものがあること
- ・原発災害にかかる警戒区域の設定等が原因で避難した利用者（今も避難中の利用者）が、震災前に利用していたの資料についての取り扱い
- ・蛍光灯が落下し、散乱した資料にガラス片が入ってしまったため、ガラス片の除去作業に時間がかかってしまったこと
- ・本のページ間に挟まった粉々に割れたガラスの取り除き
- ・ほこりまみれの資料の清掃に時間がかかったこと
- ・落下物等によるCDの破損
- ・大量に資料が落下したため、資料が破損しているかどうかの把握と並べ替えに時間がかかったこと
- ・震災時、既に貸出していた資料の災害による汚破損の対応。罹災証明がとれないものの扱い
- ・ほとんどすべて資料が落下した書架の場合、分類記号順に資料を配架復旧するのに非常に時間がかかったこと
- ・重量のある製本資料の破損、落下が多く、修理や整理が大変だったこと
- ・天井スプリンクラーの配管が破断したため資料が水をかぶり大きな被害が出た。水をかぶった資料の大半は廃棄せざるを得なかったが、音声映像資料、地域資料など廃棄しなかったものの復旧処理に手間取ったこと
- ・震災による亡失を免除したため、その中には手に入らない本等が含まれていたこと

職員関連

- ・経験のある職員がいないこと
- ・自治体職員として避難所の開設・運営等の業務もあり、図書館復旧作業が思うように進まないこと
- ・資料装備に携わる人的支援の必要性を感じたこと
- ・ガソリンなどの燃料切れで、震災1週間後には車で通勤できない、交通手段のない職員がでたこと
- ・人手が足りず、また、技術も未熟なのでしばらくのあいだ修理なども行えなかったこと
- ・市全体が多大な被害を受け、職員が市の救援活動に携わったため、図書館の復旧作業にすぐにとりかかれなかったこと
- ・数千冊の資料の落下により書架通路も塞がれたため、資料を配架するにあたり、図書館職員だけの力では、短期間の復旧は不可能であり、自治体内の職員の迅速な協力が必要とされたこと。実行されたので協力体制の必要性を実感した。

その他

- ・マニュアルの流出
- ・被災した資料の買い替えで、絶版等により入手できない場合が多く、代替品の選本に苦労した

こと（限られた時間と人数で行わなければならなかったため）

- ・整然と排架する作業自体が身体にきつかったこと
- ・貸出中の資料が被災にあったかどうか確認できず利用者への連絡も難しかったこと
- ・転倒した書架を元に戻し、落下資料も復元したところに大きい余震があり、再度書架が転倒し、資料がすべて落下してしまった。余震が起きることを想定していなかったため、備えができなかったこと
- ・大きな余震の発生の有無
- ・余震が続き、整理した資料が再び落下してしまい、開館予定日を変更せざるをえなかったこと
- ・余震のたびに避難の呼びかけを行うこと
- ・指示命令系統の不備
- ・職員の余震への不安と連日の復旧作業における疲労
- ・市内全体が被災しており、復旧は自館の職員で行わなければと考えていたため他機関へ人的支援を依頼するような事が考えつかなかった。また出来なかったこと
- ・修繕費用の捻出
- ・余震の不安を抱えての作業のため、作業に集中できなかったこと

3 電算システムの被災状況

(1) 図書館で使用している電算システムの被災状況の把握に要した時間

OPAC、サーバ、データセンタ、通信環境等、日常、図書館で使用している電算システムの被災状況の把握にかかった時間については、「地震当日中」と回答した都道府県が10自治体(55.6%)、市区町村では143自治体(45.7%)と最も多く、次いで「2日以上～1週間未満」にかかった都道府県が5自治体(27.8%)、市区町村が106自治体(33.9%)であった。

一方、「1週間以上～」被災状況の把握に要した市区町村が25自治体(8.0%)あり、うち5市町村(1.6%)は「1ヶ月以上」にかかっている。

表 1.16 電算システムの被災状況の把握に要した時間

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1ヶ月以上	0	0.0%	5	1.6%
2週間以上～1ヶ月未満	1	5.6%	11	3.5%
1週間以上～2週間未満	0	0.0%	9	2.9%
2日以上～1週間未満	5	27.8%	106	33.9%
地震当日中	10	55.6%	143	45.7%
システムを導入していない	2	11.1%	22	7.0%
わからない	0	0.0%	12	3.8%
無回答	0	0.0%	5	1.6%
合 計	18	100.0%	313	100.0%

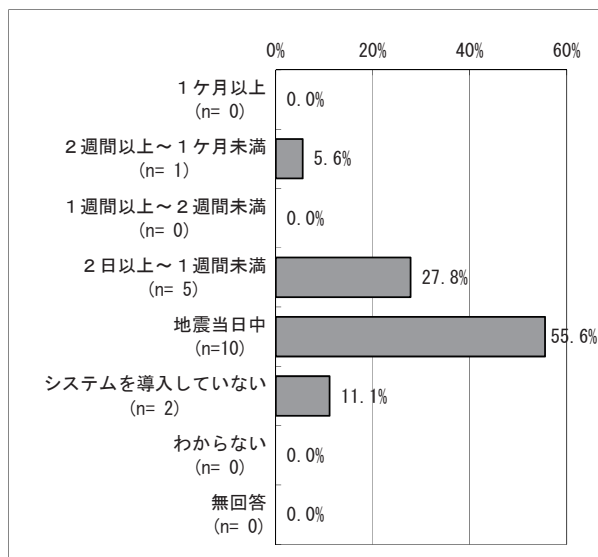


図 1.17 電算システムの被災状況の把握に
要した時間(都道府県)n=18

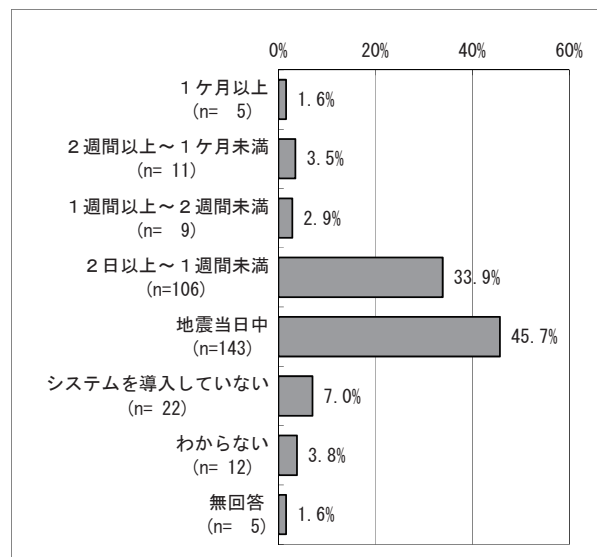


図 1.18 電算システムの被災状況の把握に
要した時間 (市区町村)n=313

(2) 電算システムの被災状況

電算システムの被災状況については、「被害なし」が都道府県で 13 自治体 (81.3%)、市区町村では 198 自治体 (69.2%) と最も多く、次いで「通信環境の遮断」にみまわれた都道府県が 3 自治体 (18.8%)、市区町村が 67 自治体 (23.4%) となっている。

全体の中では少ないものの、「所蔵情報や貸出情報等のデータの消失」のあった 3 市町村 (1.0%) や「全損など復旧不可能な状態」となった 5 つの市町村 (1.7%) から被災報告があった。

表 1.17 電算システムの被災状況

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
全損など復旧不可能な状態	0	0.0%	5	1.7%
データ（所蔵情報、貸出情報等）の消失	0	0.0%	3	1.0%
通信環境の遮断	3	18.8%	67	23.4%
上掲以外の被害があった	0	0.0%	18	6.3%
被害なし	13	81.3%	198	69.2%
無回答	0	0.0%	5	1.7%
回答者数	16	—	286	—

(複数回答)

(3) 被災後、電算システムが復旧するまでに要した時間

被災後、電算システムが復旧するまでに要した時間についてたずねてみたところ、約半数の市区町村は「2日以上～1週間未満」で復旧していることが分かった。逆にみれば、残る半数の市区町村は復旧に「1週間以上～」かかっていることになる。「2週間以上～1ヶ月未満」を要したところが 16 自治体 (18.8%)、「1ヶ月以上～3ヶ月未満」が 5 自治体 (5.9%)、「3ヶ月以上～半年未満」が 1 自治体 (1.2%)、「1年以上～」も 1 自治体 (1.2%) あり、「被災後、2012 年 12 月現在、復旧できていない」市町村が 3 自治体 (3.5%) あるとの調査結果が出ている。

表 1.18 電算システムが復旧するまでに要した時間

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1 年以上	0	0.0%	1	1.2%
半年以上～1 年未満	0	0.0%	0	0.0%
3 ヶ月以上～半年未満	0	0.0%	1	1.2%
1 ヶ月以上～3 ヶ月未満	1	33.3%	5	5.9%
2 週間以上～1 ヶ月未満	0	0.0%	16	18.8%
1 週間以上～2 週間未満	0	0.0%	9	10.6%
2 日以上～1 週間未満	2	66.7%	44	51.8%
地震当日中	0	0.0%	5	5.9%
わからない	0	0.0%	0	0.0%
被災後、復旧できていない（2012年12月現在）	0	0.0%	3	3.5%
無回答	0	0.0%	1	1.2%
合 計	3	100.0%	85	100.0%

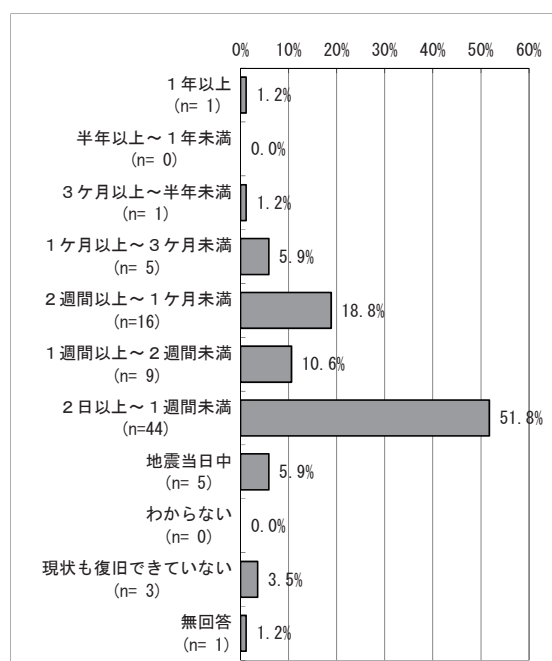


図 1.19 電算システムが復旧するまでに要した時間(市区町村) n=85

(4) 電算システムの復旧に従事した職員等

続いて、電算システムの復旧に従事した職員についてたずねてみた。回答数の多い市区町村調査でみると、最も多いのが「図書館職員」で 63 自治体（74.1%）、次いで「契約している会社のシステムエンジニアなど」が 56 自治体（65.9%）、「図書館以外に勤務している自治体職員」が 8 自治体（9.4%）という結果であった。

表 1.19 電算システムの復旧に従事した職員等

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
契約している会社のシステムエンジニアなど	3	100.0%	56	65.9%
通常、図書館に勤務している職員 （正規、嘱託、臨時、アルバイト、委託など）	3	100.0%	63	74.1%
図書館以外に勤務している自治体職員	0	0.0%	8	9.4%
他の自治体からの応援職員（派遣職員も含む）	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	4	4.7%
無回答	0	0.0%	3	3.5%
回答者数	3	—	85	—

(複数回答)

(5) 被災後に実施した対策

電算システム関連で、被災後に実施した対策があるかどうかたずねたところ、回答対象数は少ないものの都道府県の3自治体のすべて、また市区町村の69自治体（81.2%）で、「特に何もしなかった」と答えている。

なお、現状では少数派ではあるが、「システムデータバックアップの二重化」や「データセンタ方式への変更」などを実施している自治体も見られた。

表 1.20 電算システム関連で、被災後に実施した対策

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
同一自治体内のクラウド化	0	0.0%	0	0.0%
自治体外でのクラウド化（データセンタ方式への変更）	0	0.0%	1	1.2%
システムデータバックアップの二重化	0	0.0%	3	3.5%
特に何もしなかった	3	100.0%	69	81.2%
その他	0	0.0%	8	9.4%
無回答	0	0.0%	4	4.7%
回答者数	3	—	85	—

（複数回答）

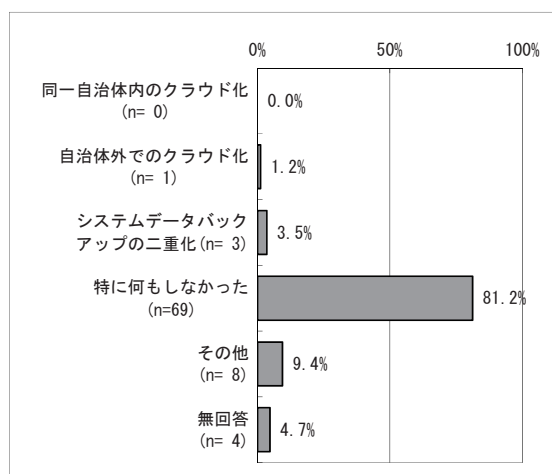


図 1.20 電算システム関連で、被災後に実施した対策（市区町村） n=85

(6) 電算システムの復旧で困ったこと

電算システムの復旧に携わって、困ったり悩んだりしたことを自由記述形式でたずねたところ、以下のような回答があった。

【都道府県立図書館の回答】

特になし

【市区町村立図書館の回答】

施設と設備関連

- ・施設が復旧していないため、システムも復旧できない状況にあること
- ・システムの復旧に伴う緊急時の予備電力の確保が望ましいこと
- ・空調が入らないとサーバの熱対策が取れないため稼働ができなかったこと
- ・ライフラインの電気と電話回線が復旧しないと、システムの作動確認ができないこと

データ関連

- ・図書館側で独自に保存していたローカルデータがバックアップ対象外だったため、過去のデータが消失してしまったこと

職員関連

- ・システム開発職員の被災
- ・ガソリン等の燃料の供給や公共交通機関がストップされると、保守契約しているシステムエンジニアが現場に入れないこと
- ・システムの動作確認等は職員によって確認できたが、契約会社の被災及び原発災害により、システム及びネットワーク環境細部の状況把握が遅れたこと

その他

- ・システムのマニュアルの流出
- ・大規模災害時はシステム保守会社と連絡が取れないこと
- ・停電時の手作業での貸出返却業務や新規登録等の業務に手間取ったこと
- ・サーバの設置場所が計画停電区域内にあったためコンピュータの稼動時間に制限が生じたこと

4 支援について

(1) 被災後の支援要請の有無

被災後に、支援要請を呼びかけたかどうかについてたずねたところ、都道府県では3自治体（16.7%）が、市区町村でも35自治体（11.2%）がそれぞれ「呼びかけた」と回答している。

表 1.21 被災後の支援要請の有無

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
呼びかけた	3	16.7%	35	11.2%
呼びかけなかった	15	83.3%	274	87.5%
無回答	0	0.0%	4	1.3%
合 計	18	100.0%	313	100.0%

(2) 支援要請の内容

支援要請をした具体的な内容について自由記述形式でたずねてみたところ、以下のような回答があった。

なお、要請をしなくても「図書館を愛好する方々が自主的に支援してくれた」「自治体内の高校がクラブ活動ができないためにボランティアで支援を申し出てくれた」との回答もあった。

施設と設備関連

- ・図書館設備の復旧

資料関連

- ・破損した本の修理
- ・冠水した他府県史等の寄贈依頼
- ・資料の配架復旧
- ・図書の装備、郷土資料の収集、被災資料の復元
- ・水濡した郷土資料のカビ除去及び乾燥作業

- ・被災図書の修理、図書館の棚や本の配置等
- ・落下資料の復旧、資料の整理、臨時開館に向けた準備作業等
- ・支援図書の装備等
- ・資料に飛散したガラス片の除去作業
- ・仮設図書館への移転に係る箱詰めや運搬後の配架など
- ・資料の保存・廃棄の判断

人員関連

- ・勤務図書館外の図書館の支援
- ・ボランティアの派遣
- ・図書館の二階が災害ボランティアセンターになったため、全国から来られたボランティアの中から手伝いに来てもらった

その他

- ・被災した図書館のために支援を呼びかけた（被災資料救済・寄贈図書の仕分け・BMの運行等）
- ・支援を求めたというより、指導、助言を受けながら共に動いた
- ・臨時図書館を開く際の物品の支援（貸出中の津波による流失図書、ブックトラック、ハブ、ランケーブル等）
- ・財政的支援
- ・被災記録資料収集のための情報提供
- ・避難所での読み聞かせ等

(3) 支援を受けた内容

支援を受け入れた図書館に、ボランティアによる支援内容をたずねてみたところ、回答数の多い市区町村調査で見ると、「図書館資料の整理・整備」が25自治体（71.4%）で最も多く、「転倒書架や机、椅子などの片づけといった図書館設備の復旧」が14自治体（40.0%）で続いた。

この他、「子どもたちへの読み聞かせ等」が5自治体（14.3%）、「支援を受けることができなかった」が3自治体（8.6%）あった。

表 1.22 ボランティアによる支援内容

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
図書館資料の整理・整備	3	100.0%	25	71.4%
図書館設備の復旧（転倒書架や机、椅子などの片づけ）	1	33.3%	14	40.0%
子どもたちへの読み聞かせ等	1	33.3%	5	14.3%
支援を受けることができなかった	0	0.0%	3	8.6%
その他	0	0.0%	7	20.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	3	—	35	—

（複数回答）

5 都道府県立図書館の対応

(1) 都道府県内図書館の被災状況調査の動向

都道府県立図書館の役割の一つに都道府県内の公立図書館の状況を掌握する役割があるが、地震による発災時にその役割を果たすことができていたのかについてたずねてみた。

都道府県立図書館が域内の被災状況調査を「実施した」比率は、全体の中では、48.9%にあたる23自治体であった。

表 1.23 都道府県内図書館の被災状況調査

回答項目	回答数	構成比
実施した	23	48.9%
実施しない	5	10.6%
自館が被災したため実施できなかった	0	0.0%
被災自体がなかった	19	40.4%
無回答	0	0.0%
合 計	47	100.0%

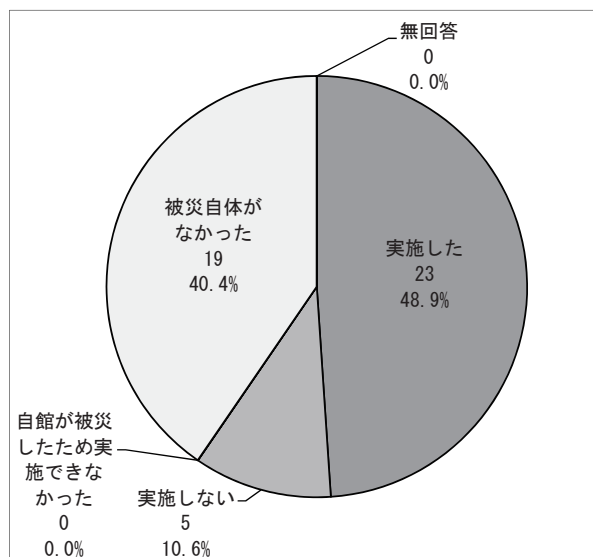


図 1.21 都道府県内図書館の被災状況調査 n=47

(2) 都道府県内図書館の被災状況の提供

情報収集した被災状況をどのように扱ったかについてたずねてみたところ、「住民に役立ててもらえるようホームページなどで公開した」が10自治体（43.5%）、「都道府県内の図書館にのみ情報提供した」が9自治体（39.1%）、「情報収集はしたが、各館ごとの状況は公開しなかった」が4自治体（17.4%）という結果になった。

表 1.24 都道府県内図書館の被災状況の提供

回答項目	回答数	構成比
住民にも役立ててもらえるようホームページなどで公開した	10	43.5%
県内の図書館にのみ情報提供した	9	39.1%
情報収集はしたが、各館ごとの状況は公開しなかった	4	17.4%
無回答	0	0.0%
合 計	23	100.0%

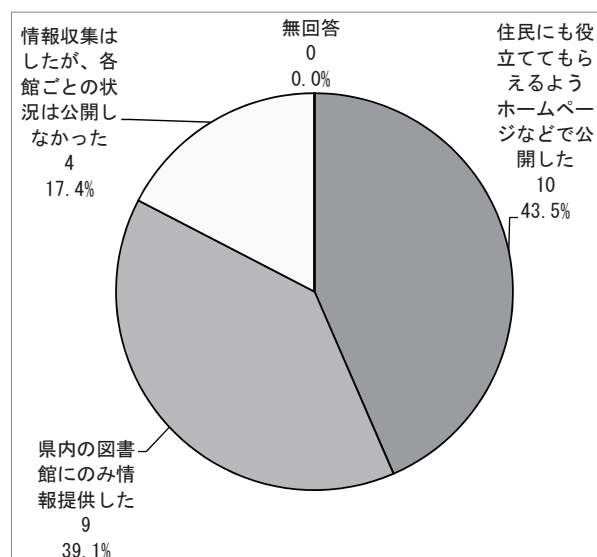


図 1.22 都道府県内図書館の被災状況の提供 n=23

(3) 都道府県内図書館の被災状況の提供方法

同様に情報収集した被災状況について、どのような手段で情報を提供したかについてたずねてみた。最も多かったのが、「ホームページへの掲載」で 11 自治体（57.9%）、以下、「メールによる発信」が 6 自治体（31.6%）、「FAX による提供」が 5 自治体（26.3%）と続き、「ツイッター等の SNS による発信」も 1 自治体あった。

なお、その他と回答した 4 自治体（21.1%）の内訳は、掲示板が 2 自治体、電話が 2 自治体である。

表 1.25 都道府県内図書館の被災状況の提供方法

回答項目	回答数	構成比
ホームページへの掲載	11	57.9%
FAX による提供	5	26.3%
メールによる発信	6	31.6%
SNS（ツイッター等）による発信	1	5.3%
その他	4	21.1%
無回答	0	0.0%
回答者数	19	—

（複数回答）

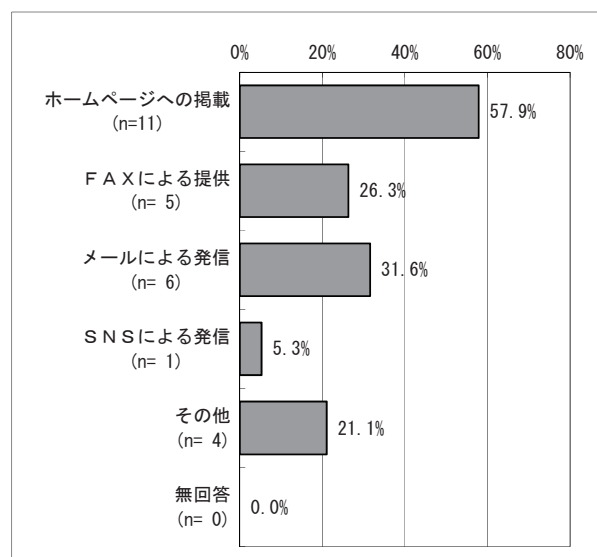


図 1.23 都道府県内図書館の被災状況の提供方法

6 その他

(1) 被災記録、復旧・復興記録

被災記録については、都道府県では「新聞記事等を含む図書館部分についての記録を残した」自治体が 10 自治体（55.6%）と一番多く、次いで「新聞記事等を含む自治体の記録を残した」と「特別な記録は残さなかった」が 4 自治体（22.2%）で同じ比率になっている。

市区町村でも、同様に「図書館部分についての記録を残した」自治体が 137 自治体（43.8%）と多いが、「自治体の記録を残した」ところもほぼ同じ比率の 136 自治体（43.5%）で並んでおり、3 番目が「特別な記録は残さなかった」88 自治体（28.1%）となっている。

続いて、復旧・復興記録についてみると、都道府県では「新聞記事等を含む図書館部分についての記録を残した」自治体が 8 自治体（44.4%）と一番多く、次いで「特別な記録は残さなかった」6 自治体（33.3%）が続く、「新聞記事等を含む自治体の記録を残した」が 3 自治体（16.7%）となった。

市区町村では、上位 3 項目は同じであるが、順番が入れ替わり、「自治体の記録を残した」が 112 自治体（35.8%）がトップで、2 番目が「図書館部分についての記録を残した」自治体が 101 自治体（32.3%）、3 番目が「特別な記録は残さなかった」で 97 自治体（31.0%）となった。

表 1.26 被災記録、復旧・復興記録

回答項目	都道府県		市区町村		都道府県		市区町村	
	① 被災記録		① 被災記録		② 復旧・復興記録		② 復旧・復興記録	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
図書館部分についての記録（新聞記事等を含む）を残した	10	55.6%	137	43.8%	8	44.4%	101	32.3%
自治体の記録（新聞記事等を含む）を残した	4	22.2%	136	43.5%	3	16.7%	112	35.8%
特別な記録は残さなかった	4	22.2%	88	28.1%	6	33.3%	97	31.0%
自館が被災したため記録は残せなかった	0	0.0%	8	2.6%	0	0.0%	1	0.3%
わからない	1	5.6%	9	2.9%	1	5.6%	10	3.2%
その他	4	22.2%	31	9.9%	1	5.6%	24	7.7%
無回答	0	0.0%	6	1.9%	2	11.1%	45	14.4%
回答者数	18	—	313	—	18	—	313	—

（複数回答）

(2) 計画停電への対応

東日本大震災後、東京電力管内を中心にいわゆる計画停電が実施され、該当地域にある図書館も対応に迫られた。この対応について、全国規模でたずねてみた結果が以下のとおりである。

やむなく「休館した」自治体が、都道府県では 2 自治体（4.3%）、市区町村でも 55 自治体（4.3%）となった。また、「開館時間を短縮した」図書館は、都道府県で 6 自治体（12.8%）、市区町村では 189 自治体（14.9%）で、通常どおり「開館した」図書館よりも多かったことが分かる。

表 1.27 計画停電への対応

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
開館時間を短縮した	6	12.8%	189	14.9%
休館した	2	4.3%	55	4.3%
開館した	5	10.6%	171	13.5%
計画停電の対象地域外だった	33	70.2%	879	69.3%
その他	4	8.5%	102	8.0%
無回答	4	8.5%	43	3.4%
回答者数	47	—	1,269	—

（複数回答）

第2章 平常時の備え

1 図書館の備え —危機管理に対応するマニュアルの装備状況—

(1) マニュアルの有無

都道府県立図書館では、「図書館独自のマニュアル」を策定している自治体が 35 自治体（74.5%）と最も多く 7 割を占めている。以下「自治体としてのマニュアルがある」9 自治体（19.1%）、「複合施設のマニュアルがある」3 自治体（6.4%）、「その他」1 自治体（2.1%）、具体的には、地域防災計画（地震、津波防災計画編）（自治体作成）、「マニュアルは作成していない」2 自治体（4.3%）となり、「策定中、検討中」は該当する自治体なかった。

市区町村立図書館は、「自治体としてのマニュアル」446 自治体（35.1%）が最も多く、「図書館独自のマニュアル」226 自治体（17.8%）、「複合施設のマニュアルがある」65 自治体（5.1%）、「策定中、検討中」120 自治体（9.5%）、「その他」47 自治体（3.7%）を併せると 904 自治体（71.2%）である。

「マニュアルを作成していない」387 自治体（30.5%）、「無回答」4 自治体（0.3%）、となっている。何らかのマニュアルを持っている市区町村立図書館が 6 割弱、対して未作成が 3 割以上あることがわかる。

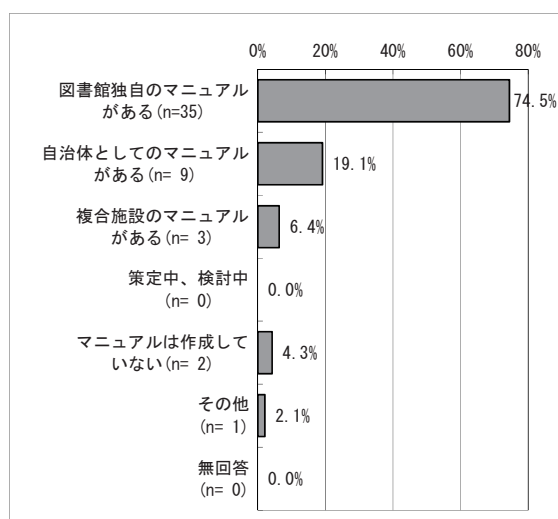


図 2.1 マニュアルの有無（都道府県）

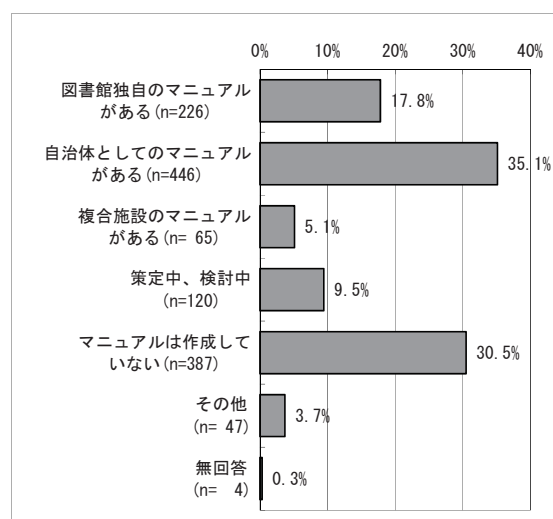


図 2.2 マニュアルの有無（市区町村）

（複数回答）

(2) マニュアル作成の時期

都道府県立図書館では、東日本大震災以前、特に 2005 年から 2009 年までの間が 1 番多く 16 自治体（35.6%）、2004 年以前が 13 自治体（28.8%）、2010 年から震災までが 1 自治体、併せて 30 自治体（66.6%）が、作成済みである。東日本大震災以降では、震災から 1 年後の 2012 年 4 月～9 月に作成した自治体が一番多く 5 自治体（11.1%）となっている。2012 年 10 月以降では 3 自治体（6.7%）が作成済みである。

市区町村立図書館については、都道府県立図書館と同様に 2005 年から 2009 年までの間が 1 番多く 272 自治体（35.8%）、東日本震災以前では、併せて 540 自治体（71.1%）となっている。ちなみに阪神淡路大震災当時の 1995 年～1996 年は 24 自治体あった。東日本震災以降では、219 自治体（28.9%）が作成済みであり、特に 2011 年 10 月～2012 年 9 月までの作成を見ると 96 自治体（12.6%）で全体の 1 割強を占めている。

表 2.1 マニュアル作成時期

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
【東日本大震災以前】				
1 1969年以前	1	2.2%	22	2.9%
2 1970年～1979年	1	2.2%	8	1.1%
3 1980年～1989年	1	2.2%	14	1.8%
4 1990年～1999年	5	11.1%	70	9.2%
5 2000年～2004年	5	11.1%	95	12.5%
6 2005年～2009年	16	35.6%	272	35.8%
7 2010年以降	1	2.2%	59	7.8%
【東日本大震災以降】				
1 2011年3月以前	2	4.4%	36	4.7%
2 2011年4月～9月	1	2.2%	49	6.5%
3 2011年10月～2012年3月	3	6.7%	33	4.3%
4 2012年4月～9月	5	11.1%	63	8.3%
5 2011年10月以降	3	6.7%	23	3.0%
無回答	1	2.2%	15	2.0%
合 計	45	—	759	—

(3) マニュアルの構成

都道府県立図書館では、「避難誘導」と「在館者への対応」が40自治体（88.9%）となれば、次いで「職場での分担」38自治体（84.4%）、「機関への報告」36自治体（80.0%）、「緊急時の連絡」34自治体（75.6%）があげられる。「広報」「開館継続等の判断・周知方法」が併せて18自治体（40.0%）となり、「その他」8自治体（17.8%）となっている。

「その他」の内容としては、次のような記述があった。

- ・職員の行動マニュアル
- ・職員の初期対応
- ・地震登庁基準、施設被害状況の把握、職員の安否確認
- ・救出法、参集法
- ・災害の予防計画、応急対策及び復旧計画
- ・発生時の対応、出火防止・消火活動
- ・想定地震の対応、大津波での避難場所
- ・日常の地震対策、地震後の安全措置、情報収集

市区町村立図書館についても、「避難誘導」624自治体（82.2%）、「職場での分担」601自治体（79.2%）、「緊急時の連絡」592自治体（78.0%）、「機関への報告」587自治体（77.3%）などの高い数値を示し、「在館者への対応」439自治体（57.8%）がこれに次ぐ。「広報」も267自治体（35.2%）あり、地域住民に身近な図書館としての運営がうかがえる。「開館継続等の判断・周知方法」は125自治体（16.5%）でもっとも少なかった。

「その他」には47自治体（6.2%）が回答し、以下のように細部にわたって記述している。

- ・避難場所開設手順
- ・登庁基準
- ・避難所運営
- ・防災教育・訓練

- ・ 現地対策本部の設置
- ・ 図書館で活動中のボランティアメンバー用も作成
- ・ 災害時図書館を拠点として活動するボランティアへの対応
- ・ 閉館時、もしくは休暇中に地震が発生した際の対応
- ・ 各地区連絡所への動員等

表 2.2 マニュアルの構成

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
避難誘導	40	88.9%	624	82.2%
職場での分担	38	84.4%	601	79.2%
機関への報告	36	80.0%	587	77.3%
在館者への対応	40	88.9%	439	57.8%
緊急時の連絡	34	75.6%	592	78.0%
広報	7	15.6%	267	35.2%
開館継続等の判断・周知方法	11	24.4%	125	16.5%
その他	8	17.8%	47	6.2%
無回答	1	2.2%	20	2.6%
回答者数	45	—	759	—

(複数回答)

(4) 来館者への情報提供

都道府県立図書館では、「館内放送」が最も多く 41 自治体 (87.2%) であった。「テレビ等」「ラジオ等」は、各 5 自治体 (10.6%) あり、「SNS (フェイスブック等)」2 自治体 (4.3%)、「電話」は 1 自治体 (2.1%) のみであった。「その他」9 自治体 (19.1%) の内容は、以下のとおり直接・間接双方の手段の記述があった。

- ・ 図書館内に展示パネルの設置
- ・ ホームページ
- ・ 館内掲示
- ・ デジタルサイネージ (電子看板)
- ・ 職員からの声かけなど

市区町村立図書館についても、「館内放送」が、813 自治体 (64.1%) で 6 割を超えている。都道府県立では 0 自治体であった「無線機等」58 自治体 (4.6%)、「市区町村内の有線放送等」263 自治体 (20.7%) が多数あり、大きく異なる点である。また、「その他」が 144 自治体 (11.3%) と 3 番目であり、以下のような即時対応の記述が多かった。

- ・ 声がけ、呼びかけ、口頭
- ・ ハンドマイク、拡声器など
- ・ 防災無線、緊急防災ラジオ
- ・ 館内掲示
- ・ 広報紙
- ・ ホームページなど
- ・ NTT ドコモのエリアメール等携帯電話への情報提供
- ・ ケーブルテレビ回線からの緊急地震速報
- ・ 地域イントラネット (web)

「テレビ等」135 自治体（10.6%）、「ラジオ等」102 自治体（8.0%）、「電話」87 自治体（6.9%）であり無回答も 326 自治体（25.7%）となっている。

また、少数ながら「SNS（フェイスブック等）」31 自治体（2.4%）あり、公共図書館の危機管理－震災対策－の手段として ICT 活用が市区町村から始まっていることがうかがえる。来館者をウェブサイトの閲覧者にも広げると、今後の情報提供のあり方として分析すべき点である。

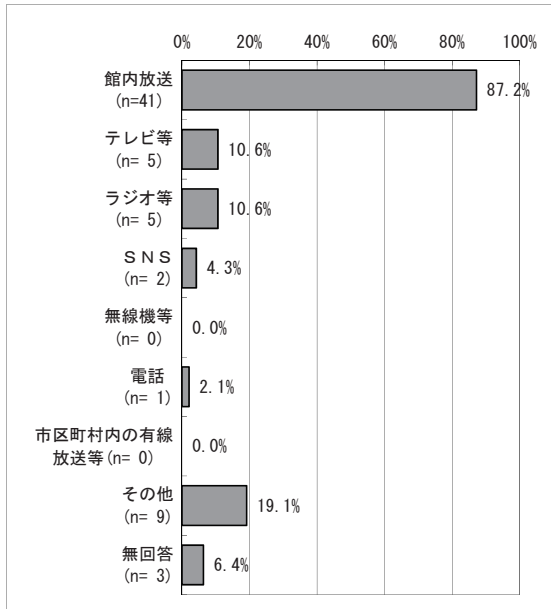


図 2.3 来館者への情報提供（都道府県）

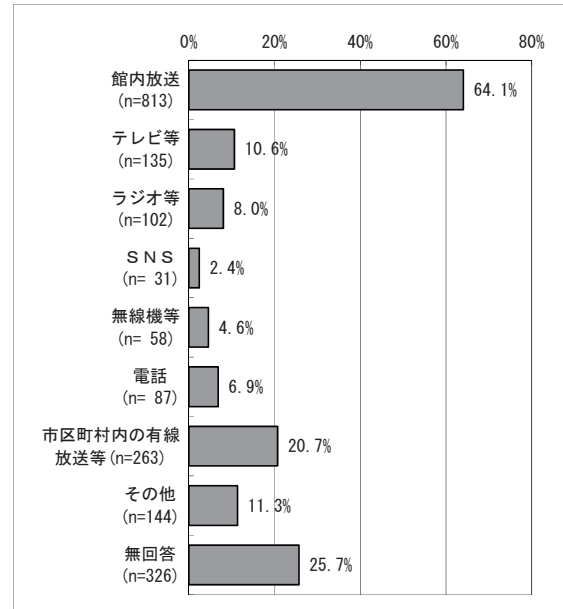


図 2.4 来館者への情報提供（市区町村）

（複数回答）

(5) 地震発生時の来館者の誘導

都道府県立図書館では、「誘導係を決めている」38 自治体（80.9%）、「避難場所を決めている」27 自治体（57.4%）「土曜日曜夜間などを想定している」18 自治体（38.3%）、「子ども・高齢者・障がい者への配慮がある」13 自治体（27.7%）あり、「多言語での案内ができる」1 自治体（2.1%）であった。「その他」2 自治体（4.3%）であり、以下のような記述が寄せられた。

- ・複合施設防災センターとの連携
- ・施錠、貼り紙によるエレベーターの使用禁止措置。貼り紙、ロープ等による危険箇所への立入禁止措置となっている。

その他の備考には、下記のような記述が寄せられた。

- ・地震後の火災、大津波発生時を想定した来館者の避難誘導
- ・昨年度の防災訓練では、子ども・高齢者・障がい者へ配慮する対応も想定して実施した。

市区町村立図書館についても、「誘導係を決めている」544 自治体（42.9%）と「避難場所を決めている」534 自治体（42.1%）と近似した数値を示し、4 割以上の図書館が誘導する職員と避難場所の対策を考慮していることがわかる。次に「子ども・高齢者・障がい者への配慮がある」180 自治体（14.2%）、「土曜日曜夜間などを想定している」145 自治体（11.4%）が続く、「多言語での案内ができる」6 自治体（0.5%）であり、都道府県立と同様一番少数であった。「その他」84 自治体（6.6%）であり、下記のような記述が寄せられた。

- ・火災発生時と同様の対応をとる

- ・書架から離れるように促す
- ・職員全員で対応
- ・施設内残存者の確認手順を定めている
- ・津波警報発令の有無により指定避難所または一時避難場所へ誘導
- ・近隣の池が破水した時は高地に避難すること
- ・学校との連携で子供たちの避難場所誘導を配慮している
- ・負傷者及び急病人等への対応
- ・配慮していない
- ・開館時間外は想定していない
- ・特にマニュアルとしては決めていない
- ・具体的な取り決めはない

また、「特になし・記載なし」などの記述も多く、「無回答」も 426 自治体（33.6%）となっている。

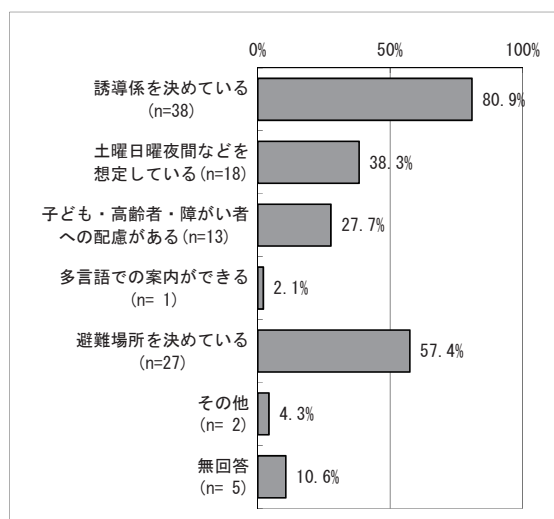


図 2.5 地震発生時の来館者の誘導（都道府県）

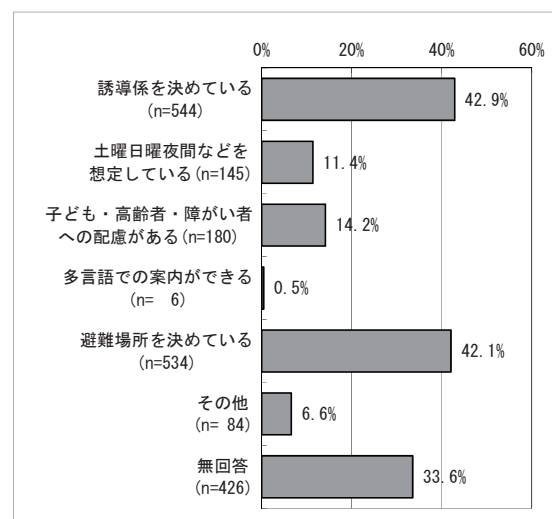


図 2.6 地震発生時の来館者の誘導（市区町村）
（複数回答）

2 図書館独自のマニュアルを作成している図書館のマニュアルの周知・活用方法

(1) マニュアルの職員等への周知

都道府県立図書館では「一人一部づつ携行している」20 自治体（57.1%）が目立つ以外は「その他」7 自治体（20.0%）、「サービスポイント（各カウンター）に常備している」6 自治体（17.1%）、「館に 1 部ある」4 自治体（11.4%）、「部・課などの担当グループごとに携行している」3 自治体（8.6%）と概ね低い数値である。

備考には以下 7 件の記述があった。

- ・年度始め、防災訓練、防災研修、新任職員防災研修等で配布
- ・マニュアル周知の職員研修会を開催
- ・管理職・危機管理担当者・総務課職員にはファイルを配布。他の職員には各自印刷してもらうため図書館掲示板に掲示
- ・管理課、企画サービス部、資料部に各 1 冊、計 3 冊
- ・職員用のポータルサイトに載せている

- ・共有ファイルに保存
- ・共通ドライブに格納

市区町村立図書館では「館に1部ある」126自治体（55.8%）が最も多かった。次に「一人一部ずつ携行している」76自治体（33.6%）あり、各自携行する図書館が3割以上ある。「サービスポイント（各カウンター）に常備している」34自治体（15.0%）の次に「各部局へも図書館作成のマニュアルを送付し周知している」が26自治体（11.5%）見られたのは、0自治体だった都道府県と異なる点である。さらに「その他」20自治体（8.8%）、「部・課などの担当グループごとに携行している」18自治体（8.0%）の順となった。

備考には26件の記述が寄せられた。以下、2つのグループに分けてまとめる。

他部局・業者などへの周知

- ・教育委員会管理職及び町長、副町長、総務課長に配布
- ・本庁の危機管理担当部署への報告
- ・「消防訓練計画書」に含めた形で消防署に提出
- ・指定管理館なので自治体の担当部署に提出
- ・委託業者へ周知

掲示や配布・閲覧の方法

- ・放送機器の上部に掲示
- ・図書館事務室にマニュアルを掲示
- ・防災訓練時の機会に改めて職員に周知
- ・年一度の訓練時に、職員に一人一部を配布
- ・年1回防災訓練で確認
- ・事務所内に1部備付け
- ・事務室戸棚にファイルに数冊まとめて、いつでも見ることができる
- ・ファイルサーバの共通フォルダに保存しており、常時参照できる

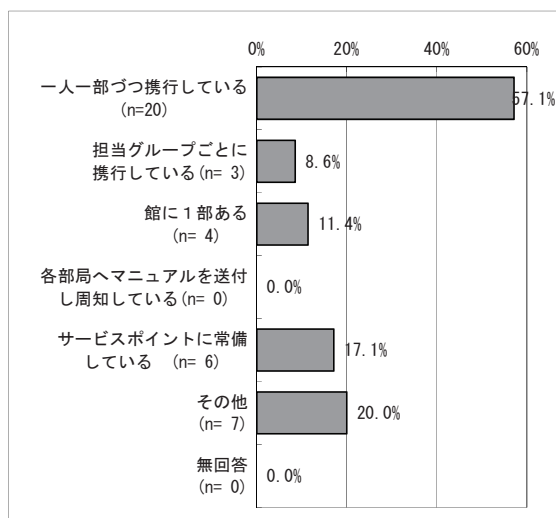


図 2.7 マニュアルの周知（都道府県）n=35

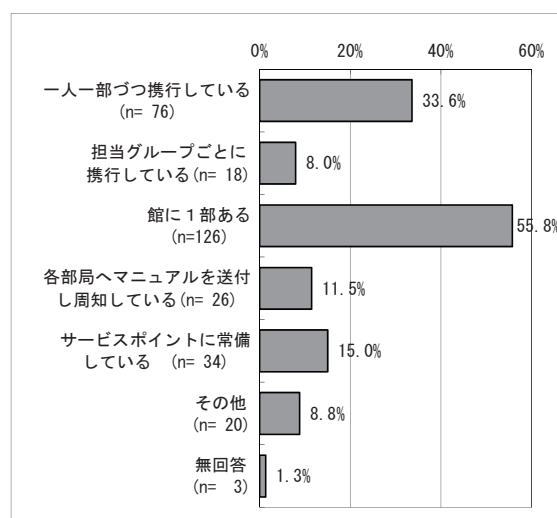


図 2.8 マニュアルの周知（市区町村）n=226
(複数回答)

表 2.3 マニュアルの周知

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
一人一部ずつ携行している	20	57.1%	76	33.6%
部・課などの担当グループごとに携行している	3	8.6%	18	8.0%
館に1部ある	4	11.4%	126	55.8%
各部局へも図書館作成のマニュアルを送付し周知している	0	0.0%	26	11.5%
サービスポイント（各カウンター）に常備している	6	17.1%	34	15.0%
その他	7	20.0%	20	8.8%
無回答	0	0.0%	3	1.3%

(複数回答)

(2) マニュアルの見直し

都道府県立図書館では「年に1回見直す」26自治体（74.3%）が最多で、以下「改善点があれば随時見直す」4自治体（11.4%）、「作成後まだ見直しを行っていない」3自治体（8.6%）、「隔年に1回見直す」1自治体（2.9%）などとなっている。

備考には以下3件の記入があった。

- ・2011年度に新規作成
- ・改善点があれば随時見直す予定
- ・防災訓練、防災研修前に各年1回の見直し

市区町村立図書館からは「年に1回見直す」146自治体（64.6%）が最多で、「改善点があれば随時見直す」53自治体（23.5%）、「作成後まだ見直しを行っていない」12自治体（5.3%）、「隔年に1回見直す」6自治体（2.7%）の順となった。

備考には以下9件の記入があった。

- ・避難訓練（年3回）の実施ごとに見直し、改善点があれば都度反映
- ・消防計画を更新する際に地震時対策についても見直し
- ・防火管理者変更時もあり
- ・東日本大震災以降に見直しを実施
- ・マニュアルは2009年に作成したが、窓口等委託開始に伴い2012年に見直し
- ・改善点があれば随時見直す。南海地震を想定したマニュアルの作成が必要
- ・指定管理者が改訂
- ・平成20年改定後、未改定
- ・今年度から始めた、いろんな場合を想定して職員全員が共通認識しておく

独自のマニュアルを持つ都道府県立では88.6%、市区町村立では90.7%とほぼ9割で定期もしくは随時見直しを行いながら運用していることがわかる。また、市区町村立からは改善の契機、方法などの具体例も寄せられている。

表 2.4 マニュアルの見直し

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
改善点があれば随時見直す	4	11.4%	53	23.5%
年に1回見直す	26	74.3%	146	64.6%
隔年に1回見直す	1	2.9%	6	2.7%
作成後まだ見直しを行っていない	3	8.6%	12	5.3%
その他	0	0.0%	0	0.0%
無回答	1	2.9%	9	4.0%
合 計	35	100.0%	226	100.0%

(3) マニュアル改訂の手順

都道府県立図書館では「図書館の防災・危機管理担当の職員が主に見直しを行う」26 自治体（74.3%）のほかは「図書館の職員が全員で見直しを行う」4 自治体（11.4%）、「その他」3 自治体（8.6%）、「本庁部局の職員も参加して見直しを行う」1 自治体（2.9%）であった。

備考には以下の5件の記入があった。

- ・ 初期対応が必要な各カウンター担当職員による見直しを想定
- ・ 担当者が見直しを行った後に、編成隊の全班長との見直しと訓練打ち合わせを行った
- ・ 見直しの提起をした後、全職員で検討
- ・ 係長以上
- ・ 検討中

市区町村立図書館では「図書館の防災・危機管理担当の職員が主に見直しを行う」146 自治体（64.6%）「図書館の職員が全員で見直しを行う」53 自治体（23.5%）、「その他」12 自治体（5.3%）、「本庁部局の職員も参加して見直しを行う」6 自治体（2.7%）の順に回答があった。

備考には以下19件の記述があり、3つのグループに分けてまとめた。

職員や参加者について記述があったもの

- ・ 訓練実施後に全参加者から検討課題を提出し、防災責任者が意見集約の上で見直しを行う
- ・ 防火管理者が中心となって見直し等を行う
- ・ 訓練時の参加者の意見を基に改訂する
- ・ マニュアルに従って職員全員で訓練を行い見直す
- ・ 担当者が中心になり職員（チーフ・主任）と相談する
- ・ 社内マニュアルを基準に館の担当が見直す

管理者との関係について記述があったもの

- ・ 指定管理者の事業体が行う
- ・ 指定管理者のマニュアル改定にあわせ図書館マニュアルの見直す
- ・ 本社の危機管理担当が主に見直しを行い、館でカスタマイズする
- ・ 複合施設の管理運営の方で各館の意見を聞いて行う
- ・ 指定管理者会社が状況により改訂
- ・ 指定管理者で見直しが行われそれを現場に即して運営
- ・ 本社（指定管理者）からの指示やアドバイス
- ・ 庁舎の中に図書館があるので、庁舎の一部として所轄課に任せている。図書館内の災害マニュアルが必要。

その他

- ・ 手順も含め見直しを検討中
- ・ 改善点があれば見直す
- ・ 見直しや改訂を行っていない
- ・ 見直しについては何も決まっていない

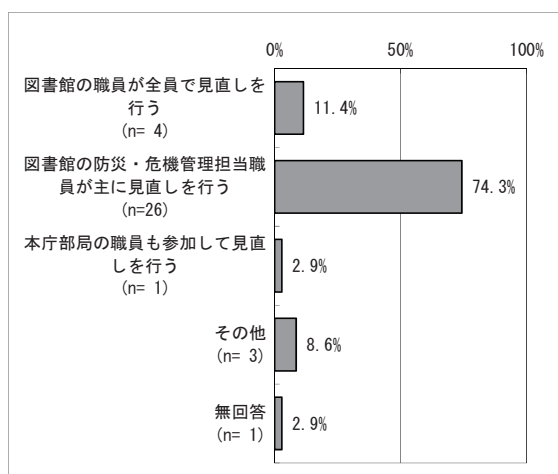


図 2.9 マニュアル改訂の手順（都道府県）n=35

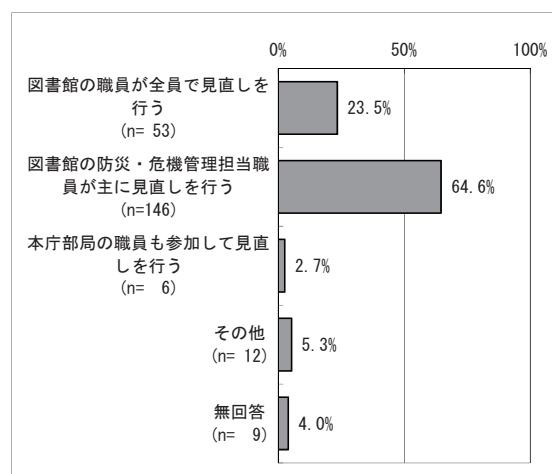


図 2.10 マニュアル改訂の手順（市区町村）n=226

表 2.5 マニュアル改訂の手順

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
図書館の職員が全員で見直しを行う	4	11.4%	53	23.5%
図書館の防災・危機管理担当の職員が主に見直しを行う	26	74.3%	146	64.6%
本庁部局の職員も参加して見直しを行う	1	2.9%	6	2.7%
その他	3	8.6%	12	5.3%
無回答	1	2.9%	9	4.0%
合 計	35	100.0%	226	100.0%

(4) マニュアルの活用

都道府県立図書館では「図書館の防災訓練の際には必ず使用する」28自治体（80.0%）が最も多かったが、以下は「その他」7自治体（20.0%）、「職員ミーティングの際には使用する」と「実際の自然災害時に使用した」がともに3自治体（8.6%）である。実際の自然災害時の内訳は2011年3月の東日本大震災（その後の余震含む）2、2012年の台風1であった。

備考には以下8件の記入があった。使用例、使用機会とともに「活用されていない」旨の記述もある。

- ・職員研修会のテキストとして使用
- ・単体訓練、本庁部局との総合訓練の際
- ・職員への周知
- ・複合施設の防災訓練の際
- ・全体として活用する場面はないが、各自通読
- ・施設管理、窓口対応、自然災害時に活用
- ・年度当初の職員研修
- ・現状では十分に活用されていない

「職員ミーティングの際には使用する」の頻度は「その他」2自治体（66.7%）、「月1回」1自治体（33.3%）の回答があった。頻度の記述には年1回が2自治体のほか「防災訓練打合せ、防災研修等」の記入があった。

市区町村立図書館では「図書館の防災訓練の際には必ず使用する」159 自治体（70.4%）が最多であり、「職員ミーティングの際には使用する」34 自治体（15.0%）、「その他」28 自治体（12.4%）、「実際の自然災害時に使用した」16 自治体（7.1%）、そして「本庁部局の職員を合わせた防災訓練の際には必ず使用する」9 自治体（4.0%）と続く。都道府県立とやや異なる様相が推察される。

実際の自然災害時に使用した 16 自治体は、時系列に以下の被災の内訳である。

- ・2011 年 3 月 東日本大震災 10
- ・2011 年 3 月 東日本大震災余震 1
- ・2012 年 12 月 7 日 三陸沖地震 2
- ・2012 年 12 月 東北地方が震源の地震 1（回答自治体は震度 4）
- ・2012 年 12 月 震度 4 の地震 1

備考には 32 件の記述が寄せられた。以下、4 つのグループに分けてまとめる。

災害時に使用する

- ・災害時
- ・災害や事故等が起きたとき
- ・館内放送し避難誘導した

研修や訓練時に使用する

- ・新規採用者等の研修
- ・職員研修（危機管理）
- ・入社時研修
- ・職員間で非常時について確認する機会等
- ・研修時以外に使用したことはない
- ・図書館の防災訓練の際に、必要に応じて
- ・図書館見学等、事業がある前にはマニュアルを読み、事前に把握
- ・館内の打ち合わせの時に、マニュアルをもとに緊急時の対応方法を確認しあう
- ・スタッフへの周知が必要なときに随時
- ・今回のような調査等における内容等の確認時
- ・複合施設全体の防災訓練の際
- ・防災訓練を実施した際
- ・随時のマニュアル確認で使用
- ・平成 20 年までは防災訓練時、今は携帯せず防災訓練を行う

今後使用する予定、計画など

- ・今後地震災害が発生した時
- ・策定したばかりで使用例はないが、訓練時に使用予定
- ・館内掲示して職員が内容を把握し地震の際それに従うが、まだ該当する規模の災害がない
- ・より実践的な研修や訓練を計画中

活用されていない

- ・東日本大震災の際、実際にマニュアルを使用して行動できなかった
- ・マニュアルに沿うような災害訓練を実施していない
- ・あまり使用していない
- ・使用した事がない。(保管のみ)
- ・未使用
- ・図書館として必要性は感じつつも、マニュアルが使われてない
- ・2002 年マニュアル作成後、使用していない
- ・今まで地震を想定した訓練を行っていないので活用したことはない

具体的な記述があった半面、活用されずにいる現状も浮かび上がった。

「職員ミーティングの際には使用する」の頻度は「その他」が最多で 29 自治体 (85.3%)、「月 1 回」と「週 1 回」がともに 1 自治体 (2.9%) だった。

頻度の記述には年 1 回が 9 自治体、年 2 回以上 (6 か月、数回など) が 7 自治体、随時が 3 自治体、不定期が 3 自治体、ほかに「朝礼」「新人研修」「防災訓練時」など合計 28 件あった。

表 2.6 マニュアルの活用

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
図書館の防災訓練の際には必ず使用する	28	80.0%	159	70.4%
本庁部局の職員を合わせた防災訓練の際には必ず使用する	0	0.0%	9	4.0%
職員ミーティングの際には使用する	3	8.6%	34	15.0%
実際の自然災害時に使用した	3	8.6%	16	7.1%
その他	7	20.0%	28	12.4%
無回答	1	2.9%	15	6.6%
回答者数	35	—	226	—

(複数回答)

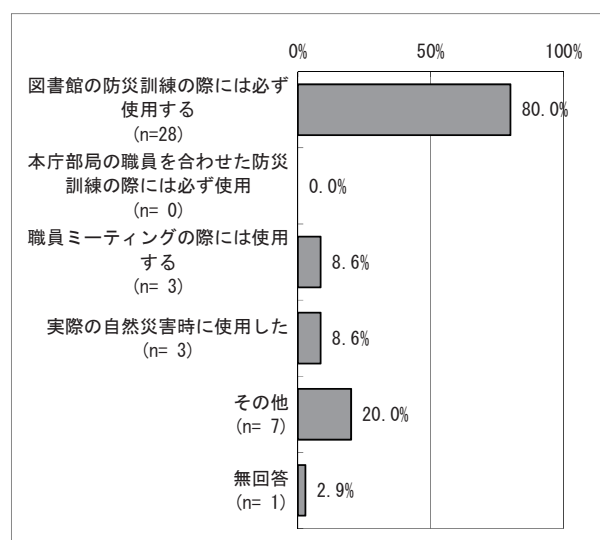


図 2.11 マニュアルの活用 (都道府県)

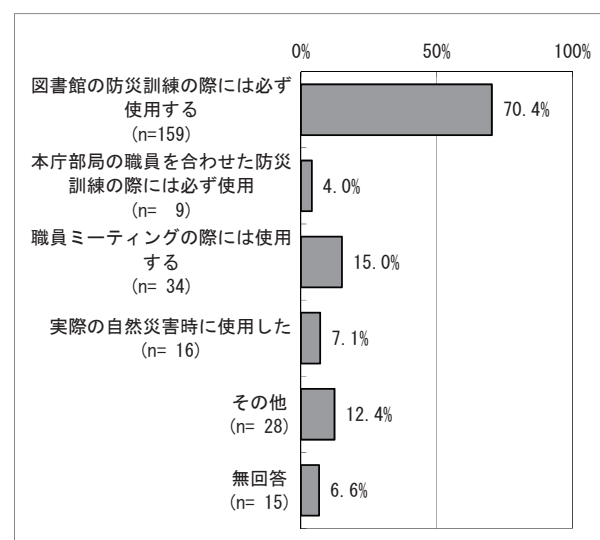


図 2.12 マニュアルの活用 (市区町村)

3 図書館以外のマニュアルを運用している図書館のマニュアルの周知・活用方法

(1) マニュアルの周知

都道府県立図書館は回答 12 自治体の中で無回答が 9 自治体 (75.0%)、「一人一部ずつ携行している」2 自治体 (16.7%)、「館に 1 部ある」「サービスポイント (各カウンター) に常備している」がともに 1 自治体 (8.3%) だった。

備考には「ホームページ上」「共有ドライブで随時閲覧」の記入があった。

市区町村立図書館では回答者 551 自治体で「館に 1 部ある」256 自治体 (46.5%)、「一人一部ずつ携行している」122 自治体 (22.1%)、「部・課などの担当グループごとに携行している」98 自治体 (17.8%)、「その他」57 自治体 (10.3%)、「今のところマニュアルはない」23 自治体 (4.2%)、「サービスポイント (各カウンター) に常備している」4 自治体 (0.7%) の順となり、無回答が 47 自治体 (8.5%) である。

備考には 76 件の記述が寄せられた。これを以下、3 つのグループに分けてまとめた。

冊子体などにして常備・配布・携行・掲示など

- ・館長と係に 1 部ずつ
- ・年 2 回消防防災訓練を図書館独自の計画書(マニュアル)を作成して実施。一人一部ずつ配布
- ・一人一部ずつ携帯版を携行
- ・責任者が携行
- ・閲覧用 1 部・貸出用 1 部・館職員用 1 部・保存資料用 1 部
- ・危機管理研修参加者に資料を配り、全員参加を目指す
- ・ポケット版を名札に入れ、携行
- ・職員防災ハンドブックを職員各自が携帯
- ・正職員が 1 部ずつ携行
- ・正職員のみ携行
- ・職員は一人一部携行。委託職員にも数部配布し共有
- ・日々雇用職員以外は全員携行
- ・職員初動マニュアルは一人一部携帯
- ・町役場が作成したマニュアルを正規職員のみ一人一部持っている
- ・年度毎に各個人宛に配布
- ・管理職が携行
- ・リーダー以上の職員が一人一部ずつ
- ・一人一部配布しているが、携行まではしていない
- ・町地域防災計画は 1 冊図書館にあり。職員初動マニュアルは役職により持参
- ・中央図書館に 1 部印刷したものがあり、職員全員が見られるようにシステム上にある
- ・概要版が図書館に 1 部あるのみ
- ・役割分担は館内に 1 部、避難経路は館内各所に掲示
- ・町の地域防災計画は館に 1 部。職員初動マニュアル「災害発生時職員担当表」は一人一部
- ・図書館のマニュアルは各館に掲示。自治体作成のものは「防災計画」を各所属に配置し、「職員初動マニュアル」を各職員に配布

- ・地域防災計画（地震対策、風水害対策、資料編）がそれぞれ一部つつある
- ・自治体防災計画、施設消防計画
- ・カウンター近くの壁に掲示
- ・防災訓練時に確認
- ・消防や緊急時の連絡網は各自携行
- ・複合施設の防災訓練で使用するマニュアルを携行
- ・管理営業所が携行

職員ポータルや自治体ウェブサイトなどで参照・出力可能

- ・自治体のホームページで閲覧可能
- ・職員ポータルサイトで閲覧可能
- ・職員一人一人がプリントアウトできる
- ・パソコンにデータとして入っている
- ・庁内LANでいつでも閲覧可
- ・市役所サーバーの図書館職員共通フォルダ内にデータ保存
- ・マニュアルデータは、全職員が閲覧できる環境にあるが、印刷物はない
- ・地域防災計画として公表しているので、いつでも閲覧可能な状態
- ・自市の行政システムにあり

マニュアルはない、計画中、その他

- ・マニュアルはないが有事の際、利用者の誘導等の徹底を全スタッフに指示した
- ・町のマニュアルは作成されたばかりで現在庁内で周知をはかっている。各課配布の冊子を待っている段階
- ・今後、館独自のマニュアルを作成する
- ・図書館にマニュアルを備えていない

冊子体などを携行する旨の回答がある一方、職員ポータルや自治体ウェブサイトなどで参照・閲覧可能とする自治体が多かった。また、携行する職位の記入もいくつか見られる。マニュアルの周知方法に関しては媒体のあり方、職員の範囲などの分析が必要であろう。

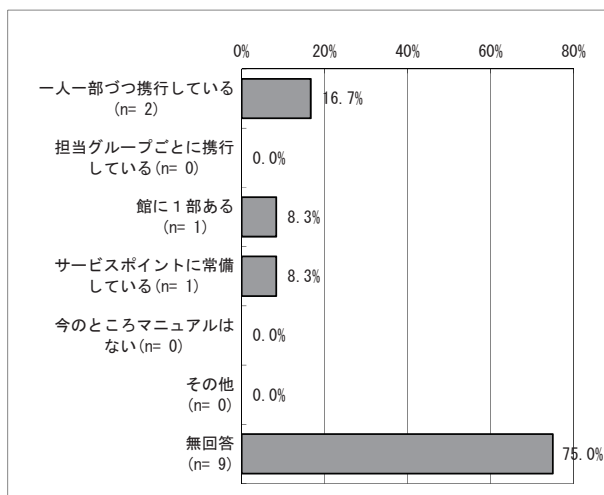


図 2.13 マニュアルの周知（都道府県）

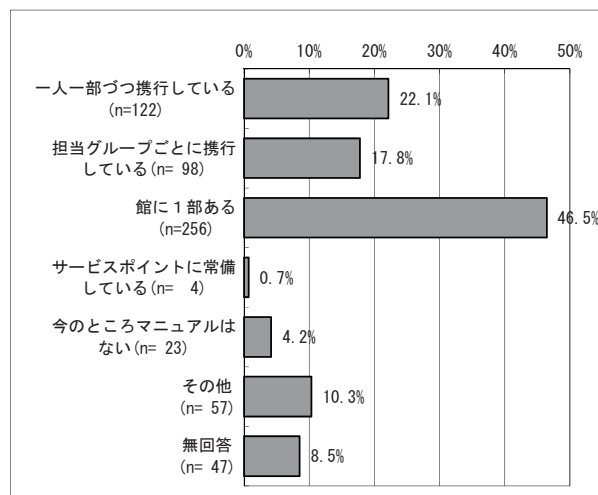


図 2.14 マニュアルの周知（市区町村）

表 2.7 マニュアルの周知

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
一人一部づつ携行している	2	16.7%	122	22.1%
部・課などの担当グループごとに携行している	0	0.0%	98	17.8%
館に1部ある	1	8.3%	256	46.5%
サービスポイント（各カウンター）に常備している	1	8.3%	4	0.7%
今のところマニュアルはない	0	0.0%	23	4.2%
その他	0	0.0%	57	10.3%
無回答	9	75.0%	47	8.5%
回答者数	35	—	226	—

(複数回答)

(2) マニュアルの活用

都道府県立図書館は回答者数が12と限られており、「図書館の防災訓練の際には必ず使用する」と「職員ミーティングの際には使用する」がともに1自治体(8.3%)、「その他」2自治体(16.7%)の回答数で、無回答が9自治体(75.0%)である。

備考には10件の記述があり、年1回の確認が2件、複合施設の防災訓練やマニュアル作成に用いるところが3件などの事例があった。以下に挙げておく。

- ・災害発生時
- ・防災訓練時に参考資料として使用
- ・複合施設の防災訓練の際
- ・合同防災訓練打合せ会、防災研修、平成24年度防災訓練等
- ・年1回配布時に確認
- ・年一回の携行チェックの際に内容確認
- ・措置対応、被害報告を行う際使用（自治体のマニュアル） 防災訓練の訓練内容作成時に参考とする（複合施設のマニュアル）
- ・正職員が携行
- ・特に使用することはない
- ・活用例は不明

また、「職員ミーティングの際には使用する」の頻度は「その他」1のみで、「各自業務遂行上確認をしたいとき」と記入があった。

市区町村立図書館では、「本庁部局の職員を合わせた防災訓練の際には必ず使用する」213自治体(38.7%)が最多で、次いで「図書館の防災訓練の際には必ず使用する」165自治体(29.9%)、「その他」79自治体(14.3%)、「実際の自然災害時に使用した」36自治体(6.5%)、「今のところマニュアルはない」28自治体(5.1%)、「職員ミーティングの際には使用する」19自治体(3.4%)、と各選択肢に回答があった。

実際の自然災害時に使用した36自治体は時系列に以下の被災の内訳である。

- ・2007年7月 新潟県中越沖地震 1
- ・2008年6月 岩手・宮城内陸地震 1
- ・2009年8月 静岡沖地震 1

- ・ 2010 年 3 月 東北地方太平洋沖地震 1
- ・ 2011 年 3 月 東日本大震災 24（東北地方太平洋沖地震 4 件を含む）
- ・ 2012 年 7 月 九州北部豪雨 1
- ・ 2012 年 9 月 台風 17 号 1
- ・ 2012 年 9 月 台風 1
- ・ 2012 年 12 月 三陸沖地震 1
- ・ 2012 年 台風 1

備考には 82 件におよぶ記述が寄せられた。このうち「活用されていない」「使用していない」という記入が 30 件あまりを占める。そのほか「各自で確認」「研修時」「複合施設の防災訓練時に使用」などが多くある。また、東日本大震災の被災地域の館から「東日本大震災及び同年 4 月の余震の時」といった記入もあり、ほかにも活用の機会や契機に関する具体的な事例が見られる。以下、3 つのグループに分けてまとめた。

活用の機会・頻度

- ・ 地震等あった時
- ・ 2011 年 3 月東日本大震災及び同年 4 月の余震の時
- ・ 自然災害発生時
- ・ 大規模災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき
- ・ 新任研修時
- ・ 各自、マニュアルの習熟に努める
- ・ 防災訓練の前に各自で確認
- ・ 自治体のマニュアルが職員の共通フォルダ内にあるので、各自確認
- ・ 必要に応じて職員が確認
- ・ 日頃から意識啓発に努める
- ・ 基本的な項目しか書かれていないので、緊急時までには頭に入れて行動することを目指す
- ・ 複合施設の防災訓練の際
- ・ 市が実施する防災訓練時
- ・ 図書館が入っている複合施設全体での防災訓練時
- ・ 図書館の防災訓練の際、必要に応じて使用
- ・ 地震を想定した図上訓練、情報伝達訓練時
- ・ 年 1 回の消防訓練の手順確認時に参考とする
- ・ 災害対策本部機構図が人事異動などで代わった時に名簿を差し替えて事務室に掲示
- ・ 防災事務推進時
- ・ 消防計画書のマニュアルを参考

検討中、活用されていない・使用していない

- ・ マニュアルを活用した訓練を図書館独自では実施していない
- ・ 特に活用例はない
- ・ 現在のところ具体的に利用していない

- ・市「防災計画」があるが、現時点で使用を要する機会が無い
- ・実際に使用したことはない
- ・全体計画なので図書館で使うことはない
- ・マニュアルとして作成はされているが活用されていない
- ・町職員として研修時に見る程度。図書館としては使用出来ていない
- ・マニュアルを使用する訓練等は実施していない
- ・自治体マニュアルに図書館の記述がほとんどないので活用する機会がなかった
- ・マニュアルを通知されたのみ。説明を受けたり活用する機会がいままでなく使用していない
- ・課内で供覧後いつでも見られるよう保存しているだけ
- ・実際には図書館では使用される機会が今までなかった
- ・今年発行したばかりなので、まだ活用していない
- ・図書館での防災訓練は実施していないためマニュアルを活用していない
- ・策定後間もないため使用した実績がないが、今後防災訓練等で活用予定
- ・現在マニュアル内容について行政へ確認・協議中。今後、定期的な職員研修等での利活用が見込まれる
- ・今回の調査で市のマニュアルを確認。今後、館独自のマニュアル作成に結びつけたい

その他

- ・地震を想定した防災訓練は行っていない
- ・マニュアルには「地震編」「風水害編」がある
- ・大きな地震災害は起こっていないため、台風等自然災害時マニュアルの行動を取る

「職員ミーティングの際には使用する」と回答した 19 自治体に頻度を聞いたところ、「その他」16 自治体（84.2%）、「月 1 回」2 自治体（10.5%）、無回答 1 自治体だった。

その他の内容には 16 件あり、年 1 回が 4、年 2 回以上が 5、随時・必要に応じて 4 の回答である。具体的な記述は以下のとおりである。

- ・消防防災訓練前のミーティング時(年 2 回)
- ・(随時)余震の発生が頻発している等
- ・年 2 回(スタッフミーティング時)
- ・随時、少なくとも年 1 回は館内定例会議時に職員間で確認をしたい
- ・修正等があった場合
- ・避難訓練前、複合施設の防災訓練

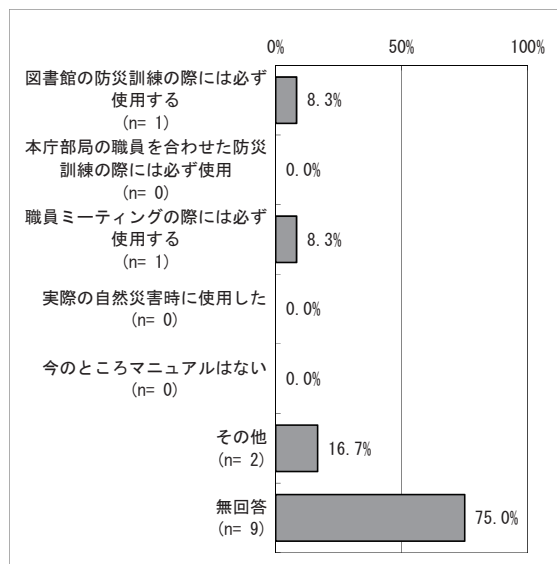


図 2.15 マニュアルの活用（都道府県）

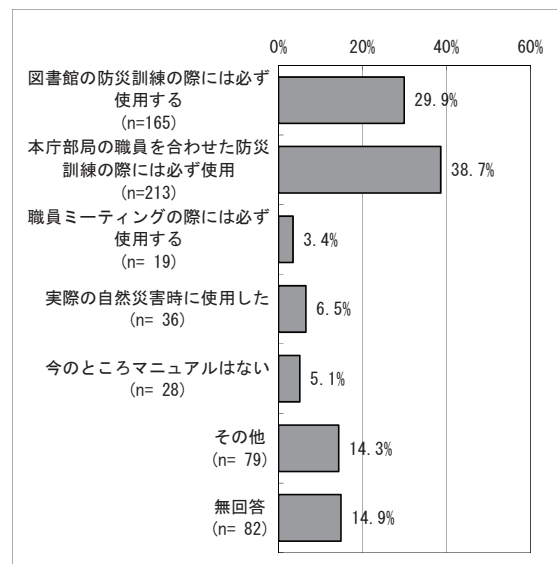


図 2.16 マニュアルの活用（市区町村）

表 2.8 マニュアルの活用

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
図書館の防災訓練の際には必ず使用する	1	8.3%	165	29.9%
本庁部局の職員を合わせた防災訓練の際には必ず使用する	0	0.0%	213	38.7%
職員ミーティングの際には必ず使用する	1	8.3%	19	3.4%
実際の自然災害時に使用した	0	0.0%	36	6.5%
今のところマニュアルはない	0	0.0%	28	5.1%
その他	2	16.7%	79	14.3%
無回答	9	75.0%	82	14.9%
回答者数	12	—	551	—

（複数回答）

4 事業継続計画の有無

事業継続計画（Business Continuity Planing）とは、被災しても重要な事業を中断せず、中断しても可能な限り短時間で再開できるように、事前に計画・準備していくことを目的とした計画のことを指し、近年、様々な方面で策定が進んでいる。

ここでは図書館の関係する事業継続計画の策定について尋ねてみた。

都道府県、市区町村とも「策定していない」が最も多く、それぞれ 28 自治体（59.6%）、930 自治体（73.3%）となっており、都道府県では全体の約 6 割、市区町村では 7 割強を占めている。

逆に、「策定済み」「現在策定中」「自治体の策定した計画に組み込まれている」を合わせると、都道府県では、11 自治体（23.5%）、市区町村では 138 自治体（10.9%）となっているが、まだ少数である。

表 2.9 事業継続計画の有無

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
策定済み	7	14.9%	30	2.4%
現在策定中	2	4.3%	36	2.8%
自治体の策定した計画に組み込まれている	2	4.3%	72	5.7%
今後策定予定	4	8.5%	55	4.3%
策定していない	28	59.6%	930	73.3%
無回答	4	8.5%	146	11.5%
合 計	47	100.0%	1,269	100.0%

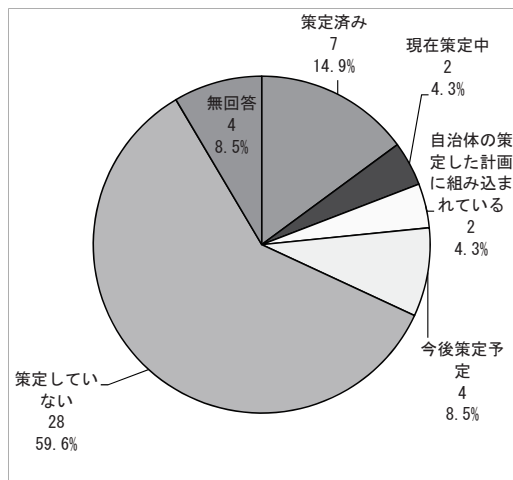


図 2.17 事業継続計画の有無（都道府県）

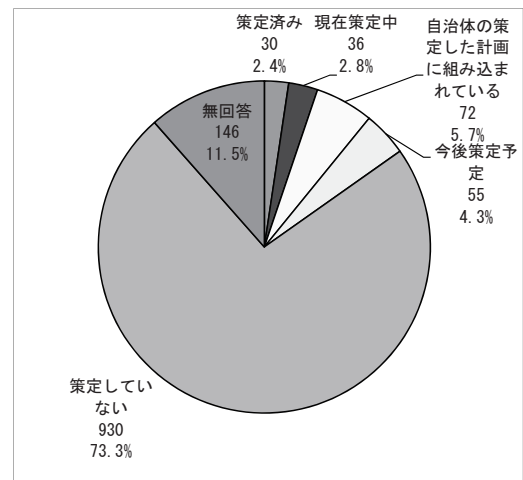


図 2.18 事業継続計画の有無（市区町村）

5 地震を想定した防災対策

(1) 図書館で行う防災訓練の実施状況

ア 実施頻度、イ 主体、ウ 参加者、エ 内容の4点に分けて質問を行った。

ア 実施頻度

都道府県立図書館では「年1回」20自治体（42.6%）と「年2回以上」6自治体（12.8%）の回答とともに、「地震を想定した防災訓練は行っていない」が16自治体（34.0%）に上る。「その他」が5自治体（10.6%）である。

備考として以下の7件の記入があった。実施状況のほか、火災訓練、地震を想定したものではない旨の記述がある。

- ・火災訓練として実施
- ・火災も含めて年2回以上の防災訓練のうち、1回以上地震についての訓練を行う
- ・年度内に1回実施予定
- ・昨年度、初めて地震を想定した防災訓練を実施。今年度は消防訓練（以前より年1回実施）実施
- ・2年に1回実施（特に地震だけを想定したものではない）
- ・防災訓練は講義形式も含め、年2回実施。地震を想定したものは平成23年9月に実施
- ・避難訓練、消火訓練、救護訓練、非常持ち出し訓練、指揮命令訓練、設備シャットダウン訓練等

市区町村立図書館では「地震を想定した防災訓練は行っていない」687自治体（54.1%）が最も多く、次いで「年1回」339自治体（26.7%）、「年2回以上」141自治体（11.1%）、「その他」83自治体（6.5%）の順である。

備考には145件寄せられた。50件あまりは火災訓練もしくは火災対策に重きをおく訓練の記述が占める。また、地震を想定したと考えられる訓練については40件ほどあり、以下6つのグループに分けてまとめた。

図書館で行う地震を想定した訓練と実施頻度など（予定・検討中を含む）

- ・年2回の消防訓練において、地震発生時にも共通する来館者の避難誘導に関する訓練を行う
- ・数年に1回程度（昨年度は実施したが今年度は実施せず）

- ・年2回、火災や地震等を想定した防災訓練を複合施設全体で行う
- ・今までは火災のみの防火訓練、今年度は防災訓練とし地震と火災を想定した避難訓練を実施予定
- ・地震を想定した防災訓練の継続実施を検討
- ・地震等による火災発生についての防災訓練
- ・地震・火災・緊急対応について年1回セミナー及び訓練を行う
- ・消防訓練に含めて実施
- ・2年に1回
- ・火災想定での防災訓練を年1回、地震想定での防災訓練を年1回実施
- ・年1回、消防訓練を実施。今後、地震を想定した防災訓練を検討
- ・年1回防災訓練を実施、火災を想定した訓練中心。年によって特別な訓練として地震対応の訓練も行う（平成22年度は起震車による地震体験を行った）
- ・年2回実施のうち、地震と火災と想定を考慮し実施（年2回震災の想定、年1回づつの場合あり）
- ・火災訓練、消火器訓練、AED操作講習、地震避難訓練等を施設ごとの状況に応じて実施
- ・火災及び地震を想定
- ・東日本大震災以降実施した館もある
- ・地震と火災を想定した防災訓練を1年交代で行う
- ・図書館独自で地震を想定し、その後の火災消火訓練を実施
- ・火災や防犯等もあるため地震については数年に1回程度
- ・防災訓練（火災・地震）を年1回
- ・平成24年度にマニュアルを作成し、2回地震を想定した訓練を実施。今後は年1回程度を予定
- ・平成25年実施予定
- ・（火災・地震を想定した）防災訓練。（避難経路チェック、避難器具使用法、誘導方法など）
- ・地震を想定し、災害状況報告訓練、火災通報訓練、広報（館内放送）訓練、避難訓練、防火（消火）訓練
- ・地域館のみ実施
- ・火災を想定した避難訓練（年2回実施）の際に地震発生も想定
- ・主に火災を想定しているが、地震も火災の一因となりうると考え実施
- ・火災、旧病者の介護等も想定して訓練
- ・地震を含めた管内での火災発生を予測した防災訓練を年1回消防署と協力して実施

自治体主催の訓練や研修に参加

- ・自治体の実施している防災研修に参加
- ・震災後1度本庁で行われ参加したが、定期的なものではない
- ・2年に1回実施
- ・町で行う防災総合訓練に合わせて実施
- ・総務部主催の地震発生を想定した1分間の訓練に7月に参加。25年1月にも参加予定
- ・市として地震も想定した「総合防災訓練」を実施
- ・年1回、自治体防災訓練に参加

- ・防災訓練では避難所としての訓練を行う
- ・複合施設であるので、施設全体の防災訓練（地震による火災発生）に参加
- ・複合施設のため、文化会館と一緒に年2回、避難誘導・救護等訓練を行う
- ・中央館（本庁と複合施設）は、本庁と一緒に防災訓練年2回のうち1回が地震想定。分館は地震想定での訓練はしていない

複合施設としての訓練に参加

- ・複数館のうち1館のみ、年1回複合施設の防災訓練に参加
- ・複合施設のため、施設全体の防災訓練に参加
- ・複合施設の為、全館で年2回実施する防火避難訓練の内、1回を地震に伴う火災避難と想定して訓練を実施
- ・複合館として館内全体での訓練。年によって、火災、地震を想定
- ・図書館が入っている複合施設で年一度防災訓練を実施

消防、防災、防火などの訓練

- ・消防訓練は年2回実施
- ・火災訓練、エレベーター閉じ込め時救出訓練
- ・通常の防災訓練のみ
- ・火災による避難訓練は年1回、その際、救急救命の講習等も行う
- ・火災避難誘導訓練
- ・火災訓練を年2回複合施設として実施
- ・図書館消防訓練については年1回実施
- ・災害を想定し、来館者の誘導を想定した訓練
- ・火災発生を想定した避難誘導訓練および自衛消防訓練
- ・火災訓練として実施。地震時の避難訓練はそれに準じて行う
- ・火災等の防災訓練時の訓練項目の一として実施
- ・火災を想定のみ
- ・火災に係る消火訓練の際に含めて実施
- ・火災を想定した避難訓練のみ実施
- ・火災予防訓練と一緒に防災訓練を実施
- ・主に火災を想定した訓練を年2回実施
- ・防火訓練は2回実施
- ・主に火災時の防災訓練を実施。2・9月は消防隊員同伴のもとで行い、指導を受ける。地震防災訓練については、現在検討中
- ・消防署にお願いして火災訓練をしている
- ・救命訓練
- ・地震のみを想定した避難訓練は行っていないが、非常時の訓練として含めた形で実施
- ・自然災害を始めとする被害全般を想定した訓練を年に1回程度行う
- ・消防訓練を年1回
- ・消防訓練の中で対応

- ・地震限定ではなく、避難訓練

防災訓練は行っていないなど

- ・特に行っていない
- ・防災訓練を実施していない
- ・図書館が主体の防災訓練を行っていない
- ・地震を想定した図書館独自の訓練は特に行わず
- ・施設内センターの避難訓練用マニュアルに従うので図書館独自では実施していない
- ・町や地域主体での防災訓練は実施されているが、図書館は参加していない

その他

- ・現状では未だに地震が多く、その都度対応しているため、訓練はしていない
- ・地震を想定した訓練は行っていないが、地震の揺れを感じた場合、館内利用者へ書架から離れること等を呼びかけている

頻度というより訓練の内容の記述が多かった。地震を想定した訓練といっても他の災害との切り分けにくさが察せられる。

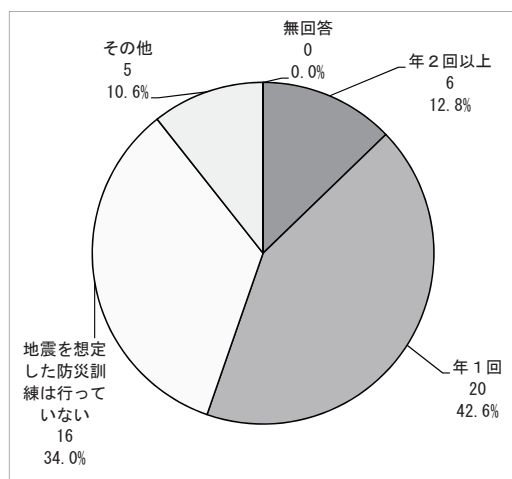


図 2.19 実施頻度（都道府県）n=47

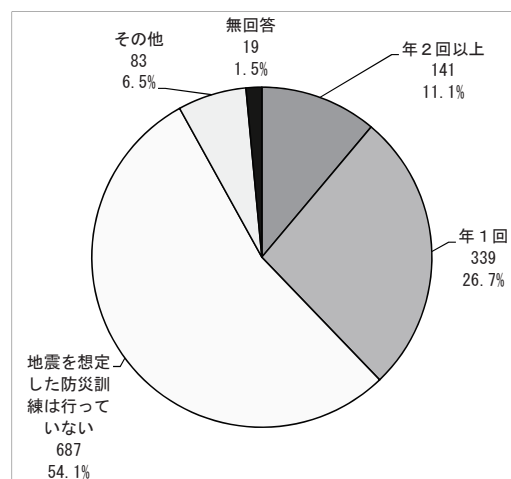


図 2.20 実施頻度（市区町村）n=1,269

イ 主体

都道府県立図書館では「図書館独自」24 自治体（51.1%）、「その他」7 自治体（14.9%）、「図書館と本庁部局」3 自治体（6.4%）の順で、無回答が 16 自治体（34.0%）だった。

備考には、以下の記入があった。

- ・複合施設管理者
- ・併設施設との合同で訓練
- ・隣接する県立美術館と合同で行う
- ・近隣の県組織と合同で行う
- ・複合施設内の図書館・文書館・生涯学習推進センター
- ・図書館と指定管理者と合同で行う
- ・同一庁舎内の県立文書館と共催

市区町村立図書館では「図書館独自」356 自治体（28.1%）、「その他」173 自治体（13.6%）、「図書館と本庁部局」167 自治体（13.2%）の順となり、少数ながら「地域の住民や利用者と合同で行う」63 自治体（5.0%）の回答もあった。無回答は 607 自治体（47.8%）である。

備考には 188 件の記述があった。このうち 100 件近くが複合施設・併設施設との合同訓練で最も多い。主体は公民館、博物館、生涯学習センター、文化会館、保健センター、管理会社などさまざまである。本庁部局やその自治体が主体というところは 20 件弱、教育委員会が数例ある。また、消防署への要請や協力が 10 件弱ある。次の質問「ウ 参加者」と重複する点だが利用者や住民などの記述もいくつかある。以下 5 つのグループに分けてまとめた。

複合・併設施設、隣接・周辺施設などが主体

- ・ 図書館と併設の複合施設 合同訓練
- ・ 生涯学習情報センターなど
- ・ 複合館なので建物の避難訓練に図書館も参加
- ・ 図書館を含む複合施設を管理する指定管理者
- ・ 複合施設内にある図書館と財団法人が合同で行う
- ・ 併設する市民文化会館と合同
- ・ 中央公民館との複合施設なので合同で開催
- ・ 複合施設全体
- ・ 複合施設内で合同実施
- ・ 図書館とその近隣施設（幼稚園・児童館・情報センター）と合同
- ・ 施設管理者
- ・ 複合施設を管理しているまちづくり推進室が主体
- ・ 同一敷地内施設職員と合同で消防訓練を実施
- ・ 複合ビルの一部を使用しているので、ビルの管理者
- ・ 複合施設のため、中央公民館が主体となって実施
- ・ 複合施設のため、図書館、文化会館、プラネタリウム館の合同
- ・ 中央図書館は、複合施設の管理組合が主体
- ・ 文化センター（中央図書館と中央公民館）
- ・ 複合ビルなので、管理会社が中心になって各テナントと合同で防災訓練を行う
- ・ 中央図書館は市民会館と複合施設であり、P F I 事業者及び指定管理者と合同で実施
- ・ 複合施設（商業施設・公共施設等）に併設されている図書館は合同で実施
- ・ 複合ビル入居テナントと合同で実施
- ・ 複合施設のため合同で行っており、その中には小学校も含む
- ・ 生涯学習センターの防災訓練として実施
- ・ 商業施設との複合施設につき、同ビル内の入居店者と合同
- ・ 町の文化会館
- ・ 併設の文化センター職員と休館日に合同で行う
- ・ 施設内センターの避難訓練用マニュアルに従うので図書館独自では実施していない

本庁部局やその自治体が主体

- ・ 本庁部局が主体
- ・ 図書館が市庁舎 2 階のため庁舎防災訓練に含まれる
- ・ 自治体の防災会議主催の訓練に参加
- ・ 市の防災訓練
- ・ 同一敷地内にある支所と連携し、地震等の災害を想定した防災訓練を実施
- ・ 学校の訓練時に一緒に行く
- ・ 地区ごとに行う町主体の訓練（3 地区で毎年交替）
- ・ 図書館としてではなく、町全体の訓練として職員が参加
- ・ 自治体の総合防災訓練
- ・ 三町合同で行う防災訓練への参加
- ・ 教育委員会

消防署などへの要請や協力

- ・ 消防署による図書館の防災訓練指導
- ・ 図書館と消防署
- ・ 消防署・警察署・自衛隊
- ・ 消防設備保守業務委託業者ならびに消防署と協力
- ・ 防災設備管理業者の立合い指導のもとに行う

利用者、住民や自治会と行う

- ・ 本庁部局と町会自治会合同の総合防災訓練を年 1 回行う
- ・ 中央・西図書館は住民と合同。北・東図書館は公民館職員と合同
- ・ 地区図書館は各複合施設の本庁部局及び市民と実施することもある
- ・ 複合施設全体及び利用者合同で行う
- ・ 自治体職員と住民が行う総合防災訓練日に複合館内で働いている職員も一緒に行く
- ・ 図書館と隣接する施設（市民会館）及び 2 施設の利用者

その他、実施していないを含む

- ・ 早朝に行くため、利用者の参加はない
- ・ 地域住民は参加しない
- ・ 防災訓練を実施してない
- ・ 地震を想定した防災訓練は行っていない
- ・ 図書館主体の地震を想定した防災訓練を行っていない

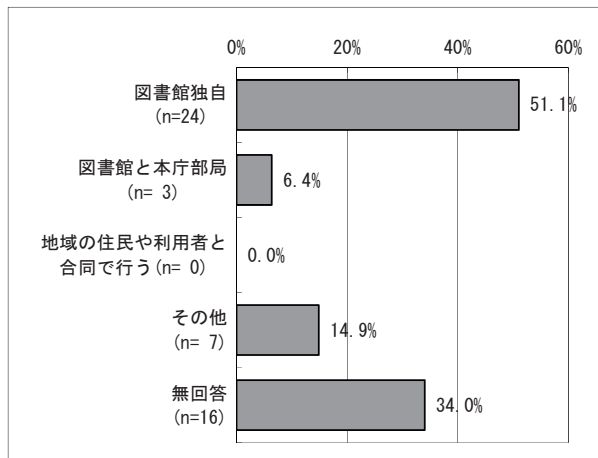


図 2.21 主体（都道府県）

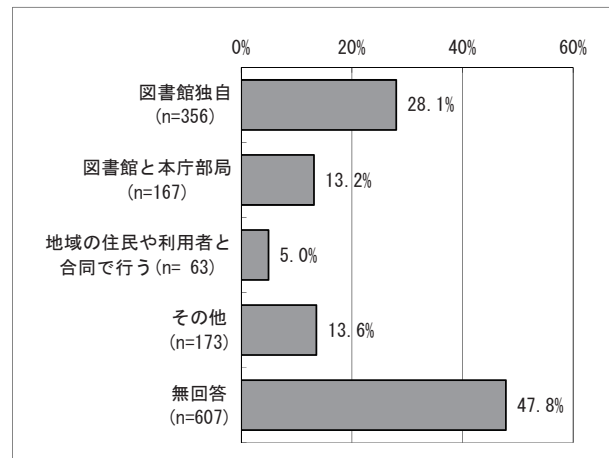


図 2.22 主体（市区町村）

（複数回答）

ウ 参加者

都道府県立図書館では「臨時職員等非専任を含む」28 自治体（59.6%）と回答者 47 館の 6 割に上る。次に「専任以上の職員」と「指定管理者、委託会社の職員を含む」がともに 20 自治体（42.6%）と同数だった。ほかに「地域の住民や利用者を含む」が 3 自治体（6.4%）あり、無回答が前問「イ 主体」と同じく 16 自治体（34.0%）だった。ちなみに「専任以上」「臨時職員等～」「指定管理者～」の 3 つとも選んで回答したところが 17 自治体ある。備考には記入はなかった。

市区町村立図書館でも「臨時職員等非専任を含む」449 自治体（35.4%）と最多で、次に「専任以上の職員」243 自治体（19.1%）が続く。「指定管理者、委託会社の職員を含む」は 199 自治体（15.7%）、「地域の住民や利用者を含む」が 153 自治体（12.1%）、「その他」41 自治体（3.2%）あり、無回答が 608 自治体（47.9%）だった。

備考には 56 件の記述が寄せられた。指定管理者による運営館では管理者のスタッフで訓練を行うところが多いが、自治体の職員を含む、利用者を含むなど、参加者は多様である。複合施設の運営主体のほか、訓練の時間帯、図書館施設の内外など時間や空間によって参加者もさまざまである。身近な住民・利用者を巻き込んだ訓練、危機管理の啓発に公共図書館がどのように関与しているのか興味深い点である。以下、4 つのグループに分けてまとめた。

職員・スタッフ

- ・指定管理者のスタッフ全員
- ・当館勤務全社員
- ・分館は併設近隣センター各館単位で個々に実施
- ・非常勤職員以上の職員
- ・市立図書館－職員全員 地域館－1 名正職員が参加
- ・管理職
- ・指定管理者のみで実施
- ・休館日に全職員で行う
- ・P F I 事業者が主体となって実施。必要に応じて自治体職員も参加

- ・指定管理者全職員
- ・ビル内入居施設全体参加
- ・入居業者の防災担当者
- ・複合施設内職員全員及び本庁部局
- ・清掃等委託業者を含む
- ・教育委員会事務局職員

住民や利用者、児童、自治会、消防署や警察署など

- ・園児・児童
- ・小学校の全校生徒等
- ・利用者（地域住民は含まない）
- ・来館者
- ・消防本部他市職員、市民、警察、自衛隊等
- ・本庁部局と町会自治会を含む
- ・消防署、臨時職員、警備・清掃員、消防設備点検委託業者
- ・消防署、関連事業所、障害者団体
- ・町内全域で実施
- ・当日、会議室等を利用している読書会、ボランティア
- ・清掃業者職員、職場体験学習の学生（受入期間中の場合のみ）
- ・指定管理者と利用者
- ・利用者に訓練への参加協力を呼び掛け
- ・三町合同での訓練の為、参加可能な全町民
- ・施設（図書館及び公民館）職員及び利用者

訓練を行っていない

- ・防災訓練を実施してない
- ・地震を想定した防災訓練は行っていない
- ・図書館として訓練は行っていない
- ・図書館主体の防災訓練を行っていない

その他

- ・早朝に行うため、利用者の参加はない
- ・地域住民は参加しない
- ・指定管理者館のため職員は0

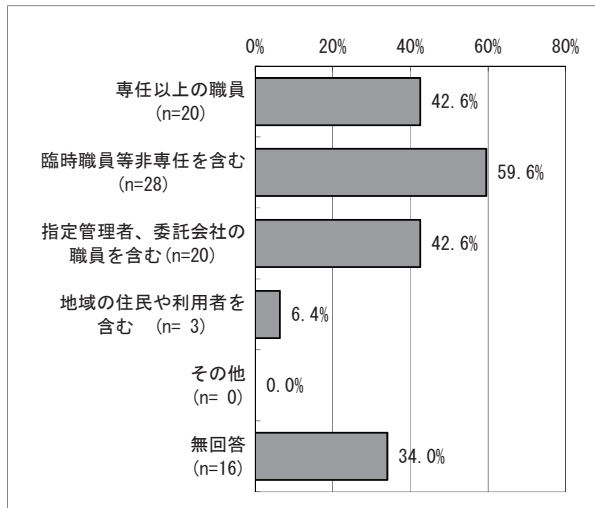


図 2.23 参加者（都道府県）

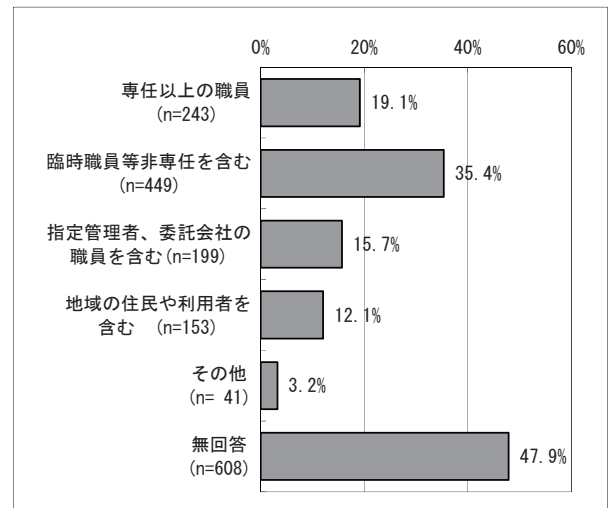


図 2.24 参加者（市区町村）

（複数回答）

エ 内容

都道府県立図書館では「避難、救護、搬出（原簿・台帳・貴重資料等）」が 30 自治体（63.8%）、「消火器具の使用」28 自治体（59.6%）、「避難器具の使用」12 自治体（25.5%）、「無線放送の使用」6 自治体（12.8%）の順で、「その他」は 1 自治体（2.1%）、無回答が前問「イ 主体」「ウ 参加者」と同じく 16 自治体（34.0%）である。

備考には以下の記入があった。

- ・館内非常放送訓練、防護安全訓練、消防署への通報訓練 平成 24 年度：煙ハウス体験、二酸化炭素消化設備説明
- ・搬出は未実施
- ・消火器具の使用は毎年ではない
- ・自治体職員による情報伝達訓練（一斉送信メールの受信や確認）

市区町村立図書館では「避難、救護、搬出（原簿・台帳・貴重資料等）」が 553 自治体（43.6%）、「消火器具の使用」484 自治体（38.1%）、「無線放送の使用」164 自治体（12.9%）「避難器具の使用」149 自治体（11.7%）、「土のう設置・がれき除去等」14 自治体（1.1%）の順となった。また、「その他」が 82 自治体（6.5%）、無回答が 608 自治体（47.9%）となっている。

備考には 92 件の記入があった。避難に関するものが 30 件以上あり、実際の避難訓練もしくは避難経路の確認を行うなどの内容である。次の質問「(2) 「図書館で行う防災訓練」以外の防災訓練の実施状況」と重複する部分でもあるが「AED 使用法」「救急救命」「参集訓練」などが挙げられている。以下、5 つのグループに分けてまとめた。

避難や消火の訓練に関する内容

- ・避難
- ・避難訓練
- ・避難誘導
- ・避難経路、役割分担の確認
- ・消火設備、避難経路の確認

- ・防災訓練：避難誘導及び避難訓練、避難所開設訓練等
- ・地域館 2 館：避難訓練・消火器具の使用 地域館 1 館：避難器具の使用・無線放送の使用
- ・非常口のカギの位置確認、開閉動作確認
- ・避難経路の確認、炊き出し訓練
- ・非難経路確認・火災消化訓練・消火栓放水・非常用放送設備確認・消防署との連携等開催
- ・避難、救護のみで搬出までは行っていない
- ・資料等搬出はしない
- ・台帳の搬出などは行っていない

館内放送・通信設備の使用に関する内容

- ・非常用放送設備による館内放送で、利用者にも身を守る行動を呼びかける
- ・館内放送を使用し、館内にいる人に「姿勢を低くし手や腕で頭と首を守り、揺れが治まるまで待つ」という行動をとるよう呼びかけた
- ・館内放送の使用および避難誘導。消火設備箇所の確認

本庁や消防署などへの通報、伝達訓練に関する内容

- ・図書館にあっては本庁舎組織からの電話伝達訓練
- ・消防への通報訓練
- ・通報訓練
- ・設備監視、通報連絡
- ・対策本部へ連絡
- ・情報伝達訓練
- ・非常時連絡網に基づく職員間の招集電話連絡
- ・呼集訓練

A E D 使用、非常参集訓練など、その他の内容

- ・体験、展示：水バケツリレー、起震車体験、心肺蘇生法訓練等
- ・年によって行う特別な訓練（不審者対応、起震車体験など）
- ・エレベータからの救出
- ・防災ビデオ等の上映及び防災関係者の講義
- ・防災ビデオ視聴
- ・A E D 使用法
- ・救急救命実習
- ・勤務開始時刻の 1 時間前に震度 5 強の地震が発生したと仮定した職員の参集訓練
- ・炊き出し訓練

訓練を行っていない

- ・防災訓練を実施していない
- ・地震を想定した防災訓練は行っていない
- ・図書館主体の防災訓練を行っていない

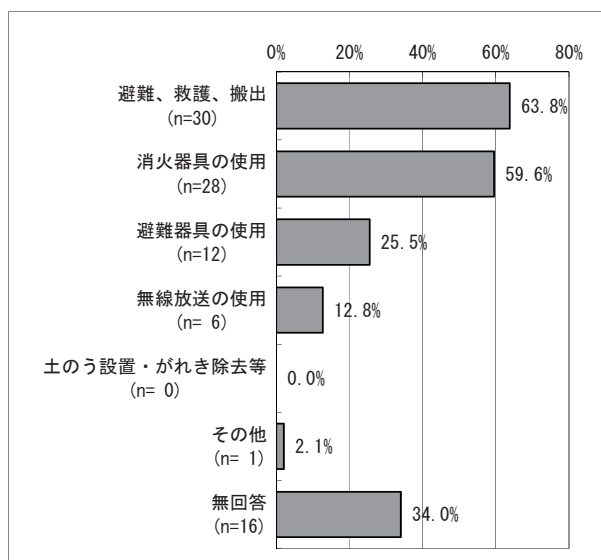


図 2.25 内容（都道府県）

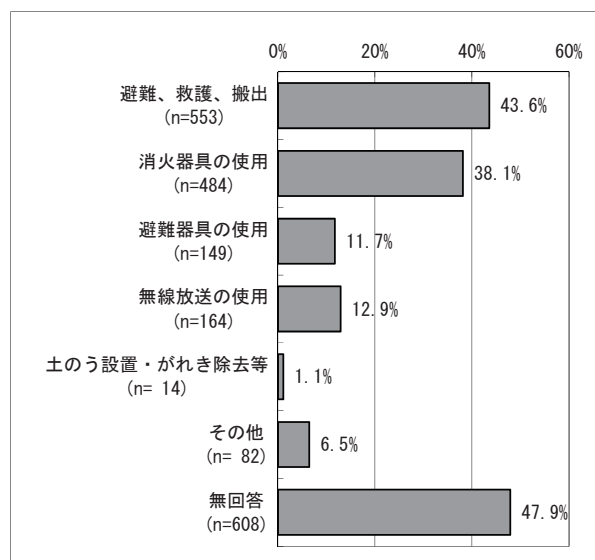


図 2.26 内容（市区町村）

（複数回答）

(2) 「図書館で行う防災訓練」以外の防災訓練の実施状況

都道府県立図書館では「救急救命講習会（心肺蘇生法・AED使用法）」が 21 自治体（44.7%）、「図書館で行う防災訓練以外の訓練は行っていない」が 17 自治体（36.2%）、「自治体職員の非常参集訓練」と「その他」がともに 4 自治体（8.5%）、「自治体職員の図上訓練・図上演習」1 自治体（2.1%）の順で、無回答が 7 自治体だった。

備考には以下の記述が寄せられた。

- ・非常連絡網訓練
- ・職員の緊急連絡網訓練
- ・メール配信による参集状況確認
- ・非常参集訓練 図書館職員を含む職員の中から指定した職員を対象に実施
- ・救急救命講習会 平成 23 年 3 月実施の防災訓練の中で AED 講習を実施
- ・行っていない

市区町村立図書館からは、「「図書館で行う防災訓練」以外の訓練は行っていない」が最も多く 427 自治体（33.6%）である。次いで「救急救命講習会（心肺蘇生法・AED使用法）」418 自治体（32.9%）、「自治体職員の非常参集訓練」287 自治体（22.6%）、「自治体職員の図上訓練・図上演習」60 自治体（4.7%）、「その他」58 自治体（4.6%）、「自治体職員の徒歩による帰宅訓練」21 自治体（1.7%）、「隣接の都道府県や指定都市、あるいは提携自治体と連携して行う訓練」14 自治体（1.1%）となり、すべての選択肢に回答があり、無回答は 255 自治体であった。

備考には 69 件の記入があった。「訓練は行っていない」「不参加」が 30 件あまりを占める。行っている旨の記入では火災訓練の内容が 10 件あまり、そのほか非常参集や伝達訓練などが見られる。以下、5 つのグループに分けてまとめた。

火災・防災訓練の実施

- ・職員による模擬火災訓練（確認のみ）
- ・火災を想定した防災訓練を実施

- ・防火訓練・年1回自治体職員及び臨時職員
- ・自治体として、関係機関及び市民と防災訓練を実施
- ・建物火災を想定した避難訓練（市役所と合同）
- ・住民参加の避難訓練
- ・町全域での本庁防災訓練に参加
- ・市として実施
- ・いずれも図書館独自の訓練ではなく市役所実施の訓練への参加
- ・地震に伴う津波の避難訓練
- ・市の総合防災訓練等

非常参集訓練

- ・管理職のみ
- ・市管理職の緊急連絡・参集訓練
- ・図書館独自ではないが市の「自治体職員の非常参集訓練」「救急救命講習会」に参加
- ・本庁から全職員を対象に携帯電話へ非常参集訓練メールを送信し受信の有無を確認
- ・Eメールを使用した非常参集訓練

救急救命講習会（AED使用）

- ・施設管理者として救急救命講習会への参加
- ・スタッフ全員が普通救命講習を受講
- ・自治体職員として全職員が上級救命技能認定を取得（正職員・再任用職員及び一部の嘱託員）
- ・「全般的」に対応する目的で、救急救命講習会を実施

図上演習、伝達など、その他の訓練

- ・指定管理者の図上訓練・図上演習
- ・緊急連絡網による伝達訓練（主体は自治体）
- ・部課長（館長含む）等幹部職員の緊急連絡網を用いた伝達訓練
- ・非常時の連絡伝達訓練
- ・自治体職員の情報伝達訓練、公立社会教育施設災害時被害状況伝達訓練
- ・情報伝達訓練
- ・携帯電話によるスタッフの安否確認訓練
- ・エレベーターが急停止した場合の訓練

訓練を行っていない、不参加など

- ・訓練未実施（H25年度から実施予定）
- ・地震を想定した防災訓練は行っていない
- ・図書館は不参加
- ・図書館主体の防災訓練を行っていない
- ・防災訓練を実施していない
- ・訓練は行っていない

- ・訓練は行っていない
- ・自治体としては実施しているが、図書館職員は不参加

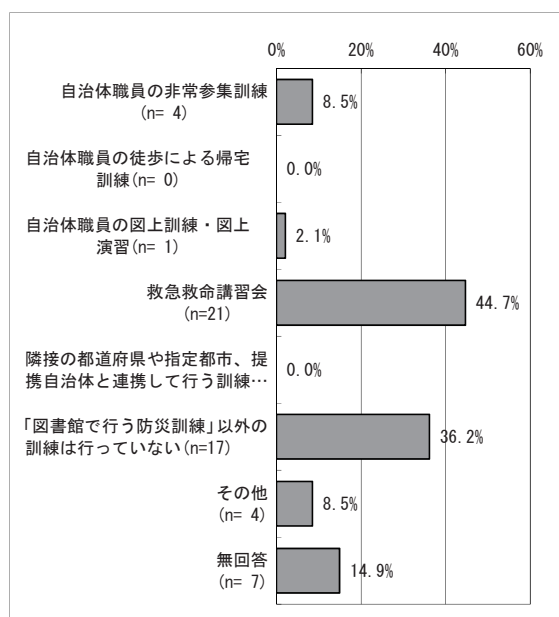


図 2.27 図書館で行う防災訓練以外の防災訓練
(都道府県)

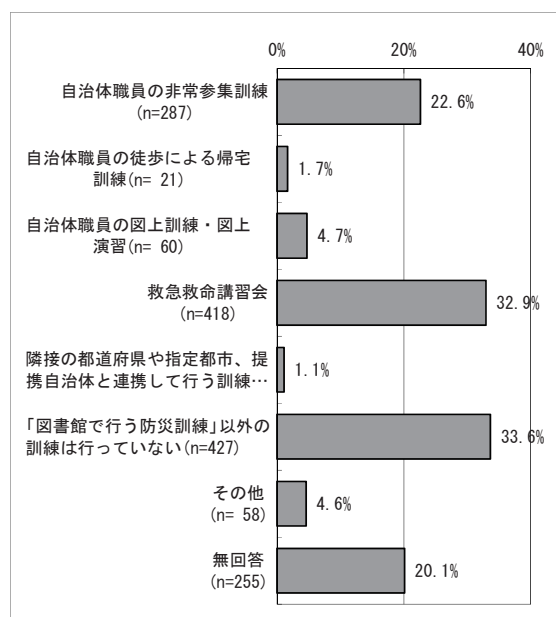


図 2.28 図書館で行う防災訓練以外の防災訓練
(市区町村) (複数回答)

(3) 設備面の地震対策

ア 非常用品・用具の備え、イ 防災関連の措置、ウ 放送・通信設備の3点に分けて質問を行った。

ア 非常用品・用具の備え

都道府県立図書館では「AED（自動体外式除細動器）」45 自治体（95.7%）が最も多くほとんどの館で設置済みとわかる。次いで、「携行品や用具」が 34 自治体（72.3%）あり、それ以外には「利用者にも提供可能な備蓄」4 自治体（8.5%）、そして「個人用の避難袋」「特に準備していない」「その他」がともに 1 自治体（2.1%）あった。

備考には「懐中電灯、携帯ラジオ、救命箱、担架」「建物が中間免震建築」の記入があった。

市区町村立図書館でも「AED（自動体外式除細動器）」733 自治体（57.8%）が最多となり、回答者の 6 割近くで設置されていることがわかる。「携行品や用具」が 486 自治体（38.3%）と続くが、「特に準備していない」が 390 自治体（30.7%）で 3 位となった。4 位以降は「利用者にも提供可能な備蓄」57 自治体（4.5%）、「その他」41 自治体（3.2%）、「個人用の避難袋」15 自治体（1.2%）となり、無回答は 15 自治体（1.2%）だった。

備考には 75 件寄せられた。特に AED の設置に関して複合もしくは併設施設に備えがある旨の記入が 30 件以上ある。携行品や備蓄用品の具体例では「ポータブルストーブ」「難燃毛布」「エレベーター閉じ込め防止キット」「防災行政無線受信機能付きラジオ」などの記述がある。また、「災害対策本部第 2 順位」「防災倉庫が図書館駐車場内に設置」「図書館は避難施設になっていないので備蓄品等はない」といった記述もあり、図書館が避難場所に指定されているか、敷地内に防災倉庫があるかなどの違いによっても非常用品・用具の備えが異なることがうかがえる。

以下、4つのグループに分けてまとめた。

複合施設や本庁舎に備えている

- ・図書館との併設の複合施設に準備
- ・図書館が市庁舎2階のため庁舎の用品設備と共同
- ・来館者出入口を共用する公民館にAED設置
- ・複合施設なので（生涯学習センター）施設として備える
- ・複合施設内にあり（避難場所に指定されている）
- ・いずれも複合施設内に備えられている
- ・AEDは施設内（中央公民館）に設置
- ・複合施設のため、他の施設が市民用備蓄保管を行う
- ・生涯学習センター内にAED等がある（町の防災拠点になっている）
- ・AEDは複合施設に設置
- ・複合館であり、文化会館にAEDあり
- ・施設が災害対策本部第2順位、及び二次避難場所となっており、相応の非常用品用具を準備
- ・文化センター施設にAED、難燃毛布など所蔵
- ・市役所（図書館の前）や複合施設（文化センター）に備えている
- ・同一建物内（文化会館）にAED設置
- ・庁舎に備えてある
- ・複合施設内で携行品、避難袋といったものを備えている
- ・AEDは図書館内にはないが複合施設内の管理人室に設備
- ・複合施設に毛布の備蓄及びAEDあり
- ・公民館併設のため、公民館で毛布、飲料水、非常食等を備蓄

隣接する施設などに備えている

- ・図書館に隣接する農村環境改善センターに1台設置
- ・隣接している児童館に設置
- ・隣接する指定避難所（小学校体育館）で非常用品等を備蓄
- ・図書館独自では無いが、市の防災倉庫が図書館駐車場内に設置されていて、「携行品や用具」「利用者にも提供可能な備蓄」の備えがある

備えの具体例

- ・地震対策で設置しているわけではない。ポータブルストーブなど
- ・石油ストーブ（電気を使わないもの）
- ・救急用薬品
- ・避難器具（救助袋）の設置場所、取扱い要領を確認
- ・エレベーター閉じ込め防止キット、車椅子
- ・懐中電灯と防災行政無線受信機能付きラジオの常備
- ・作業着、ヘルメット、長靴
- ・非常食の備蓄

- ・懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話充電 工具 長靴 スコップ
- ・ハンドマイク、ラジオなど

その他

- ・本館は、地域の避難所に指定されている
- ・町が備蓄している機材を使用
- ・日常の使用に備えて設置
- ・図書館は避難施設になっていないので備蓄品等はない
- ・特に訓練は行っていない

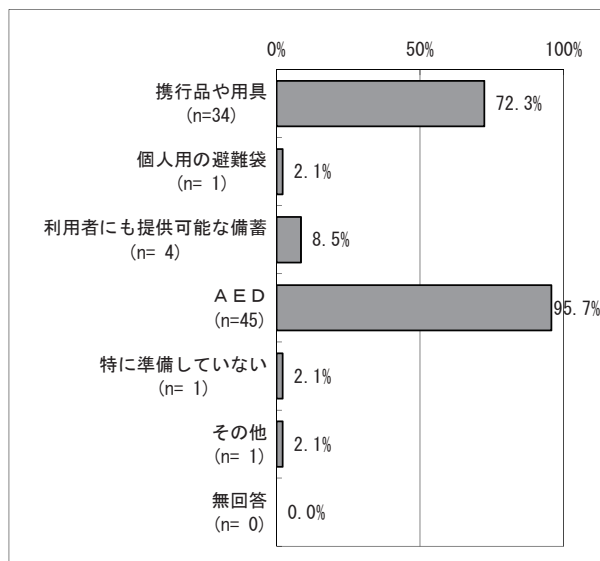


図 2.29 非常用品・用具の備え（都道府県）

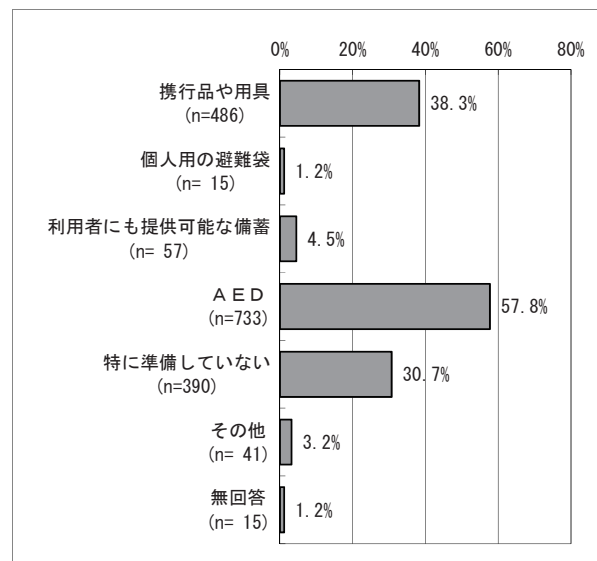


図 2.30 非常用品・用具の備え（市区町村）

（複数回答）

イ 防災関連の措置

都道府県立図書館では「固定金具やはすかい等書架の転倒防止措置を行う」36自治体（76.6%）が最多である。そのほか「窓等にガラス飛散防止フィルムを貼る」8自治体（17.0%）、「書架に図書の落下防止装置を導入する」7自治体（14.9%）、「特に行っていない」6自治体（12.8%）、「パソコンのディスプレイやその他の機器類に転倒防止措置を行う」5自治体（10.6%）、「その他」2自治体（4.3%）の順であった。

備考には以下のような記入があった。

- ・新しいものは対策済み
- ・開架書架に図書の落下防止テープを貼付
- ・一部に免震書架を導入

市区町村立図書館でも「固定金具やはすかい等書架の転倒防止措置を行う」676自治体（53.3%）が最も多い。次に「特に行っていない」が450自治体（35.5%）の回答数で前問「ア 非常用品・用具の備え」と同じく高い順位である。以下、「書架に図書の落下防止装置を導入する」142自治体（11.2%）、「窓等にガラス飛散防止フィルムを貼る」125自治体（9.9%）、「パソコンのディスプレイやその他の機器類に転倒防止措置を行う」91自治体（7.2%）、「その他」50自治体（3.9%）の順で、無回答は29自治体（2.3%）である。

備考には 68 件の記述があった。書架・書棚の防災対策が 30 件近くある。措置の多少に関わらず固定金具の使用や書架の固定などの対策が多い。「免震書架」「倒れづらい本棚を使用」なども数例あり、「落下防止シート・テープの使用」が 10 件あまり、「蛍光管やガラスの飛散防止フィルムの使用」が数件見られる。また、「サーバー床固定」など、特定の場所や機器への措置も挙げられた。以下、6 つにグループ分けしてまとめた。

書架・書棚の防災措置

- ・ 建物を建てる時に棚の転倒防止のためにアンカーを深く埋めている
- ・ 書架を床に固定
- ・ 書架の固定金具使用
- ・ 図書が落ちにくい作りの書架を採用
- ・ 倒れづらい本棚を利用
- ・ 書架固定の金具をはずれないように、しっかりと固定されるように壁を修理、書架を耐震性のあるものに交換
- ・ 閉架書庫や 1 階開架などの大型書架は固定
- ・ 免震書架を導入
- ・ 本年度書架の転倒防止工事を実施
- ・ 固定金具は一部の書架のみ実施。後の書架は上部棚のみ落下シートをひく
- ・ 建設時に一般書書架固定
- ・ 棚の補強
- ・ 中央図書館の書架のみ固定金具による転倒防止措置
- ・ 開架書架は床に固定式
- ・ 閉架書庫の移動ラックは免震になっている
- ・ 壁面側の一部書架棚へは固定金具措置あり
- ・ 書架の転倒防止措置を検討中
- ・ 転倒防止のための装置（フィルム）を検討中

落下防止措置、落下防止シート・テープなどの使用

- ・ 高所の書架には、図書落下防止シートを利用
- ・ 図書の落下防止テープを書架に貼り付け
- ・ 落下防止装置は閉架書庫のみ導入
- ・ 落下防止用テープを上段の棚に貼付
- ・ 書架に図書の落下防止措置を平成 25 年実施予定
- ・ 書架の棚上部に本が落下しにくいよう落下防止シートを敷いている
- ・ 書架の最上段に図書の落下防止のための安全安心シートを設置

蛍光管やガラスの飛散防止フィルムの使用

- ・ 地域館 1 館でガラスの飛散防止フィルム使用
- ・ 蛍光管の飛散防止カバー、蛍光器具の落下防止補修、固定金具(一部)
- ・ 一部ガラス飛散防止フィルムが貼ってあるが、他の箇所も H25 年度予算で計上予定。生涯学習

館はH25 年度予算で計上予定

- ・一部に飛散防止フィルム貼り付け

特定の場所や機器への配慮・工夫

- ・サーバー床固定
- ・スタッフ用ロッカーに転倒防止措置
- ・カウンターのパソコンには無停電電源装置を設置
- ・エレベーターの地震管制

配架の工夫

- ・書籍を書架の奥に配下し落ちにくくした
- ・図書の落下防止のため、書架の高さ等の調整
- ・重い資料は最下段の書架に置く
- ・重い本を書架の下段に移動し、重心を下にもっていく
- ・書架の上に本を並べない

その他

- ・地震多発地域のため、施設建設の際に相応の耐震設計
- ・防火カーテンを使用
- ・平成 25 年度耐震補強工事予定
- ・閲覧室内に耐震補強施行
- ・新館の建設計画中であり建設にあわせて対応
- ・レイアウトの変更もあるため措置をされていない書架もあり

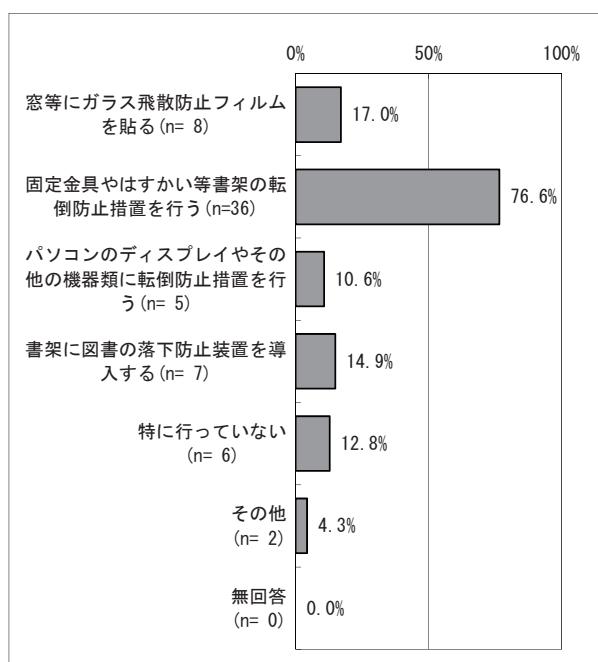


図 2.31 防災関連の措置（都道府県）

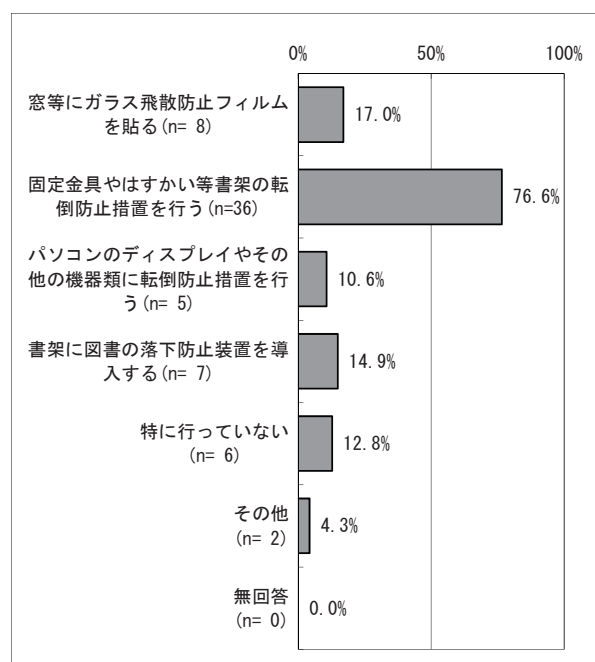


図 2.32 防災関連の措置（市区町村）

（複数回答）

ウ 放送・通信設備

都道府県立図書館では「テレビ・ラジオ等の公共放送を利用者向けに情報提供できるようにしている」が 41 自治体 (87.2%)、「非常時の館内放送用文章を作成し、アナウンスできるようにしている」が 40 自治体 (85.1%) とほぼ並んで上位である。それ以外では「特に準備していない」14 自治体 (29.8%)、「防災無線等、自治体からの緊急連絡を情報発信できるようにしている」11 自治体 (23.4%)、「その他」11 自治体 (23.4%) となり、無回答は 13 自治体 (27.7%) だった。

備考には以下の 5 件の記入があった。

- ・館内放送のアナウンスとともに自動音声による避難誘導を行う
- ・災害時に県の防災情報管理センター機能を果たす
- ・緊急地震速報受信装置を設置
- ・緊急地震速報器を設置
- ・緊急地震速報受信機の設置

市区町村立図書館では「テレビ・ラジオ等の公共放送を利用者向けに情報提供できるようにしている」が 858 自治体 (67.6%) で最も多い一方、次に「特に準備していない」が 633 自治体 (49.9%) ありほぼ 5 割ある。以下、「非常時の館内放送用文章を作成し、アナウンスできるようにしている」537 自治体 (42.3%) 「その他」496 自治体 (39.1%)、「防災無線等、自治体からの緊急連絡を情報発信できるようにしている」453 自治体 (35.7%) の順だった。また、無回答が 367 自治体 (28.9%) だった。

備考には 56 件の記述があった。複合施設、同じ庁舎内の放送・通信設備に関するものが 25 件以上あり、ほかに緊急地震速報機の設置・放送が 5 件、そのほか具体的な事例の記述が見られる。

以下、4 つのグループに分けてまとめた。

図書館の放送・通信設備

- ・館内放送設備による指示
- ・放送用文章は作成していないが、館内放送は利用できる
- ・ラジオ職員情報収集用・館内放送

複合施設などの放送・通信設備

- ・図書館が市庁舎 2 階のため庁舎の用品設備と共同
- ・町民総合センター内なので共有
- ・複合施設としての館内放送用文章作成、テレビ・ラジオ等の情報提供
- ・複合施設のため、施設管理担当が放送
- ・複合施設の非常時の館内放送用文章が作成され、アナウンスできるようになっている
- ・生涯学習センター全体で放送
- ・図書館が入っている複合施設として館内放送、自治体の防災無線を装備
- ・役場との複合施設のため、本庁が一括して用意
- ・文化センター全体として対応（全館放送できる）
- ・複合施設のため、福祉保健センターからの放送
- ・図書館内にはないが複合施設の事務所に防災無線あり。何かあった場合は事務所から図書館に

連絡があるが、土日祝日は事務所には誰もいないので連絡出来ない

- ・図書館独自ではないが、隣接している社会教育施設にある
- ・緊急時の放送は、隣接する管理課（生涯学習課）から入る

緊急地震速報機器の設置など

- ・緊急地震速報機を設置
- ・ケーブルテレビ回線からの緊急地震速報

その他、具体例など

- ・市による放送が市のシステムを通じて、図書館を含む市役所本庁全体に流れる
- ・ワンルームの小さな図書館にラジオがあるというだけ
- ・図書館敷地内に防災無線塔があり自治体からの緊急連絡を情報発信ができるが、館内では聞き取れないときがある
- ・隣接施設である文化センターにスピーカー付の公用車を用意。非常時に近隣住宅への放送が可能
- ・職員が館内を回り避難指示を出す
- ・平屋であるため、職員誘導を実施
- ・放送設備はあるが、小さい図書館なので職員が直接声がけをする
- ・非常放送装置に組み込まれたものが自動的に放送
- ・地震による揺れが発生した際には書架から離れるよう、速やかに館内放送でアナウンスする
- ・停電時の対応に懐中電灯、拡声器を準備
- ・非常時の館内放送用の文書作成と、役割分担表を作成
- ・図書館ホームページで情報提供
- ・現在作成中

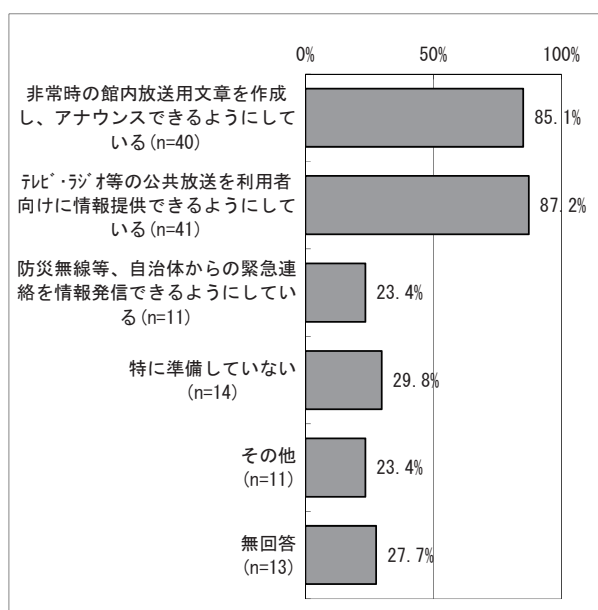


図 2.33 放送・通信設備（都道府県）

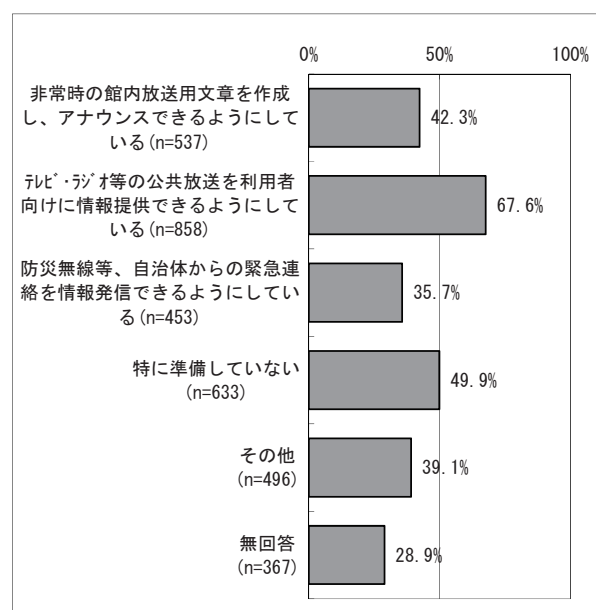


図 2.34 放送・通信設備（市区町村）

（複数回答）

第3章 相互協力、支援体制

本章では、図書館間、あるいは図書館外との相互協力、支援体制がどうなっているかについての集計結果をまとめた。

1 同一自治体内における相互協力、支援体制

(1) 同一自治体内における図書館間の体制

複数館を持つ自治体での、図書館間の相互協力、支援体制について、あらかじめ決まったものがあるか、あるとすればどのようなことを決めているのかを調査した。なお、複数の図書館をもたない自治体については無回答とする形で調査を行っている。

ア 同一自治体内での図書館間の連絡体制はあるか

都道府県立図書館では 20 自治体（42.6%）、市区町村立図書館では 353 自治体（27.8%）の図書館が、いざというときにどのような手段で連絡を取り合うかが「決まっていない」となっている。

表 3.1 図書館間の連絡体制

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
決まっていない	20	42.6%	353	27.8%
電話・FAXの連絡網がある	10	21.3%	453	35.7%
メールでの連絡網がある	9	19.1%	174	13.7%
公用車・協力車等の巡回連絡体制がある	3	6.4%	98	7.7%
その他	2	4.3%	89	7.0%
無回答	13	27.7%	367	28.9%
回答者数	47	—	1,269	—

（複数回答）

イ 中心館機能の維持はどうするか

都道府県では 23 自治体（48.9%）、市区町村では 691 自治体（54.5%）が、中心館の機能が損なわれたときにどのように中心館機能を維持するかが「決まっていない」となっている。

表 3.2 中心館が被災した場合、中心館機能をどう分担するか

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
決まっていない	23	48.9%	691	54.5%
中心館機能を負う館の優先順位が決まっている	0	0.0%	41	3.2%
その他	6	12.8%	85	6.7%
無回答	18	38.3%	452	35.6%
合 計	47	100.0%	1,269	100.0%

(2) 同一自治体内における図書館外との体制

ア 図書館以外の部署との連絡体制

都道府県では 45 自治体（95.7%）、市区町村では 1,113 自治体（87.7%）が電話での連絡体制があると回答している。また、FAX、メールも回答比率が高く、複数の連絡手段を定めている館が多いようだ。

表 3.3 図書館以外の部署との連絡体制

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
ない	2	4.3%	101	8.0%
電話	45	95.7%	1,113	87.7%
FAX	33	70.2%	713	56.2%
メール	34	72.3%	791	62.3%
連絡車（公用車）	7	14.9%	401	31.6%
SNS（ツイッター等）	0	0.0%	15	1.2%
その他	3	6.4%	90	7.1%
無回答	0	0.0%	18	1.4%
回答者数	47	—	1,269	—

(複数回答)

イ 図書館以外の部署との応援体制

都道府県では 36 自治体（76.6%）、市区町村では 925 自治体（72.9%）が定められていない、と回答している。

表 3.4 応援体制が定められているか

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
定められている	11	23.4%	327	25.8%
定められていない	36	76.6%	925	72.9%
無回答	0	0.0%	17	1.3%
合 計	47	100.0%	1,269	100.0%

ウ どのような応援体制が定められているか

都道府県

12 自治体（25.5%）が回答。何らかの要綱に基づいた非常参集や連絡などで決まっているという回答が寄せられた。

- ・情報共有と連絡調整
- ・緊急対策要員による情報収集及び対応
- ・「災害時職員参集計画」により定めている
- ・県職員体制（震災）教育庁危機管理担当を中心とした全教育庁の対応
- ・緊急参集時に、他地区の県政総合センターや県立高校へ職員を応援として派遣する
- ・災害対策本部長等の指示により、他部・他班の事務に従事する場合がある
- ・震度 5 以上の場合、決められた職員が緊急初動班として所定の場所に駆けつける
- ・「大規模地震時の業務継続マニュアル」の全庁的な業務資源の確保方策に基づき実施する
- ・特になし
- ・「県災害対策本部教育部要綱」により、本庁の所管課（社会教育課）と連絡をとり、必要により応援体制をとることとされている
- ・防災時での地域別緊急集合場所
- ・県教育委員会防災計画による

市区町村

326 自治体（25.7%）が回答。何らかの要綱に基づいた非常参集や連絡などで決まっているという回答が寄せられた。また、図書館サービスを停止して防災組織の一部を分担する図書館や、図書館（あるいは図書館を含む複合施設）が避難場所に指定されていてその管理運営をすることになっている図書館も多数あった。

以下にその一部を列举する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・非常招集体制
- ・電話により応援要請／市役所全体の防災計画に図書館も組み込まれており、震度による参集範囲や業務分担が定められている
- ・図書館が市庁舎内のため庁舎防災計画規定による
- ・避難場所の確保、被災者への対応／幹部職員の配置場所など
- ・緊急用連絡網の作成
- ・特に定められていないが、教育委員会との連携が可能であること 防災訓練を合同で実施しているなど
- ・町地域防災計画により、防災組織が定められ、防災会議の組織で教育委員会は教育対策部と位置付けられ、災害応急対策等の住民組織等への協力要請を得る団体として、女性団体連絡協議会と青年団体連絡協議会の2団体を指定している
- ・図書館が属している課から応援の職員が派遣される／町防災会議条例
- ・『文教対策部文教支援班』として、 応急対策、被害調査、社会教育施設の応急利用、教科書・学用品の供与などを行う
- ・施設被害調査、人員派遣、相互協力
- ・教育委員会社会教育課から応援
- ・複合施設を管理する指定管理者として、設置者（自治体）からの要請に応える
- ・情報収集・報告
- ・社会教育関係課による社会教育施設及び文化財の被害調査の応援体制を定めている。
- ・本部長（市長）は、必要に応じて各部（教育員会）及び各班（生涯学習班）に対し、他の業務への応援を命じることができる
- ・指定管理者のため、県内で同社で指定管理を委託されている館とも協力体制をとり、応援の要請なども行う
- ・複合施設のため、教育委員会・公民館と共通に体制をとっている
- ・市民避難所への派遣応援
- ・市職員緊急時用ハンドブックによる
- ・市災害対策本部の指示に従う
- ・緊急を要する際の救護所、医療機関への搬送
- ・役場の災害対策本部との情報共有
- ・町職員を部ごとに分け、各部を班編成し、部内及び他部への応援を行う
- ・災害時に設置される市災害対策本部には 10 の支部があり、その中の一つとして災害対策教育部がある。災害対策教育部は6班に分かれ、図書館職員は応援班の一員として、総務・学校教育・学校管理・生涯学習・体育振興の各班に対する応援派遣を行う

- ・災害時に図書館・児童館等の近隣の施設職員が図書館と隣接する指定避難所(小学校体育館)でその開設・運営に当たることになっている。又、必要に応じ、本庁部局職員の応援も要請出来る
- ・災対教育部において、部内及び他の部・班の応援に関すること。避難所の提供・収容補助、物資集積所開設、現地連絡所の開設・運営、文化財の保護対策に関すること
- ・避難所への応援体制
- ・災害・事故等が発生した際に直ちに対応できるようにフローチャートを作成し、教育委員会・警察・消防・設備関連等関係者へ協力を求めることとしている
- ・休館中
- ・被害の状況やその時点での災害対策活動の優先度などに応じて、適宜、組織の再編や応援体制を組むものとしている
- ＊避難所の運営　＊所管施設の被害状況調査、応急復旧
- ・①中央図書館の被害状況の調査報告に関すること　②避難所の運営に関すること　③部内各班への応援協力に関すること
- ・速やかに、教育委員会部局の状況を報告し、応援が必要と判断した際は、まず、教育委員会部局の職員が応援に来ます
- ・近隣事務所から現場への駆けつけ。車で約 20 分以内で約 29 名の人的支援が可能
- ・地震の規模に応じて、第一配備から第四配備まであり、それぞれの体制を取る
- ・図書館自体緊急避難先に指定されているので自治体より物資及び人の応援体制が整っています
- ・教育部災害対策伝達系統図
- ・警察署から帰宅困難者の受入れを依頼されており、それに伴う警備等を受けられるよう取り決めている
- ・自治体で策定する事業継続計画で現在検討中
- ・『大規模地震発生時における初動時の職員参集及び活動マニュアル』により、近くの小中学校（避難所）への協力等が定められている。さらに、『市災害対策本部組織要綱』等で収容援助第 2 班として他班の応援に関すること等が定められている
- ・「施設周辺での活動に支援して行くものとする。」と定められている
- ・施設の応急復旧は、担当部班が重要施設から優先的に実施し、電気、ガス、電話の各事業者及び水道部・下水道班との連携をとる。また被害状況、応急対策の進捗状況を広報する。視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する
- ・館長（班長）が教育総務班に連絡し、調整後に応援体制に移行
- ・分館については、公民館の中に設置されている館もあるので、公民館とも応援体制がある
- ・図書館への応援ではなく、非常時には通常の組織体制とは異なる災害対策時の組織となり、通常業務である図書館業務以外の避難所設営等の業務へ従事することとなる
- ・自治体全体で BCP 計画（Business Continuity Planing「事業継続計画」）を策定し、非常時の事業態勢を決めている
- ・初動要員
- ・施設の利用者を避難誘導後は閉館し、他部署との分担により、帰宅困難者対応や避難所開設等を行う
- ・【応急復旧期の組織（おおむね 72 時間以降）】　通常業務にあたる人員を縮小し、職員は復旧業務を行う。各災害対応部の各部長は職員の健康管理に十分留意し、災害対策本部と協議しながら、

弾力的に職員配置をする

- ・図書館が救護活動拠点として、避難市民の受入、支援ボランティアの活動場所の提供など、支援活動を行う
- ・自治体内で災害における従事職員が指名されている。それに従って指名職員は避難施設等に応援に行くことになっている。図書館は避難施設ではないため応援はこない
- ・近隣のスポーツ施設にて帰宅困難者の受入に当たる
- ・被害状況把握後、必要人員等をオーダーすることになっている
- ・複合施設（公民館・市民会館）の防災マニュアルですので、相互協力（市と指定管理者）を行う内容となっている
- ・安全確保、利用者対応、被害状況把握など
- ・館内に防災支部設置用品が配置させており、災害時に連絡が取れるようになっている
- ・応急食料の調理・手配に関すること
- ・無線機による情報交換、市職員による非常食・毛布といった備蓄物の配布
- ・緊急連絡網
- ・教育支援班 1 避難所の設置、運営への支援 2 応急教育対策（教材等の供与等） 3 P
T Aなど教育関係団体への協力要請 4 文化財、公民館等の被害調査 5 その他部内、他班
の応援・協力
- ・職員数が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、町本部に要請するものとする。ただし、応援要請書を作成する時間がないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。（派遣職員優先順位：所属課内→他課→他市長、県）
- ・避難所対応（地震に限らず災害一般において、出先施設は避難所に指定されている。） 職員は災害時対策要員として、図書館業務以外の災害対策業務に出動する。（主に男性） 女性職員は通常業務
- ・図書館への応援体制はありませんが、図書館職員の災害時における応援体制はあります。災害対策における各部局により支援対策が異なり、図書館は支援対策部局として施設の被害状況調査、障害者、要介護高齢者、乳幼児母子等の安否確認、生活必需品の運搬準備、災害ボランティアの要請・受入・活動支援等、その他に従事することになっている
- ・指定管理者が管理しているため、市として応援体制をとることになる
- ・人的応援
- ・正規職員については、町の防災計画による担当に組み込まれている他、職員ごとに地区担当が割り当てられており、災害時には分担して見回りなどを行っている
- ・食料および生活必需品等の供給計画や、文教対策など
- ・指定管理者本社・支店の応援（物資支援等）
- ・指定管理者担当課との緊急時連絡体制、協定書リスク分担に基づき、指定管理担当課で施設復旧にあたる
- ・現場急行
- ・定められてはいない

2 他の自治体の図書館との相互協力、支援体制

(1) 都道府県立図書館による市区町村立図書館への相互協力、支援体制

ア 都道府県下の市区町村立図書館との連絡体制はあるか

域内の市区町村立図書館をサポートすることが期待される都道府県立図書館であるが、38 自治体（80.9%）が連絡体制が決まっていないという回答だった。

表 3.5 都道府県下の市区町村立図書館との連絡体制

回答項目	回答数	構成比
決まっていない	38	80.9%
電話	7	14.9%
FAX	7	14.9%
メール	7	14.9%
連絡車（公用車）	3	6.4%
SNS（ツイッター等）	1	2.1%
ホームページ内の職員専用ページの掲示板	2	4.3%
その他	3	6.4%
無回答	0	0.0%
回答者数	47	-

（複数回答）

イ 都道府県下の市区町村立図書館との協力体制は決まっているか

協力体制についても同様に、46 自治体（97.9%）が決まっていないと回答した。

表 3.6 都道府県下の市区町村立図書館との協力体制

回答項目	回答数	構成比
決まっている	1	2.1%
決まっていない	46	97.9%
無回答	0	0.0%
合 計	47	100.0%

ウ どのような協力体制か

唯一決まっていると回答した館は「県内公共・大学・専門図書館間の有事の際の相互応援の申し合わせを行っている」と回答した。

(2) 市区町村同士の相互協力、支援体制

ア 他の図書館との連絡体制との連絡体制はあるか

市区町村立図書館で、同一都道府県域内にある他の市区町村立図書館との連絡体制が「ない」という回答は 872 自治体（68.7%）、つまり無回答を除く 366 自治体（28.8%）は何らかの連絡体制があると回答した。

表 3.7 他の図書館との連絡体制との連絡体制

回答項目	回答数	構成比
ない	872	68.7%
電話	338	26.6%
FAX	273	21.5%
メール	268	21.1%
連絡車（公用車）	90	7.1%
SNS（ツイッター等）	3	0.2%
ホームページ内の職員専用ページの掲示板	78	6.1%
その他	18	1.4%
無回答	31	2.4%
回答者数	1,269	-

（複数回答）

イ 応援体制は決まっているか

応援体制については決まっていないという回答は 1,177 自治体（92.8%）だった。

表 3.8 応援体制

回答項目	回答数	構成比
決まっている	59	4.6%
決まっていない	1,177	92.8%
無回答	33	2.6%
合 計	1,269	100.0%

ウ どのような応援体制か

35 自治体（2.8%）が回答。なんらかの申し合わせ、連絡体制の構築、物資・人材の提供などが挙げられた。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・復旧作業に時間や人手を要する場合、できる範囲での協力を行う
- ・県公共・大学・専門図書館等連絡協議会の相互応援の中でグループ化され、相互の連絡体制の基直接支援と間接支援が盛り込まれているが、市町村立図書館にあっては個々の自治体の防災組織に組込まれているため直接支援は難しい面があると認識していることから、今後調整整備がされるものと期待している
- ・沿岸南部地区の図書館で相互応援体制を編成し、被災図書館は連絡担当館を通してグループ内の図書館に応援を要請することができる
- ・グループごとに代表館を決め、支援体制を県立図書館と協議しながら、応援方法を検討していく
- ・相互応援体制のガイドラインが決まっている
- ・地区別に応援体制が決まっていて、中心館が取りまとめて応援する
- ・可能な範囲で応援
- ・連絡調整、必要な情報提供、応援内容の把握・調整等
- ・有事にそなえて、あらかじめ相互応援に関する担当窓口を定める等の準備をすることとした
- ・○加盟館の被害状況の把握並びに事務局への報告 ○被害を受けた加盟館に対する応援内容の把握及び調整
- ・被災をしていない同共同事業体運営の図書館より人的支援が可能
- ・物資・人材による応援
- ・災害時において、情報提供や復旧対策の検討を協力して行うこと
- ・緊急連絡網が設置されている
- ・決まっていない

エ 都道府県外図書館との連絡体制は決まっているか

市区町村立図書館で、都道府県外の図書館との連絡体制は「決まっていない」という回答が 1,213 自治体（95.6%）だった。

表 3.9 都道府県外図書館との連絡体制

回答項目	回答数	構成比
決まっている	15	1.2%
決まっていない	1,213	95.6%
無回答	41	3.2%
合 計	1,269	100.0%

オ 申し合わせの相手

具体的な自治体名を2館が回答。ほかに、「指定管理館ですので、本社が統括し、全国規模で対応しています。」という回答が1館からあった。

カ 応援体制の内容はどんなものか

5自治体（0.4%）が回答。下記のような回答があった。

- ・被災した図書資料の修繕
- ・自治体の災害時協定締結による応援
- ・被害状況に応じて、本社が緊急対策本部を設置し、対応します
- ・職員の応援等（具体的には状況により判断）
- ・なし

(3) 都道府県立図書館間の相互協力、支援体制

ア 他の都道府県立の図書館との連絡協力は決まっているか

都道府県立図書館間では、連絡体制は「決まっていない」という回答が36自治体（76.6%）だった。

表 3.10 他の都道府県立の図書館との連絡協力

回答項目	回答数	構成比
決まっている	11	23.4%
決まっていない	36	76.6%
無回答	0	0.0%
合 計	47	100.0%

イ 申し合わせの相手

具体的な館名のほか、関東甲信越静地区都県立図書館間の「大規模災害時における都県立図書館相互の応援に関する申合せ」が各館から挙げられた。

ウ どのような応援体制か

10自治体（21.3%）が回答。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・被害状況や応援措置要請の情報収集及び情報提供、落下・破損した資料の救出整理及び応急措置の対応
- ・1) 被害状況等情報収集及びインターネット等を活用した情報提供 2) 落下または損傷した資料等の救出整理及び応急処置 3) 地域資料等貴重資料の預かり保管 4) 特に要請のあったこと 他
- ・○災害時の応援調整に当たる窓口都県を設定 ○初期応援及び二次的応援措置の内容 ○平常時の取組
- ・「大規模災害時における都県立図書館相互の応援に関する申合せ」により、初期応援は、情報収集・他の図書館等に対するインターネット等を活用した情報提供、県内の市区町村立図書館の被害状況の情報収集・インターネット等を活用した情報提供、二次的応援措置は、書架からの落下又は損傷した資料等の救出整理・応急措置の対応、図書館所蔵の地域資料等貴重資料の預

かり保管 ※詳しくは日本図書館協会 HP に申合せ本文が掲載済み

(<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/shinsai/kyoutei20120309.pdf>)

- ・被害状況等の情報収集及び情報提供、要請があった応援
- ・ブロック内でグループ分けを行い、応援調整窓口となる自治体をあらかじめ決定、被災状況により情報収集や情報提供、応援の調整等を行う

3 協力（援助）内容の希望

(1) 都道府県立図書館／隣接都道府県から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか

41 自治体 (87.2%) が回答。被災してから復旧が終わるまでの間の図書館サービスに関するもの、復旧に関するもの、情報収集などがあった。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・関東地区公共図書館協議会平成 24 年 3 月 9 日決議の申し合わせの内容
- ・被害状況や時期によって、希望する協力（援助）は異なると思うが、次のような協力（援助）を希望する。
 - 県内市町村の被害状況の情報収集及び情報提供
 - 被災資料（貴重資料を含む）の救出・整理・保管
 - 資料収集の援助
 - レファレンス援助
 - 開館に向けた準備（全般）の援助
 - 県内市町村立図書館へのボランティア派遣調整
- ・復旧のための物質・人的両面の援助。汚破損資料の修理、整備のための人的援助
- ・被害状況等の情報収集及び情報提供、図書の救出整理及び応急措置の対応、ボランティア等の斡旋、その他特に必要な事柄
- ・被災状況により支援して欲しい内容が異なると思われるので、その時々に適したフレキシブルな支援を希望する
- ・人的援助、毛布等の防寒具、食料・飲料、図書及び書架の寄贈
- ・○館内（閲覧室や書庫等を含む）の整理や復旧に関する人的援助
- 貴重資料等の一時預かり
- ・○利用制限の緩和（当館からのサービス提供に支障が出るほどの被災の場合は、臨時的に、当館の利用者が近隣府県の図書館でもサービスを利用できるようにしていただけると有難い）
- 人的支援（可能な範囲で、書架等の現状回復等にご協力いただきたい）
- ・情報ライフラインが途絶えた場合の、県内図書館の被災状況の情報収集代行
- ・被災経験がある、図書館業務に精通している等、即戦力となる人員の派遣
- ・資料の提供（寄贈・複製・協力貸出等）
- ・紛失した資料の補充、業務再開までの人的援助／復本、棄却本の寄贈
- ・1 人的支援

①倒れた書架や散乱した資料の整理作業（館全体） ②司書等図書館関係者による資料の分類整理、簡易修復、データ整理 ③修復の専門家による本の修復および貴重資料の修復指導 ④開館に向けての準備作業と開館後の補助 ⑤被災県からの復旧に向けてのアドバイスおよび指導

2 物的支援

①本の寄贈：出版社、個人、特に郷土資料（複製でも可） ②消耗品：図書装備用、事務消耗品など ③備品：パソコン、書架、閲覧テーブル、イスなど

3 サービス支援

①被災情報の発信（当館の被災状況など） ②避難所への巡回図書館や読み聞かせ ③資料（特に郷土資料）の貸借について、貸出の期間・条件等の便宜を考慮して欲しい

4 金銭面等の支援

①備品、消耗品購入予算 ②人の配置などに関わる予算 ③資料の寄贈協力

(2) 都道府県立図書館／遠隔都道府県から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか

39 自治体（83.0%）が回答。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・各県内の支援者（個人・団体）の窓口役 ・被災資料の修復、デジタル化等の支援協力
- ・新聞、定期刊行物の欠号補充
- ・物的支援
- ・情報支援（当館からの発信も含めて）※窓口を一本化した体制の構築
- ・落下した資料の整理及び破損した資料の修理補助
- ・初期応援は、情報収集・他の図書館等に対するインターネット等を活用した情報提供、県内の市区町村立図書館の被害状況の情報収集・インターネット等を活用した情報提供、二次的応援措置は、書架からの落下又は損傷した資料等の救出整理・応急措置の対応、図書館所蔵の地域資料等貴重資料の預かり保管
- ・人的ボランティア
- ・レファレンス援助
- ・図書や備品等の提供
- ・災害に関する情報の提供。相互貸借、文献複写等に関する便宜
- ・他の都道府県へ避難した県民に、本県の情報等の提供など
- ・被災状況にもよるが、当県利用者の一般レファレンスを受け付ける、必要な消耗品等の寄付など全国的な応援体制を作っていただけると動きやすい
- ・被災状況により支援して欲しい内容が異なると思われるので、その時々に適したフレキシブルな支援を希望する
- ・（被災の状況によるが）遠隔地からしか得られない被災や援助に関する情報提供、新聞原紙の送付提供、当館への資料相談の援助・資料の貸出、図書館の復興に向けた物理的・人的なサポート、各都道府県へ避難した当県民へのサービスの実施
- ・FAX、メールによる情報の提供、図書の提供
- ・規定していない

(3) 市区町村立図書館／都道府県内市区町村から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか

937 自治体（73.8%）が回答。被災から復旧までの図書館サービスを支えるもの（カウンター要員、図書館サービスに必要な消耗品や機器の援助、資料の貸出、ブックモービル、避難施設への図書館サービスの支援、広域利用サービスや一時的に居住地域を離れた被災者へのサービス要請など）、復旧のための援助（落下本の整頓、汚破損本の修復や補充、図書館備品や消耗品の援助、復旧のた

めのノウハウの情報や知識・経験を持った職員の派遣など)、情報提供(災害についての情報、各図書館の被災状況や開館状況、自館の状況の公報代行(情報インフラが止まった場合)など)が挙げられた。

他に、図書館(あるいは図書館を含む複合施設)が避難場所に指定されていてその管理運営をすることになっている場合に必要と思われる食糧医薬品などの物資や人員を挙げたところも多数あった。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・検討中
- ・人的支援、物的支援、情報
- ・被災経験がないので分からないが、強いて言うならば、早期再開のための援助
- ・片付けなどのための人的協力
- ・以下全ての設問について、被災レベル/被災範囲の指定がないため、具体的な記述は不能
- ・(被災していない館からの)復旧に係る人的援助
- ・資料の修復
- ・人的支援・複本などの長期貸し出し
- ・被害の状況に応じた支援(汚損、破損した本が多ければ本の寄贈や図書購入費の寄付。建物が損壊していれば補修。可能なら人的支援)
- ・蔵書の確保協力、及び自館職員が大量に勤務困難となった場合の人的支援
- ・考えたことはないが、災害がある程度落ち着いた段階で図書が求められると思います
- ・復旧までの間の自館所蔵資料のILL
- ・瓦礫等の撤去補助。消失した資料の寄附。汚損・破損した郷土資料の修復補助
- ・①人命救助 ②水・食料 ③暖房や防寒具/被災の状況により内容は変わってくると思いますが、住民への最低限のサービスが提供できる体制を整えるための援助を希望します
- ・図書館機能の補充
- ・自館復旧までの当町利用者の引き受け(近隣のみ)、図書寄贈など被災資料復旧のための援助、被災図書修復などにかかる人的援助等
- ・近隣図書館の被災内容の提供
- ・(使用不可の書籍の冊数にもよりますが)移動図書などのように本の貸し出しをしていただけると助かります
- ・受入資料のブッカー等装備支援
- ・新刊を含めた全ての本に対しての相互貸借
- ・災害のない地域のため考えたことがない
- ・勤務経験のある司書の派遣
- ・地域資料の寄贈
- ・人的援助(資料運搬)・運搬用ダンボールの提供
- ・資料の破損状況により、修理及び大量の寄贈図書があれば登録作業への協力
- ・図書館の実務的な業務を担える人材の派遣
- ・郷土資料等の貴重資料が被災した場合、複本があれば提供してほしい
- ・県内図書館の被災状況及び閉館や開館時間短縮などの情報

- ・被災者の心が和むような資料の提供
- ・子どもたちへの読み聞かせなど人的援助
- ・自館及び本村で対応するので、他からの協力は特に考えていない
- ・建物ごと使えなくなった場合の建設の費用や、本の購入等
- ・支援情報の提供及び自館に代わっての情報発信
- ・○ 短期的には、図書資料等整理に向けた人的援助及び BM 車の燃料(安定供給されるまで)
- 中長期的(2 ヶ月～2 年)には、各避難所や仮設住宅を巡回する BM 車のスタッフ及び読み聞かせボランティアの援助
- ・地震の場合は落下した図書の復旧作業員、ブックトラックなど
- ・震災であれば、同県内からは見込めないと史料
- ・貴重資料等の一時預かり。絵本等の寄贈
- ・復興に関するすべてのことで協力をお願いしたい
- ・正確な情報の提供
- ・当図書館への寄贈を図書館経由で行いたいとの申し出があった場合、当図書館に事前に連絡をいただくか、汚れた本が無いかな等を確認してほしい。全ての寄贈本を確認し登録するのは難しく余裕が無いと思われる
- ・各地に避難している町民に居住している図書館を利用させていただきたい
- ・復旧方法の情報交換
- ・資料等が被災した際、必要に応じ復旧に係る応援。館内の片付け、資料の廃棄・焼却、資料の寄贈(廃棄資料の補充のため)、地域資料の複製化、CD ケースの割れの確認。状況に応じて、ボランティア職員の派遣
- ・貸出用 PC の貸与
- ・被災対処に際して、不明な点が発生した場合に、その事案に対して相談できるようなホットライン等窓口の設置
- ・災害物資、携帯無線、身障者用の帰宅手段
- ・震災関連の情報提供
- ・水、非常食、救急用品、ふとん・毛布等の寝具、電池など
- ・職員の応援(システム復旧のための応援、書架整理、相互貸借制度の補完、災害関連レフェラルサービス他)
- ・市民の生命・安全の確保に関する活動が第一であり、図書館活動の復旧に関する優先順位は、被災や生活復旧の度合いによっては低いものとする。「一定の落ち着きを取り戻した後」であれば、メンタルケアに資する読み聞かせ活動。書架の復旧活動
- ・金銭的な援助 可能であれば人的な援助も
- ・資料提供・図書館としての機能を備えた場の提供(共有化)
- ・救援物資(書架、閲覧用備品、文房具、冷暖房器具、燃料、水、衛生用品、照明器具、発電機、清掃用具、ラジオやテレビ、運搬用車両、補修用資材、一般書・児童書・視聴覚資料などの資料、パソコンなど)
- ・司書資格を有する職員に、本の分別(使えるかどうか等)、整理や配架作業
- ・避難所等への視聴覚機器・教材の貸出について、台数確保のための機器援助
- ・図書館間で独自に協力を求めあうのではなく、自治体間の災害対策本部による協力体制が決めら

れた上でのことである

- ・新聞、雑誌廃棄時の譲渡
- ・想定したことがないので、わからない
- ・レファレンスの対応協力
- ・まず、互いの安否確認。壊れた状況の確認、近いところで、お互いになにか協力できるか連絡を取り合えばよいと思う
- ・大量の資料を廃棄せざるを得なくなった場合、資料の寄贈や募金／復旧していく上での相談、アドバイス、情報提供、作業人員
- ・マンパワー、広報、資料
- ・被災から開館までの期間短縮を図るため人的応援をお願いしたい
- ・なによりもまずは、情報提供が欲しい。それと、災害時における図書館活動として、図書のかわりに、災害に関する情報の収集・整理・保存そして提供を行うことを第一とし、それは災害対策本部ならびに地域で被災された方々への提供を行えるようにすることが大事だと思う。図書館を閉館するのはしかたがないとしても、情報の専門家である図書館職員を、そのもっているスキルを活かす活用を考えていただきたい
- ・子どもや高齢者向きの本を貸していただきたい
- ・相互貸借資料の借受要件の軽減
- ・避難所への本雑誌の提供
- ・専門の職員からのアドバイス
- ・地震情報・交通機関情報・医療機関情報・生活支援情報等の提供
- ・サーバー本体ごと、個人情報等のデータを預かってほしい
- ・1、濡損資料の早期処置のための人員及び物品（例マスク、タオル、薬用エタノール等）の援助
2、廃棄した資料の提供 3、医薬品、食料（保存食）等の援助
- ・ライフラインが確保されてから片付けにきてもらいたい
- ・「人」「飲・食料」「図書や書架の寄贈」「宿泊用毛布等」「仮設電話」「仮設トイレ」
- ・ボランティアを受け入れる際の手続きなどの支援や、資料の提供など
- ・収集した被災記録、復旧、復興記録の情報の共有／本の修理等に手馴れた人材の派遣
- ・ブックモビルの運行／相互貸借の依頼をしないようにしてほしい
- ・避難場所の提供
- ・資料のよくわかる司書の援助
- ・想定質問が抽象的で大きな内容なので、一自治体としての一般的な要望なら回答できるが、図書館独自の要望としては回答不能です（以降の質問も同様）
- ・おはなし会等のイベント開催
- ・津波や建物崩落等の災害により傷んだ図書館資料を、廃棄か復旧できる資料かを選別したり、大切な地域資料等をできる限り復旧していく技術を持った作業スタッフ
- ・当館は避難所であり、物資の配給及び情報の提供を望む
- ・相手先をに関わらず、最も欲しい協力（援助）は、（復興）資金の援助。個人ではないから、資料（図書等）の貸与援助を受け入れても、図書館としてのまとまった資料構成にはなりにくいから
- ・情報（新聞等）の送付
- ・新聞や雑誌の送付（コピー等）

- ・被災後、落ち着いてからは本の修復を指導して下さる講師の方を派遣して欲しいです
- ・県立、市立等の図書館・美術館・博物館からの職員派遣。日図協やNPO、図書ボランティア団体による、被災した資料の修理、復旧作業。阪神・東北など、実際に被災して復旧した経験を持つ図書館より復旧のノウハウの提供
- ・物資支援（段ボール・貴重資料寄贈・一般資料寄贈・避難者用食料）
- ・防災道具、非常食、医療品等の備品。郷土資料等の高額修復のための費用
- ・今後の課題として受け止め、協議等を行っていききたい
- ・東日本大震災時に復興支援チームが派遣され半年間の支援活動を行った際、特設図書館に関する協力の依頼がなかった経験を踏まえると、災害時早急に援助が必要とは思われない
- ・図書館も規模も小さいので特になし
- ・特になし

(4) 市区町村立図書館／都道府県から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか

889 自治体（70.8%）が回答。上記の、都道府県内市区町村から受けた支援に加え、都道府県域内の状況（図書館の被災・開館状況）などの情報を挙げるところが多かった。また、財政的支援を挙げるところも多かった。

また、都道府県内の取りまとめや都道府県外との連絡・受援の窓口機能も多く求められていた。

以下にその一部を挙げる。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・人的支援、物的支援、情報／復旧に要する資金援助、及び都道府県外からの復旧ボランティアの自治体への按分、エリア内支援体制の整備・供給
- ・災害補助金などの復旧支援
- ・考えたことはないが、災害がある程度落ち着いた段階で図書が求められると思います／図書館復旧のための財政支援
- ・復旧のノウハウ等
- ・暖房や防寒具
- ・図書館を再建することになったときの様々なアドバイス
- ・被害の状況にもよるが、災害復興の財政的支援
- ・図書寄贈など被災資料復旧のための援助、被災図書修復などにかかる人的援助等
- ・ボランティア派遣等による人員確保
- ・①地域図書館の被災内容の提供 ②被災後の自館運営上での蔵書援助
- ・図書館も規模も小さいので特になし
- ・蔵書を整理するための人手
- ・○図書館システム委託料等の全額負担 ○相互貸借費用の全額無償化
- ・施設修復等に関する援助
- ・図書館システム再構築のための財政的支援と技術的支援（再建指導者の派遣等）
- ・まとまった冊数の協力貸出
- ・汚損、破損図書の補充協力
- ・開館準備作業の協力
- ・勤務経験のある司書の派遣

- ・修理ボランティアの講座等への講師派遣
- ・情報の取りまとめ、収集・発信、職員派遣の調整など
- ・自動車図書館による配本
- ・直接的には、自治体内の災害対策本部からの指示によるが、間接的には図書資料の提供を希望する
- ・自館の災害状況や資料の提供等について他館に流していただき、県内外に周知してほしい
- ・地域資料が焼失した場合、同一資料の提供呼びかけ
- ・ボランティア派遣等のコーディネート
- ・システムの早期復旧に係わる体制。人的支援。図書が利用不能になった場合の支援（金銭面も含む）
- ・○資料修復…郷土資料を中心に損失した資料の修復または複製の提供（必要に応じて） ○支援体制のコントロール…被災状況を把握し、県内各図書館に対して必要な
- ・被害があった際、対応について連絡をいただき、ご指導をいただければと思います
- ・被災した図書資料の復元のために金銭的な援助と技術的な援助
- ・貴重資料が被災した場合、修復のための支援や仮保管等への協力が欲しい
- ・重症なけが人等が出た場合のドクターヘリ、緊急搬送
- ・もし、可能なのであれば（県立も被災していないと仮定して）直接被災している図書館に足を運び、そこの職員と相談しながら協力・援助の内容を決めて欲しいと思います
- ・県内各図書館の被災状況・復旧状況等の情報を、県立図書館から一括して得られたのは良かった相互貸借制度の非常時の対応や取扱いについての取り決めがあると良い
- ・被害状況のとりまとめと県内図書館の開館状況を知らせる。特に被害が大きかったところからのリクエスト等の受付
- ・市民への貸出業務（相互貸借含む）の代行及び学習スペースの確保や復旧作業の援助など
- ・財政的援助（建物の修繕、備品及び図書館資料等の購入、システム復旧に係る経費に対する補助等）
- ・①復旧に向けての支援要員②食料の支援③防災用品の支援（図書館が緊急避難場所になる可能性が高く、敷くもの、毛布や衛生用品等）④冬の場合（インフラNG・・石油ストーブ、カイロ等）
- ・被災対処に際して、不明な点が発生した場合に、その事案に対して相談できるようなホットライン等窓口の設置
- ・図書館の人的損害（館長等管理職級職員・司書）に対して、これを補う人的援助。また、災害が広域に及ぶ場合は各市の非常時図書館サービスと復旧作業の統括を行い、サービスや物資の重複や欠乏をなくすための調整
- ・不要家具等の提供・復興へのノウハウ
- ・建築士に建物がこの先使用に耐えられるか。どの程度補修を要するか等
- ・地震についての情報提供、国からの援助などについての情報提供
- ・自治体間での協力体制の中で決めるべきものなので、図書館独自の要望は考えていない
- ・当館蔵書復旧までの間、相互貸借の緩和（期間、冊数等）。レファレンス、コピーサービス等の代替受付
- ・電算システムの相互使用
- ・瓦礫等障害物の撤去

- ・被災者のための情報発信として、地図、交通情報、災害関連情報の提供。県内図書館員の応援を状況把握したうえで手配してほしい。図書館の資料購入のための募金活動
- ・相互貸借資料の免責
- ・図書館の正規職員は自治体の被災者支援に回っているので、図書館の復旧を担う人がいないと考えられる。県が被災地図書館に職員を派遣し、とりあえず図書館資料の散逸を防いでほしい
- ・県の移動図書館車等を貸していただきたい。相互貸借の送料を県立で負担してほしい
- ・復旧に関する全般的な指導、援助 ・復旧のための専門家、指導者の派遣 ・建物等が復旧した後の設備（什器等）援助および資料収集、資料提供に関する援助
- ・都道府県内の各自治体図書館及び全国の図書館への連絡・要請の取りまとめ
- ・被災時に登録制の有司書資格者・図書館勤労経験者のボランティア人材バンクを作り、要望に応じたボランティア派遣システムの構築とボランティア派遣実施をして欲しい
- ・医師、医薬品／仕事の応援や読み聞かせなどを行う、人的支援
- ・同一都道府県内の市区町村と同じく、その時の被災状況により人手の確保と今後の立て直しについて、一緒に考えたり相談等できる体制（県立）がしっかりあることが望ましいと思う
- ・被災から復興するための参考事例・マニュアル
- ・被害状況による。復旧工事等で資料の待避をする場合、置き場所を提供してほしい
- ・本の修理等に手馴れた人材の派遣
- ・新聞など、取得が困難と見込まれる重要な情報のフォロー
- ・被災者への貸出等の便宜を図る
- ・〇応援体制の指揮を取っていただきたい。〇平時から県下で被災館が出た場合の復旧援助や被災住民の隣接自治体図書館利用などの応援体制のマニュアル化や取り決めをお願いしたい
- ・相互貸借の依頼をしないようにしてほしい
- ・代替貸出サービス支援
- ・他都市との情報の中継（本市への情報提供と他都市への情報発信）
- ・寄贈資料の仕分け支援。復旧後のシステム導入の際のデータ入力支援
- ・物資支援（段ボール・貴重資料寄贈・一般資料寄贈・避難者用食料）
- ・災害で資料が汚損・破損した際の、資料修復マニュアル。郷土資料等の高額修復のための費用
- ・資料が被災した場合は、図書資料の補充に協力してほしい
- ・とくにありません

(5) 市区町村立図書館／都道府県外市区町村（隣接）から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか

760 自治体（59.9%）が回答。都道府県内と同様の回答が多いが、人的支援（被災経験のある人員や図書館専門職である司書）の要望が強かった。広域利用サービスや一時的に居住地域を離れた被災者へのサービス要請などの要望も強い。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・隣接県なし
- ・（同時に被災していなければ）人的支援・複本などの長期貸し出し
- ・声援

- ・ 書架整理・設備復旧
- ・ 職員派遣
- ・ 暖房や防寒具
- ・ 図書館も規模も小さいので特にない
- ・ 地理的に難しい
- ・ 隣接市町村の被災状況にもよるが、当館が他と比べ著しい被災状況の場合、本町利用者の隣接市町村図書館利用の支援
- ・ 金銭的援助（募金箱の設置など）
- ・ 汚損・破損図書 of 補充協力
- ・ 協力貸出の拡大
- ・ 勤務経験のある司書の派遣
- ・ 資料の寄贈
- ・ 復旧のための人的支援
- ・ 足りない物資や備品援助
- ・ 図書館運営可能な物資、人的支援
- ・ 災害の規模や範囲によって異なる。図書館だけに止まらず、自治体全体での状況を見ながら、人的支援などが判断されるものとする
- ・ 想定はしていないが、県内同様の協力を受け入れたい
- ・ 館内整備等へのマンパワー
- ・ 利用者登録要件の緩和。貸出要件として当該自治体内の在住者に限るなどの地域制限が規定されている場合があれば緩和してほしい。寄贈本が多く寄せられた場合の仕分け作業への協力
- ・ 蔵書の破損の場合⇒復旧要員の派遣。破損蔵書の補充の支援。BM車の派遣
- ・ 人的・物質的援助（資料の提供・事務物品・日用品・飲料水・食料・医薬品）
- ・ 被災している図書館のある県立図書館からのオーダーを受けてから動き出して欲しいと思います
何が必要か何をしてほしいかを確認してからの応援・援助が必要です
- ・ 図書の寄贈、不要家具等の提供。人的援助/資料提供/郷土資料の保存
- ・ 自治体として協力体制を考えているため、図書館として希望するものはない
- ・ 近隣市からは郷土資料の支援
- ・ 被災の規模にもよるが、自館が被災した場合、広域周辺も同様の被害が予想されるため特になし
- ・ 復旧用物資の援助
- ・ 不要
- ・ 書架から落ちた資料の整理など館内の片付け作業
- ・ 相互貸借、文献複写等の便宜供与（FAX、電子メールでの提供等）
- ・ 図書及び備品の寄付
- ・ 職員の助成
- ・ 子どもたちへの読み聞かせ等
- ・ なによりもまずは、情報提供が欲しい。それ以外は、被災状況にもよるので、いまここで「どのような協力（援助）が欲しいか」と訪ねられても、答えようがない
- ・ 建物等が復旧した後の設備（什器等）援助および資料収集、資料提供に関する援助
- ・ 避難してきた町民の利用等の受入（利用登録、資料の利用等）

- ・被災は自館だけでないため、市民等の消息等の情報のやり取りを行いたい
- ・当館は他府県と隣接しないものの、一般論として緊急時相互利用協定は利用状況により府県境を跨いで結ばれる必要がある
- ・普段から危機管理対策を行っていないので、よくわからない
- ・逐次刊行物等の提供
- ・視聴覚機器 テレビ・DVD等
- ・施設利用者の安全確保及び避難誘導が第一であり、業務は非常時優先業務としては休止する。よって資料の修理・整理の時期は遅れることが予想される。その作業において応援を希望する
- ・相互貸借／被害が県全域に及び場合は、通常業務が行えるための協力。被災資料の復元。過去に同様の被災経験がある場合にアドバイスを請いたい
- ・人的支援（清掃等人手）・物資支援（段ボール・貴重資料寄贈・一般資料寄贈・避難者用食料）
- ・近隣自治体の司書応援による本の廃棄作業（廃棄前に本のタイトルとバーコード部分の切り取りこの部分を切り残しておく、除籍データを作成する際に役に立つ）。復旧作業では、司書はND C分類が解っているため本の戻し入れ、並べ替えをする際にスムーズに進めることができる（広域水害時の図書館ボランティア支援実績）
- ・図書館修復のための人材派遣及び修復のためのマニュアル
- ・食料、衣類、寝具

(6) 市区町村立図書館／都道府県外市区町村（遠隔）から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか

724 自治体（57.1%）が回答。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・電子サービスの特例開放（電子図書館の利用制限内に被災地を含める等）
- ・図書資料の支援
- ・声援
- ・特にありません
- ・人員の派遣／図書館も規模も小さいので特にない
- ・希望した本の寄贈など協力していただけたら助かります
- ・大災害後の支援となると、支援者の滞在場所の確保に難があるかもしれない
- ・ボランティア活動としての、図書装備支援
- ・金銭的援助（募金箱の設置など）
- ・協力貸出の拡大
- ・勤務経験のある司書の派遣
- ・想定できない
- ・資料などのソフト面での備品や書架などのハード面での備品の提供
- ・直接的には、自治体内の災害対策本部からの指示によるが、間接的には図書資料の提供を希望する
- ・図書館運営可能な物資支援

- ・ 寄贈図書の個人からの受け入れに対し仲介業務をお願いできれば
- ・ 建物ごと使えなくなった場合の建設の費用や、本の購入等
- ・ 災害の規模や範囲によって異なる。図書館だけに止まらず、自治体全体での状況を見ながら、人的支援などが判断されるものとする
- ・ 資料の提供、資料補修（当地に来て行うものではなく、先方に送って対応してもらえると助かると思う）
- ・ 寄贈図書のデータ入力
- ・ 図書や消耗品等の援助を望む。実際に被災された図書館の意見を伺いたい
- ・ 特に必要ない：今回の災害時も大学生のボランティア等の申し出がありましたが、開館後だったためお断りしました。万が一津波の被害があった場合はお願いするかもしれません
- ・ 利用者の広域利用の受入。支援人員の派遣
- ・ 移動図書館車の協力
- ・ 資料の修復や保存法 散逸した郷土資料等の寄贈やその呼びかけを全国に行って欲しい
- ・ ○図書の寄贈、不要家具等の提供 ○復興へのノウハウの伝授等 ○義援金など金銭的援助
- ・ 物的支援（被災者生活必需品・資器材・医療品）、資料支援、人的支援
- ・ 被害者の救護およびその後の片づけ
- ・ 自治体として協力体制を考えているため、図書館として希望するものはない
- ・ 被災状況に関する情報提供
- ・ 避難した市民に対する図書の貸出
- ・ 人的支援、相互貸借資料の貸出延長等
- ・ 避難所等への視聴覚機器、教材の貸出について、台数確保のための機器援助
- ・ 図書館の再建に係る援助
- ・ 資料整理管理のための人的支援、被災経験のある図書館からの知識経験等、必要と考えられる情報などの助言
- ・ 都道府県立図書館を通した復旧作業要員の援助要請
- ・ 災害の規模・被害状況によって異なるため回答不能
- ・ 無（遠隔からは無理と判断）
- ・ 避難所等における読み聞かせなどの児童サービス
- ・ 国から国庫補助による図書費への補助など
- ・ マンパワー、広報、資料
- ・ 協定を結んだ町からのボランティア
- ・ なによりもまずは、情報提供が欲しい。それ以外は、被災状況にもよるので、いまここで「どのような協力（援助）が欲しいか」と訪ねられても、答えようがない
- ・ 図書館復旧のための資金作りにご協力願いたい
- ・ 仮設の図書館を設置した際、相互貸借の送料を無料にしてほしい。本の寄贈に協力してほしい
- ・ 同一県内市町村からの支援と同様に復旧作業に必要な人的支援
- ・ 衣料・食料などの物資、本、情報提供
- ・ ○資料の修繕や館内の片付け ○職員数が不足した場合、窓口対応のできる職員の派遣
- ・ 可能な範囲での、震災・復興に関する情報提供、及び、図書館機能復興への支援
- ・ がれきや本の片付け・・・協力先はどこでも良い（近隣・県内図書館は被災していると思われる

すので)

- ・建物の復旧にかかり図書購入費が削減されるので、寄贈などの援助を希望する
- ・その時点（震災直後、1か月後、3か月後等）にあった協力（援助）が欲しい
- ・都道府県内の市区町村と同様で、図書館が再開するまで、避難先での市民に対して図書の貸出の便宜を図っていただきたい
- ・資金
- ・輸送車両の提供
- ・リクエストがあった場合、破損・汚損した資料を優先的に貸借させてほしい
- ・図書や書架の寄贈
- ・図書館機能復帰のための、専門職員（司書）の派遣や本の寄贈
- ・ある程度復興の見通しがたってから、資料の寄贈等をお願いしたい
- ・被災状況の程度等により異なるが、通常利用ができるよう協力・支援をお願いしたい
- ・資料の寄贈、経験された館が実施した対応策の教示／近隣市町村全体が被災した場合における、その地域の「被災状況の把握」と「援助の受け入れ態勢」の取りまとめ
- ・本の修理等に手馴れた人材の派遣
- ・被災状況に応じた応援体制などの緊急の情報交換、図書資料寄贈・借用の有無など
- ・破損等した資料の提供・複写サービス、復旧のための人的援助
- ・職員の派遣・以前に被災した図書館からのノウハウの提供、レファレンス等書籍の寄贈
- ・被災者の避難先での読書援助。被災資料の修復技術指導
- ・図書館資料の寄贈などの財政援助
- ・復旧が困難なほどの災害に見舞われたら、図書館車等での図書の貸出の協力
- ・津波や建物崩落等の災害により傷んだ図書館資料を、廃棄か復旧できる資料かを選別したり、大切な地域資料等をできる限り復旧していく技術を持った作業スタッフ
- ・マニュアルの提供・指導（図書館資料の整理・整備。図書館設備の復旧等）
- ・利用者の受け入れ、被災した住民が近隣の図書館に行った際のカード発行等柔軟な対応
- ・国立国会図書館・大学図書館の電子コンテンツへの無料アクセス
- ・義援金
- ・被災経験のある館からは、復旧に向けた作業や運営のノウハウなど
- ・人的支援（清掃等人手）、物資支援（段ボール・貴重資料寄贈・一般資料寄贈・避難者用食料）
- ・友好都市からの災害ボランティア援助で、館内の書架の乾燥や、書架、家具等の移動等の支援（広域水害時の図書館ボランティア支援実績）
- ・被災後サービスができない遠隔地域への配本や移動図書館などの巡回
- ・図書館修復のための人材派遣及び修復のためのマニュアル、図書の寄贈

付録

危機管理（震災対策等）にかかる調査票

全公図 調査研究事業「危機管理(震災対策等)」調査票【共通】

地方公共団体コード(半角)		自治体名	
図書館名		記入者 職・氏名	
電話番号		メールアドレス	

【問1 図書館概要】平成24年4月1日現在の状況をお答えください。(Ⅰ欄)(Ⅱ欄)は下記の選択肢からお選びください。

(Ⅰ欄)自治体人口規模		(Ⅲ欄)図書館設置年(西暦)	
(Ⅱ欄)自治体区分		(Ⅳ欄)同一自治体内の公立図書館数	

《選択肢》

【Ⅰ欄 自治体人口規模(都道府県)】

- ア 百万人未満
- イ 百万人超～五百万人
- ウ 五百万人超～一千万人
- エ 一千万人超

【Ⅰ欄 自治体人口規模(市区町村)】

- ア 四万人未満
- イ 四万人超～十万人以下
- ウ 十万人超～五十万人以下
- エ 五十万人超

【Ⅱ欄 自治体区分(市区町村のみ)】

- ア 政令指定都市
- イ 市
- ウ 町村
- エ 特別区

* 地震とそれに伴う災害の危機管理についてお答えください。

【問2 過去の被災の有無】過去20年の間(1992年1月以降)に、貴自治体の図書館は、地震で被災したこと(通常業務では復旧困難な書架からの資料の落下・散乱や汚破損の生じた地震規模以上を想定。地震が原因で生じた津波や土砂による被災も含む)がありますか。被災がある場合には、その時の地震名と発生年月をお分かりになる範囲内で御記入ください。地震の名称が特にならない場合は、地震発生年月のみを御記入ください。また、何回か被災がある場合は、貴自治体の図書館が最も影響を受けた被災地震1つをお答えください。

回答欄	地震の名称	発生年月(西暦)	
		年	月

《選択肢》

- ア ある
- イ ない
- ウ わからない(記録や記憶にない)

問22へ

【問3 被災した地震の大きさ】問2で「ア」と回答された館の方におたずねします。その地震の貴自治体での最大震度は、いくつでしたか。

回答欄	《選択肢》	
	ア 震度7	カ 震度4
	イ 震度6強	キ 震度3以下
	ウ 震度6弱	ク わからない(記録や記憶にない)
	エ 震度5強	
	オ 震度5弱	

* 問4から問21については、これまでに貴自治体の図書館が最も影響を受けた被災地震について、お答えください。

【問4 住民への情報提供】

① 図書館資料以外の情報を住民に提供しましたか。

回答欄	《選択肢》	
	ア 提供した	} 問5へ
	イ 提供しなかった	
	ウ 自館が被災したため提供できなかった	

② ①で提供した情報の種類をすべて挙げてください。(複数回答可)

回答欄						備考

《選択肢》

- ア 地震情報
- イ 交通機関情報
- ウ 医療機関情報
- エ 天気予報
- オ 国の機関や政府発表情報
- カ 生活支援情報
- キ その他 → 備考欄に具体的に御記入ください。

【問5 被災直後の状況等】

① 被災により、図書館はどのような状況になりましたか。(複数回答可)

回答欄①						備考

《選択肢》

- ア 完全閉鎖(移転、立て替えを含む) ⇒ 問6へ
- イ 一部閉鎖
- ウ 休館
- エ 開館時間の短縮
- オ 開館継続(一部サービスに制限あり)
- カ 通常どおり開館
- キ その他 → 具体的に備考欄に御記入ください。

② ①で「ア、イ、ウ、エ、オ、キ」と回答された館の方におたずねします。そのようになった要因は何ですか。(複数回答可)

回答欄②							備考

《選択肢》

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ア 建物の甚大な被害 | オ 図書館資料の落下、散乱(損傷、散逸も含む) |
| イ 設備の損壊(ガラスや館内水道管の破裂等) | カ 電算システムの停止(損壊も含む) |
| ウ ライフライン(水道、電気、ガス)の停止 | キ 勤務可能な職員数の不足 |
| エ 液状化による被害 | ク その他 → 具体的に備考欄に御記入ください。 |

③ ①で「ア、イ、ウ、エ、オ」と回答された館の方におたずねします。通常開館できるようになるまで、どのくらいの時間がかかりましたか。

回答欄③

《選択肢》

- | | |
|---------------|---------------|
| ア 1年以上 | カ 1週間以上～2週間未満 |
| イ 半年以上～1年未満 | キ 2日以上～1週間未満 |
| ウ 3ヶ月以上～半年未満 | ク 1日 |
| エ 1ヶ月以上～3ヶ月未満 | ケ 開館できなかった |
| オ 2週間以上～1ヶ月未満 | コ わからない |

【問6 資料の被災状況】 所蔵資料の被災はどの程度ありましたか。被災冊数が判明している場合は、冊数も記入してください。なお、同一自治体内に複数館がある場合は、合算した全体の冊数をお答えください。

回答欄	被災冊数(記入例:約12,000冊)	
	約	冊

《選択肢》

- | | | |
|------------------|--------------|--------|
| ア 所蔵資料の8割以上～すべて | エ 所蔵資料の2割未満 | } 問12へ |
| イ 所蔵資料の半数以上～8割未満 | オ 所蔵資料の被害はなし | |
| ウ 所蔵資料の2割以上～半数未満 | カ 被害の程度は不明 | |

【問7 資料の被災状況の把握】 所蔵資料の被災状況の把握(冊数、状態など)にはどの程度の時間がかかりましたか。

回答欄

《選択肢》

- | | |
|---------------|---------------|
| ア 1年以上 | カ 1週間以上～2週間未満 |
| イ 半年以上～1年未満 | キ 2日以上～1週間未満 |
| ウ 3ヶ月以上～半年未満 | ク 地震当日中 |
| エ 1ヶ月以上～3ヶ月未満 | ケ わからない |
| オ 2週間以上～1ヶ月未満 | |

【問8 資料が通常利用できるまでの時間】 復旧可能な資料について、資料が利用できる状況になるまで、どの程度の時間がかかりましたか

回答欄

《選択肢》

- | | |
|---------------|---------------|
| ア 1年以上 | カ 1週間以上～2週間未満 |
| イ 半年以上～1年未満 | キ 2日以上～1週間未満 |
| ウ 3ヶ月以上～半年未満 | ク 地震当日中 |
| エ 1ヶ月以上～3ヶ月未満 | ケ わからない |
| オ 2週間以上～1ヶ月未満 | |

【問9 資料の復旧に従事した職員等】 資料の復旧に携わった職員等について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

回答欄							備考

《選択肢》

- ア 通常、図書館に勤務している職員(正規、嘱託、臨時、アルバイト、委託など)
- イ 専門機関(文書館・博物館等)に勤務している職員
- ウ 図書館・専門機関以外に勤務している自治体職員
- エ ボランティア(地元の応援。学生も含む)
- オ ボランティア(他の自治体からの応援。学生も含む)
- カ 他県からの応援職員(派遣職員も含む)
- キ その他 → 備考欄に具体的に御記入ください。

【問10 実施した対策】 資料の復旧に際して、もしくは復旧後に実施した対策がありますか。(複数回答可)

回答欄				備考

《選択肢》

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ア 書架の転倒防止対策 | エ 特に何もなかった |
| イ 資料の落下防止対策(落下防止バー等の設置) | オ その他 → 備考欄に具体的に御記入ください。 |
| ウ 専門機関との連携 | |

【問11 資料の復旧で困ったこと】資料の復旧に携わって、困ったり悩んだりしたことがあれば、箇条書きで簡潔に御記入ください。(自由記述)

--

【問12 システムの被災状況の把握】図書館で使用しているシステム(OPAC、サーバ、データセンタ、通信環境等)の被災状況の把握にはどの程度の時間がかかりましたか。

回答欄	「選択肢」 ア 1ヶ月以上 イ 2週間以上～1ヶ月未満 ウ 1週間以上～2週間未満 エ 2日以上～1週間未満 オ 地震当日中 カ システムを導入していない キ わからない	⇒ 問18へ
-----	--	--------

【問13 システムの被災状況】システムの被災はどの程度ありましたか。(複数回答可)

回答欄					備考

- 「選択肢」
ア 全損など復旧不可能な状態(例:サーバ等が物理的に壊れた。流失してなくなった。)
イ データ(所蔵情報、貸出情報等)の消失
ウ 通信環境の遮断
エ 上掲ア～ウ以外の被害があった → 備考欄に簡潔に御記入ください。
オ 被害なし ⇒ 問18へ

【問14 システムの復旧するまでの時間】システムが利用できる状況になるまで、どの程度の時間がかかりましたか。

回答欄	「選択肢」 ア 1年以上 イ 半年以上～1年未満 ウ 3ヶ月以上～半年未満 エ 1ヶ月以上～3ヶ月未満 オ 2週間以上～1ヶ月未満 カ 1週間以上～2週間未満 キ 2日以上～1週間未満 ク 地震当日中 ケ わからない コ 現状も復旧できていない
-----	--

【問15 復旧に従事した職員等】システムの復旧に携わった職員等について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

回答欄					備考

- 「選択肢」
ア 契約している会社のシステムエンジニアなど
イ 通常、図書館に勤務している職員(正規、嘱託、臨時、アルバイト、委託など)
ウ 図書館以外に勤務している自治体職員
エ 他の自治体からの応援職員(派遣職員も含む)
オ その他 → 備考欄に具体的に御記入ください。

【問16 実施した対策】システムの復旧に際して、もしくは復旧後に実施した対策がありますか。(複数回答可)

回答欄					備考

- 「選択肢」
ア 同一自治体内のクラウド化
イ 自治体外でのクラウド化(データセンタ方式への変更)
ウ システムデータバックアップの二重化
エ 特に何もしなかった
オ その他 → 備考欄に具体的に御記入ください。

【問17 システムの復旧で困ったこと】システムの復旧に携わって、困ったり悩んだりしたことがあれば、箇条書きで簡潔に御記入ください。(自由記述)

--

【問18 被災記録、復旧・復興記録】当該地震による被災記録及び復旧・復興記録について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

① 被災記録についての回答欄					備考
② 復旧・復興記録についての回答欄					備考

- 「選択肢」
ア 図書館部分についての記録(新聞記事等を含む)を残した
イ 自治体の記録(新聞記事等を含む)を残した
ウ 特別な記録は残さなかった
エ 自館が被災したため記録は残せなかった
オ わからない
カ その他 → 備考欄に具体的に御記入ください。

【問19 支援の要請】他の図書館や団体に支援を呼びかけましたか。

回答欄

《選択肢》

- ア 呼びかけた
イ 呼びかけなかった

⇒ 問22へ

【問20 支援要請の内容】問19で「ア」と回答された館の方におたずねします。どのような支援を求めましたか。簡潔に御記入ください。
(自由記述)

--

【問21 支援受入れの内容】問19で「ア」と回答された館の方におたずねします。ボランティアの支援の内容について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

回答欄					備考

《選択肢》

- ア 図書館資料の整理・整備
イ 図書館設備の復旧(転倒書架や机、椅子などの片づけ)
ウ 子どもたちへの読み聞かせ等
エ 支援を受けることができなかった。
オ その他 → 備考欄に具体的に御記入ください。

【問22 計画停電への対応】東日本大震災直後の東京電力管内で実施された計画停電について貴館ではどのような状況でしたか。
(複数回答可)

回答欄					備考

《選択肢》

- ア 開館時間を短縮した
イ 休館した
ウ 開館した
エ 計画停電の対象地域外だった。
オ その他 → 備考欄に具体的に御記入ください。

【問23 マニュアルの有無】地震を想定した(危機管理)マニュアルがありますか。

回答欄	備考

《選択肢》

- ア 図書館独自のマニュアルがある
イ 自治体としてのマニュアルがある
ウ 複合施設のマニュアルがある
エ 策定中、検討中
オ マニュアルは作成していない
カ その他 → 具体的に備考欄に御記入ください。

* 問23で「ア」「イ」「ウ」「カ」を選択した館のみお答えください。

【問24 マニュアル作成の時期】マニュアルを作成したのはいつ頃ですか。

【東日本大震災以前】 【東日本大震災以降】
西暦 年頃 西暦 年 月

* マニュアルの内容についておたずねします。

【問25 マニュアルの構成】マニュアルにはどんな項目が設定されていますか。(複数回答可)

回答欄								備考

《選択肢》

- ア 避難誘導
イ 職場での分担
ウ 機関への報告
エ 在館者への対応
オ 緊急時の連絡
カ 広報
キ 開館継続等の判断・周知方法
ク その他 → 具体的に備考欄に御記入ください。

【問26 来館者への情報提供】どんな手段を考えていますか。(複数回答可)

回答欄							備考

《選択肢》

- ア 館内放送
- イ テレビ等
- ウ ラジオ等
- エ SNS(フェイスブック等)
- オ 無線機等
- カ 電話
- キ 市区町村内の有線放送等
- ク その他 →具体的に備考欄に御記入ください。

【問27 地震発生時の来館者の誘導】来館者の避難誘導について配慮していることがありますか。(複数回答可)

回答欄							備考

《選択肢》

- ア 誘導係を決めている
- イ 土曜日曜夜間などを想定している
- ウ 子ども・高齢者・障がい者への配慮がある
- エ 多言語での案内ができる
- オ 避難場所を決めている
- カ その他 →具体的に備考欄に御記入ください。

* 図書館独自のマニュアルを作成している図書館の、マニュアルの周知や活用の方法についておたずねします。問23で「ア 図書館独自のマニュアルがある」と回答された館の方は以下の問28～31をお答えください。

【問28 マニュアルの職員等への周知】マニュアルは日ごろから職員が携行していますか。(複数回答可)

回答欄					備考

《選択肢》

- ア 一人一部づつ携行している
- イ 部・課などの担当グループごとに携行している
- ウ 館に1部ある
- エ 各部局へも図書館作成のマニュアルを送付し周知している
- オ サービスポイント(各カウンター)に常備している
- カ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

【問29 マニュアルの見直し】マニュアルは定期的に見直しを行っていますか。

回答欄	備考

《選択肢》

- ア 改善点があれば随時見直す
- イ 年に1回見直す
- ウ 隔年に1回見直す
- エ 作成後まだ見直しを行っていない
- オ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

【問30 マニュアル改訂の手順】マニュアルの見直しや改訂の具体的な手順についてお答えください。

回答欄	備考

《選択肢》

- ア 図書館の職員が全員で見直しを行う
- イ 図書館の防災・危機管理担当の職員が主に見直しを行う
- ウ 本庁部局の職員も参加して見直しを行う
- エ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

【問31 マニュアルの活用】 どのような時にマニュアルを使いますか。(複数回答可)

回答欄					ウの場合(頻度)	ウ「その他」の内容
(西暦)	エの場合					
	年		月			の時
備考						

《選択肢》

- ア 図書館の防災訓練の際には必ず使用する
 イ 本庁部局の職員を合わせた防災訓練の際には必ず使用する
 ウ 職員ミーティングの際には使用する(毎日 ・ 週1回 ・ 月1回 ・ その他())
 エ 実際の自然災害時に使用した(西暦 年 月 の時)
 オ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

*** 図書館独自のマニュアルを作成していない図書館の、マニュアルの周知や活用の方法についておたずねします。問23で「イ 自治体としてのマニュアルがある」、「ウ 複合施設のマニュアルがある」、「カ その他」と回答された館の方は以下の問32～33をお答えください。**

【問32 マニュアルの周知】 マニュアルは日ごろから職員が携行していますか。(複数回答可)

回答欄					備考

《選択肢》

- ア 一人一部づつ携行している
 イ 部・課などの担当グループごとに携行している
 ウ 館に1部ある
 エ サービスポイント(各カウンター)に常備している
 オ 今のところマニュアルはない
 カ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

【問33 マニュアルの活用】 どのような時にマニュアルを使いますか。(複数回答可)

回答欄					ウの場合(頻度)	ウ「その他」の内容
(西暦)	エの場合					
	年		月			の時
備考						

《選択肢》

- ア 図書館の防災訓練の際には必ず使用する
 イ 本庁部局の職員を合わせた防災訓練の際には必ず使用する
 ウ 職員ミーティングの際には必ず使用する(毎日 ・ 週1回 ・ 月1回 ・ その他())
 エ 実際の自然災害時に使用した(西暦 年 月 の時)
 オ 今のところマニュアルはない
 カ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

【問34 事業継続計画の有無】 図書館の関係する事業継続計画(BCP)を策定していますか。

回答欄	ア、イ、ウの場合：策定(予定)年月(西暦)
	年 月

《選択肢》

- ア 策定済み
 イ 現在策定中
 ウ 自治体の策定した計画に組み込まれている
 エ 今後策定予定
 オ 策定していない

*** 地震を想定した防災対策についておたずねします。以下の質問にお答えください。**

【問35 防災訓練の実施状況】 図書館で行う防災訓練の実施状況についておたずねします。図書館ではどのような訓練を行っていますか。もしくは参加していますか。

① 実施頻度

回答欄①	備考

《選択肢》

- ア 年2回以上
 イ 年1回
 ウ 地震を想定した防災訓練は行っていない
 エ その他 →具体的に備考欄に御記入ください。

② 主体(複数回答可)

回答欄②				備考

《選択肢》

- ア 図書館独自
- イ 図書館と本庁部局
- ウ 地域の住民や利用者と合同で行う
- エ その他 →具体的に備考欄に御記入ください。

③ 参加者(複数回答可)

回答欄③				備考

《選択肢》

- ア 専任以上の職員
- イ 臨時職員等非専任を含む
- ウ 指定管理者、委託会社の職員を含む
- エ 地域の住民や利用者を含む
- オ その他 →具体的に備考欄に御記入ください。

④ 内容(複数回答可)

回答欄④				備考

《選択肢》

- ア 避難、救護、搬出(原簿・台帳・貴重資料等)
- イ 消火器具の使用
- ウ 避難器具の使用
- エ 無線放送の使用
- オ 土のう設置 ・ がれき除去等
- カ その他 →具体的に備考欄に御記入ください。

【問36 問35以外の防災訓練】 上記以外の、地震を想定した防災訓練(通常の防災訓練は除きます)の実施状況についておたずねします。図書館ではどのような訓練を行っていますか。もしくは参加していますか。(複数回答可)

回答欄				備考

《選択肢》

- ア 自治体職員の非常参集訓練
- イ 自治体職員の徒歩による帰宅訓練
- ウ 自治体職員の図上訓練・図上演習
- エ 救急救命講習会(心肺蘇生法・AED使用法)
- オ 隣接の都道府県や指定都市、あるいは提携自治体と連携して行う訓練
- カ 問35以外の訓練は行っていない
- キ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

* 建物や設備の日常の地震対策についておたずねします。以下の質問にお答えください。

【問37 設備面の地震対策】 図書館の設備で地震対策を行っているものはありますか。以下からお選びください。(複数回答可)

① 非常用品・用具の備え

回答欄 ①				備考

《選択肢》

- ア 携行品や用具(ヘルメット メガホン ハンドマイク トランシーバー ホイッスル 懐中電灯 ランタン 携帯ラジオ 携帯電話充電 工具 担架 作業着 長靴 スコップ 土のう袋 等)
- イ 個人用の避難袋(定期的に中身を取りかえる)
- ウ 利用者にも提供可能な備蓄(雨具 防災ずきん 毛布 ブルーシート 組立式トイレ 飲料水 非常食 等)
- エ AED(自動体外式除細動器)
- オ 特に準備していない
- カ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

② 防災関連の措置

回答欄 ②				備考

《選択肢》

- ア 窓等にガラス飛散防止フィルムを貼る
- イ 固定金具やはすかい等書架の転倒防止措置を行う
- ウ パソコンのディスプレイやその他の機器類に転倒防止措置を行う
- エ 書架に図書の落下防止装置を導入する
- オ 特に行っていない
- カ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

③ 放送・通信設備

回答欄 ③				備考

《選択肢》

- ア 非常時の館内放送用文章を作成し、アナウンスできるようにしている
- イ テレビ・ラジオ等の公共放送を利用者向けに情報提供できるようにしている
- ウ 防災無線等、自治体からの緊急連絡を情報発信できるようにしている
- エ 特に準備していない
- オ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

【問38 図書館間の連絡体制】 自治体内の図書館間において、震災時の連絡体制は決まっていますか。(複数回答可)

回答欄				備考

《選択肢》

- ア 決まっていない
- イ 電話・FAXの連絡網がある
- ウ メールでの連絡網がある
- エ 公用車・協力車等の巡回連絡体制がある
- オ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

【問39 中心館機能の維持】 同一自治体内の中心館が被災した場合、中心館機能の分担について決まっていますか。

回答欄	備考

《選択肢》

- ア 決まっていない
- イ 中心館機能を負う館の優先順位が決まっている。
- ウ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

【問40 図書館以外の部署との連絡体制】 貴自治体の他の部署との災害時の連絡体制はありますか。(複数回答可)

回答欄						備考

《選択肢》

- ア ない
- イ 電話
- ウ FAX
- エ メール
- オ 連絡車(公用車)
- カ SNS(ツイッター等)
- キ その他→具体的に備考欄に御記入ください。

【問41 図書館以外の部署との応援体制】 貴自治体の他の部署との災害時の応援体制は定められていますか。

回答欄

《選択肢》

- ア 定められている ⇒ 問42へ
- イ 定められていない ⇒ 【共通】調査は終了です。引き続き、【都道府県立図書館】、【市区町村立図書館】の各調査にお進みください。

【問42 図書館以外の部署との応援体制の内容】どのような応援体制が定められていますか。

--

【共通】調査は終了です。引き続き、【都道府県立図書館】、【市区町村立図書館】の各調査にお進みください。

全公図 調査研究事業「危機管理(震災対策等)」調査票【都道府県立図書館】

* 問1から問3については、これまでに貴自治体の図書館が最も影響を受けた被災地震について、お答えください。

【問1 県内図書館の被災状況】当該被災地震の際、県内図書館の被災状況の情報収集をしましたか。

回答欄

《選択肢》

- ア 実施した
- イ 実施しない
- ウ 自館が被災したため実施できなかった
- エ 被災自体がなかった



⇒ 問4へ

* 問1で「ア 実施した」を選択した館のみお答えください。

【問2 県内図書館被災状況の提供】問1で収集した情報をどのように活用しましたか。

回答欄

《選択肢》

- ア 住民にも役立ててもらえるようホームページなどで公開した
- イ 県内の図書館にのみ情報提供した
- ウ 情報収集はしたが、各館ごとの状況は公開しなかった

⇒ 問4へ

【問3 被災状況の提供方法】問1で収集した情報の提供はどのような方法で実施しましたか。(複数回答可)

回答欄					備考

《選択肢》

- ア ホームページへの掲載
- イ FAXによる提供
- ウ メールによる発信
- エ SNS(ツイッター等)による発信
- オ その他 →具体的に備考欄に御記入ください。

【問4 都道府県下の市区町村立図書館との連絡体制】市区町村立図書館との災害時の連絡体制は決まっていますか。

(複数回答可)

回答欄							備考

《選択肢》

- ア 決まっていない
- イ 電話
- ウ FAX
- エ メール
- オ 連絡車(公用車)
- カ SNS(ツイッター等)
- キ ホームページ内の職員専用ページの掲示板
- ク その他→具体的に備考欄に御記入ください。

【問5 都道府県下の市区町村立図書館との協力体制】都道府県内の市区町村立図書館との災害時の協力体制は決まっていますか。

回答欄

《選択肢》

- ア 決まっている
- イ 決まっていない

⇒ 問7へ

【問6 協力体制の内容】どのような協力体制ですか。

--

【問7 他の都道府県立の図書館との連絡協力】他の都道府県立の図書館との間に連絡協力についての申し合わせは決まっていますか。

回答欄

《選択肢》

- ア 決まっている
- イ 決まっていない

⇒ 問10へ

【問8 申し合わせの相手】その自治体はどこですか。

【問9 応援体制の内容】どのような応援体制が決まっていますか。

【問10 協力(援助)内容の希望】自館が被災した際にはどのような協力(援助)が欲しいですか。

①隣接都道府県から

②遠隔都道府県から

全公図 調査研究事業「危機管理(震災対策等)」調査票【市区町村立図書館】

【問1 他の図書館との連絡体制】 同一都道府県内の別の自治体の図書館との災害時の連絡体制はありますか。(複数回答可)

回答欄						備考

《選択肢》

ア ない
イ 電話
ウ FAX

エ メール
オ 連絡車(公用車)
カ SNS(ツイッター等)

キ ホームページ内の職員専用ページの掲示板
ク その他→具体的に備考欄に御記入ください。

【問2 他の図書館との応援体制】 同一都道府県内の別の自治体の図書館との災害時の応援体制についての申し合わせは決まっていますか。

回答欄

《選択肢》

ア 決まっている
イ 決まっていない

⇒ 問4へ

【問3 応援体制の内容】どのような応援体制が決まっていますか。

--

【問4 都道府県外図書館との連絡体制】 他の都道府県内の図書館との間に連絡協力についての申し合わせは決まっていますか。

回答欄

《選択肢》

ア 決まっている
イ 決まっていない

⇒ 問7へ

【問5 申し合わせの相手】 その自治体はどこですか。

--

【問6 応援体制の内容】どのような応援体制が決まっていますか。

--

【問7 協力(援助)内容の希望】自館が被災した際にはどのような協力(援助)が欲しいですか。

①都道府県内市区町村から

--

②都道府県から

--

③都道府県外市区町村(隣接)から

--

④都道府県外市区町村(遠隔)から

--

全国調整委員会委員

平成24年度

地区名	所 属 図 書 館	委 員 氏 名
北日本	北海道立図書館	金山 聖子
関 東	千葉県立中央図書館	三浦 章宏
	神奈川県立図書館	小林 利幸
東海北陸	富山県立図書館	稲坂 葉子
近 畿	大阪府立中央図書館	吉川 逸子
中 国	島根県立図書館	石塚 弘文
四 国	高知県立図書館	尾形 千晶
九 州	宮崎県立図書館	家弓 文孝
事務局	全国公共図書館協議会 東京都立中央図書館内	事務局次長 吉井 英司 *
		事務局担当 小山 響子 *
		事務局担当 後藤 如子 *

* 編集委員を兼ねる

編集委員	埼玉県立浦和図書館	伊藤 仁
	千葉県立中央図書館	奈良 伸一郎
	神奈川県立図書館	白石 智彦
	東京都立中央図書館	高松 早枝子

助言者	草津町立図書館	中沢 孝之
-----	---------	-------

公立図書館における危機管理(震災対策等)に関する実態調査報告書

発行日 平成25年3月28日

編集発行 全国公共図書館協議会
〒106-8575 東京都港区南麻布5-7-13
東京都立中央図書館内
03-3442-8451(代)

印刷所 東京都同胞援護会事業局
東京都千代田区外神田1-1-5昌平橋ビル



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています